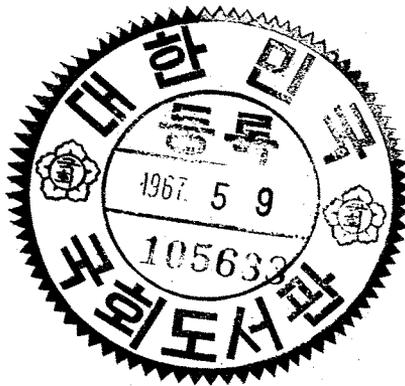


朝鮮事情

朝鮮總督府



朝鮮事情 目次

第一章 官制	一
第一節 沿革	一
第二節 新施政	二
第二章 地理誌	六
第一節 地形及地勢	六
第二節 氣候	八
第三節 戶口	一一
第四節 都邑及名勝	一九
第三章 交通	五五
第一節 鐵道	五五
第二節 道路	六一
第三節 港灣	六二

第四節 海 事	六五
第五節 江 運	六六
第四章 通信事業	七〇
第五章 電氣瓦斯事業	七三
第六章 地方行政	七四
第一節 行政區畫	七四
第二節 公共團體	七五
第三節 府郡島臨時恩賜金	七八
第四節 鄉校財產	九〇
第七章 救 恤	九一
第一節 濟生事業	九一
第二節 救療施設	九三
第八章 教 育	九六

第一節	新令公布	九六
第二節	內地人教育	九七
第三節	朝鮮人教育	一〇二
第四節	在內地朝鮮學生	一二五
第五節	經學院	一一六
第六節	教科用圖書	一二七
第九章	財政及經濟	一二八
第一節	財政	一二八
第二節	經濟	一三六
第十章	專賣	一五二
第一節	煙草	一五二
第二節	人蔘	一五七
附	鹽	一五七

第十一章	拓殖事業	一五九
第十二章	産業	一八〇
第一節	農業	一八〇
第二節	林業	二〇一
第三節	蠶業	二二二
第四節	水産業	二二九
第五節	工業	二三六
第六節	商業	二五二
第十三章	貿易	二六五
第一節	一般狀況	二六五
第二節	税關	二七六
第十四章	宗教	二七九
第一節	朝鮮に於け宗教の概況	二七九

第二節 宗教團體の社會事業	二八五
第十五章 警察	二八六
第一節 警務機關の配置	二八六
第二節 警察官養成の施設	二八八
第十六章 衛生	二八九
第一節 醫療機關	二八九
第二節 施設	二九一
第十七章 司法	三〇〇
第一節 裁判制度	三〇一
第二節 適用法規	三〇三
第三節 事務取扱概要	三〇五
第四節 監獄	三〇七
第五節 免囚保護事業	三〇八

目次終

朝鮮事情

第一章 官制

第一節 沿革

明治四十三年八月廿九日、我が帝國は韓國を併せ、朝鮮總督府を置き、十月一日日本府及所屬官署官制を施行して以來數次の一部改正を經たるが、時運の進展に應じて宜を制し、施政の便に資せんが爲、大正八年八月一大改正を加へられ、内務・財務・殖産・法務・學務・警務の六局を置き、官房に庶務・土木・鐵道の三部を設け、尙地方官官制を改め、從來の道長官を道知事と爲し、道に從來の第一部及第二部の外更に第三部を新設して警察・衛生の事務を執行せしむることとなりたり。大正十年二月十二日道第一部を内務部、第二部を財務部、第三部を警察部と改められたり。

第二節 新施政

此年八月十二日男爵齋藤實朝朝鮮總督に法學博士水野鍊太郎本府政務總監に任せられ、九月三日部下職員に對し、施政の方針に關して訓示する所あり、中に曰く

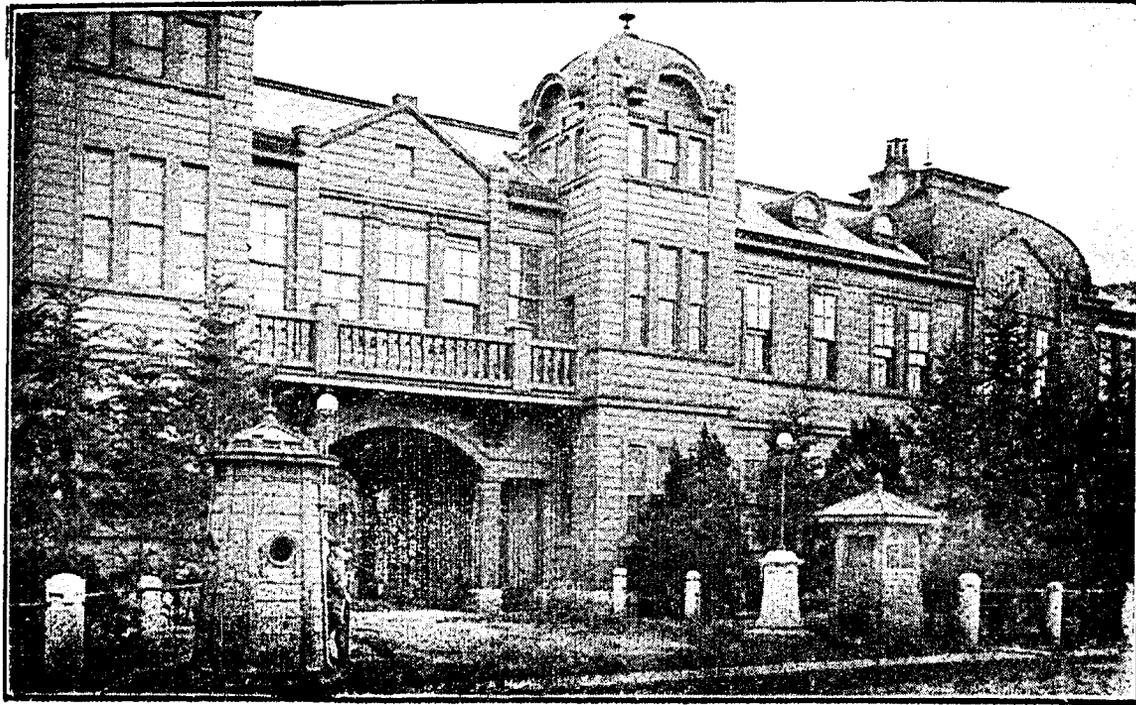
一 形式的政治の弊を打破し、法令は成るべく簡約に従ひ、誠意國民を誘掖して其の精神の徹底を圖り、行政處分は事態民情に顧みて適切なる措置を執り、努めて被處分者の瞭解を得しむべし。

一 事務の整理簡捷に努め、民衆の便益を計り、官廳の威信を保持すべし。

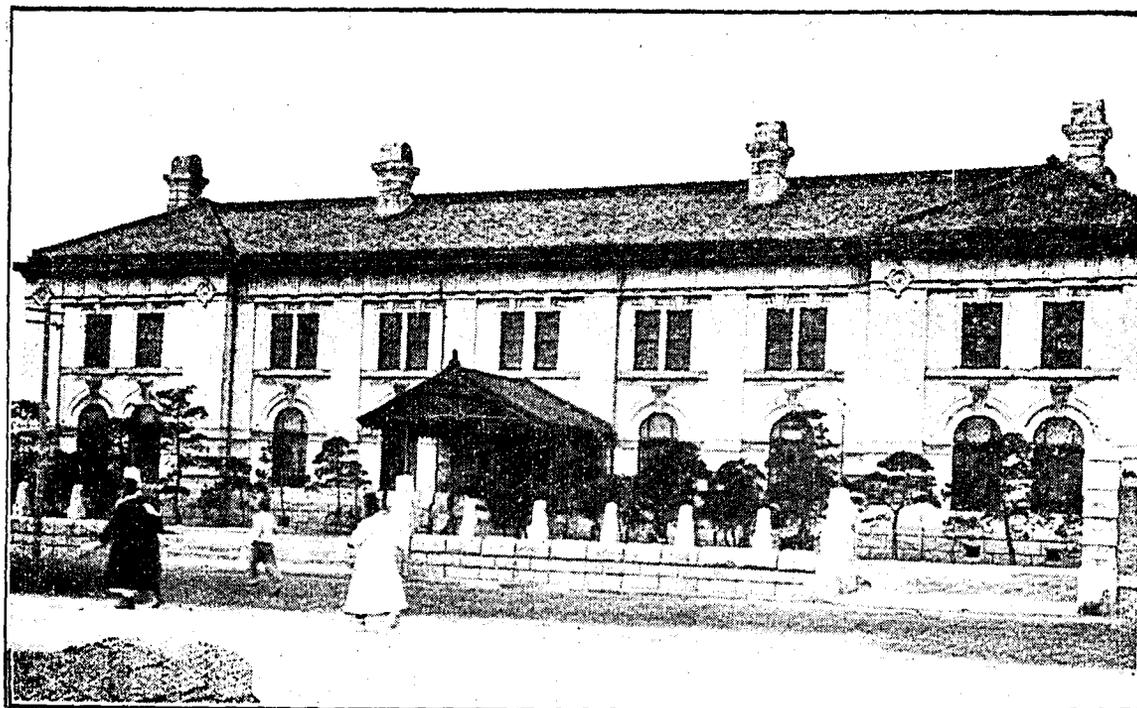
一 言論、集會、出版等に對しては、秩序及公安の維持に妨げなき限り相當考慮を加へ、民意の暢達を計るべし。

一 教育、産業、交通、警察、衛生、社會救濟其の他各般の行政に刷新を加へ、國民生活の安定を圖り、一般の福利を増進するに於て新に一生面を開かんことを期す。殊に地方に於ける民風の涵養並民力の作興は地方團體の力に待つことを便とすべきが故に、將來時機を見、地方自治制度を施行するの目的を以て速に之が調査研究に著手せんとす。

爾後新方針に基き、著々各種の施設を爲し來りたるが、今此等施設中、主要な



朝鮮總督府(京城)



(東京) 朝鮮總督府遞信局

る項目を擧ぐれば左の如し。

第一 一視同仁

一 内鮮人差別待遇撤廢

朝鮮人文官待遇改善、朝鮮人官吏級位級勳資格擴張、朝鮮人訓導の公立普通學校長任用、朝鮮人判檢事の權限擴張、笞刑廢止

二 恩 赦

三 内鮮融和の狀況

朝鮮人郡守及中樞院參議等の内地視察、内地視察獎勵、内地事情、朝鮮事情の相互紹介、情報委員會設置、會議、講習等に對する内地との相互列席、朝鮮視察者に對する便宜供與、内鮮融和の會合

第二 形式主義の刷新

一 服制廢止

二 事務簡捷に關する施設

第三 民意暢達

一 地方有志招集並官制改正の趣旨徹底

二 民情視察員の派遣及民情視察事務官の設置

第一章 官制

- 三 朝鮮文新聞の發行認可
- 四 中樞院の會議
- 五 道參與官招集

第四 教育の刷新

- 一 公立普通學校増設年限の短縮
- 二 學制改革
- 三 高等普通學校・女子高等普通學校及私立學校規則の改正
- 四 臨時教育調査委員會及教科書調査委員會の設置

第五 地方行政

- 一 地方制度の改正
- 二 地方行政の監察
- 三 道理事官の設置
- 四 文廟維持の確立及郷校財産經理方針の改正
- 五 道路夫役賦課及道路用地寄附の廢止

第六 産業の開發

- 一 朝鮮産米増殖計畫
- 二 會社令の撤廢及市場規則改正

- 三 水産試験場及林業試験場の新設
- 四 産業諸機關の擴張
- 五 産業調査委員會の設置
- 第七 救 恤
 - 一 臨時恩賜金に依る社會救濟事業の經營
 - 二 旱害救濟
- 第八 交 通
- 第九 衛 生
 - 一 總督府醫院及慈惠醫院の擴張
 - 二 道衛生技術員、公醫及海港檢疫員の増員
 - 三 屠場規則の改正
 - 四 中央衛生會並傳染病及地方病調査委員會の設置
- 第一〇 警察制度の改革
- 第一一 財 務
 - 一 驛屯土の整理
 - 二 關稅改正
 - 三 漁業稅・船稅・鹽稅及人蔘稅の廢止

四 煙草專賣制度の實施

第一二 宗 教

一 布教規則の改正

二 宗教の宣布を目的とする財団法人の許可

第一三 慣習及文化の尊重

一 墓地、火葬場、埋葬及火葬取締規則の改正

二 朝鮮語の奨励

三 慣習調査の擴充

四 民事令及民籍法の改正並内鮮人婚姻に關する手續法の制定

以上

第二章 地誌

第一節 地形及地勢

朝鮮は日本海と黄海との間に突出せる一大半島にして、南は朝鮮海峽を隔て、

九州地方に對し、北は鴨綠江・豆滿江等を界として滿洲及西伯利に連る。地勢東西に狭く、南北に長し。東經百二十四度一分より百三十度五十六分二十三秒に至り、北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒に互り、面積一萬四千三百二十方里を有す。

朝鮮の北境には、長白山脈東方より西南に沿ひ、一枝南を指し、平安南北兩道及咸鏡南北兩道を劃して江原道に入り、東海岸に沿ひ南に走る。斯の如く主たる山脈は東に偏するを以て、日本海方面は傾斜急にして大川平野に乏しく、黄海方面と朝鮮海峽方面とは比較的傾斜緩にして平野少からず。鴨綠江・大同江・漢江・錦江・蟾津江・洛東江等あり。舟楫の利灌溉の便多く、地味概して肥沃なり。

朝鮮の海岸線は、本土及島嶼を合せ四千三百九十五里餘に達し、灣浦は日本海方面に乏けれども、元山・城津・清津・雄基等の諸港あり。朝鮮海峽及黄海方面は海上の交通頻繁にして、釜山・木浦・群山・仁川・鎮南浦等、錨地頗る多し。

第二節 氣候

氣溫 年平均氣溫は、南部海岸に於て攝氏以下之十三度餘、北進するに従ひ遞減す。即ち中央部京仁地方は十度内外にして、國境内陸に入れば四度乃至三度となる。又日本海に面する地方は、黄海に面する地方に比すれば溫暖にして、夏季を除くの外約二度の高溫を示す。若夫極寒期たる一月に於ける日々の平均最低氣溫は、國境内陸地方に於て零下廿九度を示し、南部海岸は零下一度餘にして約三十度の差あり。尙極暑期たる八月に於ける日々の平均最高氣溫は、大邱の三十一度を最高とし、雄基の二十五度を最低とし、此間六度の差あるに過ぎず。

風 朝鮮は季節風の勢力卓越せる亞細亞大陸東部に屬するを以て、其の主風の方
向は季節に因り略々一定せり。即ち冬季大陸方面より來る風は、朝鮮附近に於て
北西風と爲る。又夏季は一般に南偏の季節風と爲り、兩季節風の交代期たる春季

及秋季は、風向區々にして一定せず。又兩季節風は、單に風向相反するのみならず、冬季は空氣一般に乾燥して晴天の日多く、又氣壓傾斜概して急にして風力強く、夏季は空氣濕潤にして曇天若は雨天の日多く、且氣壓の勾配緩なるを以て風勢甚弱し。而して前者は後者に比し期間永く、且其の特徴甚だ顯著なり。黃海に面する地方は、冬季北西風を受くるを以て當期間風力強し。これに反し日本海に面する地方は脊梁山脈に遮らるゝに因り、風勢概して弱し。尙全域を通觀するに風勢は沿海地方に於て強く、内陸に於て弱き傾向あり。

雨雪 雨雪の年量は概して少し、即ち全土の大半は八百乃至千耗を示し、其の最多きは元山以南の東岸にして、北部竝北西部に進むに従ひ遞減す。尙降雨の内地に比して著しく相異る點は、季節に因る降雨の差甚しきこと是なり。即ち六月より八月に至る三箇月間は、主たる降雨期にして、十月より三月に至る間は乾燥期に屬し、雨量極めて少し。又南部地方に在りては、七月を以て降雨の最盛期と爲

し、日本海岸地方の北部の降雨最盛期は八月にして、時に或は九月に跨る。而して雨期と乾燥期との區別截然たるは一般の特色なりとす。

蒸發 朝鮮は内地に比すれば、雨量少く、且空氣乾燥し、之に加ふるに日照時數多きを以て、蒸發盛にして、元山以南の日本海岸地方を除く外、一般に降水量を超過す。年量は南部の釜山地方最多くして千五百耗弱に達し、北進するに従ひ遞減すれども、京畿黃海兩道の海岸竝雄基地方は稍増して千三四百耗を算し、最少き江原道以北の東海岸及北部内陸地方に在りて尙千乃至千二百耗を示す。

霧 朝鮮近海は、著名なる濃霧發生所にして、其の區域は殆んど沿岸全線に互り就中最多きは多島海附近にして、濃霧日數は一年中七十日内外に達し、西部及北東部地方近海之に次ぎ、其の他は二十日乃至五十日の間に在り。而して元山以南の東部海岸地方を最少しと爲す。又濃霧の發生は、季節に因り大に消長あり。即ち冬季に在りては殆んど之を見ざるも、初春より漸次發生し、晚春初夏の交に於

て最盛に、極暑期に入るに及びて減退す。

季節 降雪始終の期は年々遅速あれども、平年初雪は北部高原地方に最早くして十月下旬、他は概ね十一月に於て之を見る。又南東海岸地方は最晩れ、十二月下旬なるが、時としては年内に雪を見ざることあり。終雪は、最晩き北部國境地方は四月末にして、最早き釜山地方は三月上旬、其の他は三月中旬乃至四月中旬の間に在り。尙上述の如く冬季は一般に雨雪量少きを以て、積雪亦少し。初霜は北部地方に在りては九月上旬に之を見るも、概ね十月下旬より十一月中旬の間に在りて、四月中に終るを一般とし、北部地方に在りては五月に入りて終るを常とす而して南部に在りても往々五月中旬に晩霜を見ることあり。

第三節 戸 口

大正九年十二月末日に於ける朝鮮の戸數及人口は、左の如し。

戸數 三百二十九萬二千九百七十九戸

内地人 九萬四千五百十四戸
 朝鮮人 三百十九萬千百五十三戸
 外國人 七千三百十二戸

人口 千七百廿八萬八千九百八十九人

内地人 三十四萬七千八百五十人
 朝鮮人 千六百九十一萬六千七十八人
 外國人 二萬五千六十一人

尙道別現任戸數及人口並本籍別内地人戸口を示せば、左表の如し。

各道に於ける現任戸數

(大正九年十二月三十一日)

道名	内地人	朝鮮人	外國人	合計
京畿道	二二,八〇八戸	三三三,五〇九戸	一,二六二戸	三四七,五七九戸
忠清北道	一,七八九	一四三,九二五	一九二	一四五,九〇六
忠清南道	四,五九五	一一〇,八二二	五六二	一二五,九六八

各道面積と現在人口

(大正九年十二月三十一日)

全羅北道	五,七八七	二三三,三七〇	三五三	二三九,五一〇
全羅南道	六,九〇一	三七五,九四八	二三〇	三八三,〇六九
慶尙北道	七,八七七	三九一,〇一四	二九二	三九九,一八三
慶尙南道	一六,五二五	三三九,二六九	一九三	三五五,九八七
黃海道	四,五四二	二五七,二六六	五八六	二六二,三九四
平安南道	七,九四八	二〇一,七三八	五六四	二二〇,二五〇
平安北道	四,〇八九	二二四,一〇二	一九二〇	二二〇,一一一
江原道	二,三〇七	二二四,七三四	一七五	二二七,二二六
咸鏡南道	四,六三一	二〇四,三八四	四五二	二〇九,四六七
咸鏡北道	四,七二五	八一,〇八二	五四二	八六,三三九
總計	九四,三二四	三,一九一,一五三	七三二	三,二九二,九七九

道名	面積	人口			平均一 方里人口
		內地人	朝鮮人	外國人	
京畿道	八三〇.八 ^{方里}	九〇,八七〇	一,六八九,三三三	五,四九二	二,一四八.八
忠清北道	四八一.〇	五,八八三	七七〇,八二八	六,三二	一,六一六.一
忠清南道	五二五六	二六,八一四	一,一〇〇,九二二	一,九七一	二,一六六.七
全羅北道	五五三.一	二一,二五四	一,一九七,六七〇	一,一六四	二,二〇六.三
全羅南道	九〇〇.四	二六,六五九	一,九二七,一三九	七,七〇	二,一七一.七
慶尙北道	一,二三二.二	二八,七四四	二,〇八二,八一九	八,二六	一,七二六.〇
慶尙南道	七九七.八	六六,四六七	一,七三九,〇二〇	七,九六	二,二五一.〇
黃海道	一,〇八四.八	一四,二五五	一,二六四,七五七	一,五八三	一,一八〇.三
平安南道	九六七.七	二七,六四六	一,〇五二,六〇六	二,二二五	一,一一八.三
平安北道	一,八四四.二	一一,〇四〇	一,一八七,二四三	五,四五四	六,五三.三
江原道	一,七〇二.八	六,四五九	一,一七五,〇六二	四,七三	六,九四.一
咸鏡南道	二,〇七三.四	一五,八二八	一,二二一,九二〇	一,五三五	五,九三.〇
咸鏡北道	一,三一九.二	一四,九三一	五〇六,七八九	二,一七〇	三,九七.二
總計	一四,三二二.〇	三四七,八五〇	一六,九一六,〇七八	二五,〇六一	一,二〇八.〇

本籍別内地人戸口表

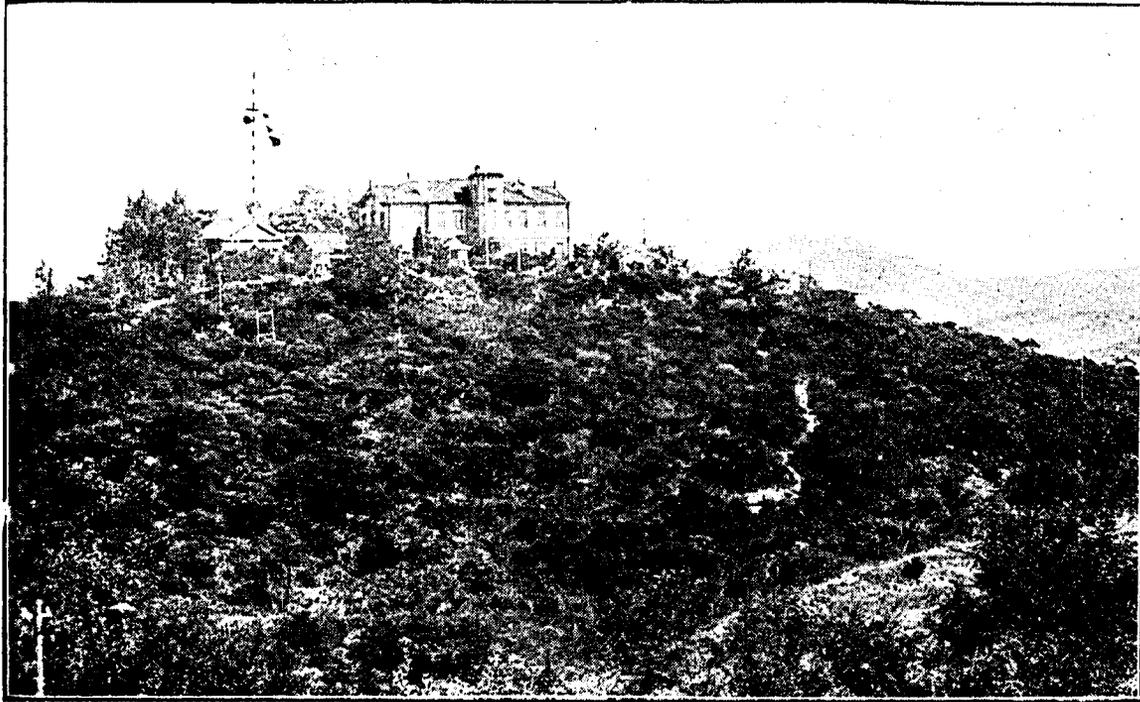
(大正九年十二月三十一日)

府	縣	戸數	人		計
			男	女	
山	山口縣	八,五四七	一七,〇九四	一五,九九三	三三,〇八七
福	福岡縣	六,七八六	一三,六一八	一二,九一八	二六,五三六
廣	廣島縣	五,六八一	一一,二〇七	一〇,三二四	二一,五二一
長	長崎縣	五,四九〇	一〇,九〇〇	一〇,四四七	二一,三四七
熊	熊本縣	四,七〇七	八,九一七	八,一二二	一七,〇二九
大	大分縣	四,二二六	八,一〇五	七,二六四	一五,三六九
佐	佐賀縣	三,七四七	七,五二九	六,八六四	一四,三九三
岡	岡山縣	三,七四七	七,四二四	六,三六五	一三,七七九
愛	愛媛縣	二,六九七	五,五〇二	四,九四九	一〇,四五二
鹿	鹿兒島縣	三,〇四九	五,六七八	四,六三三	一〇,三一

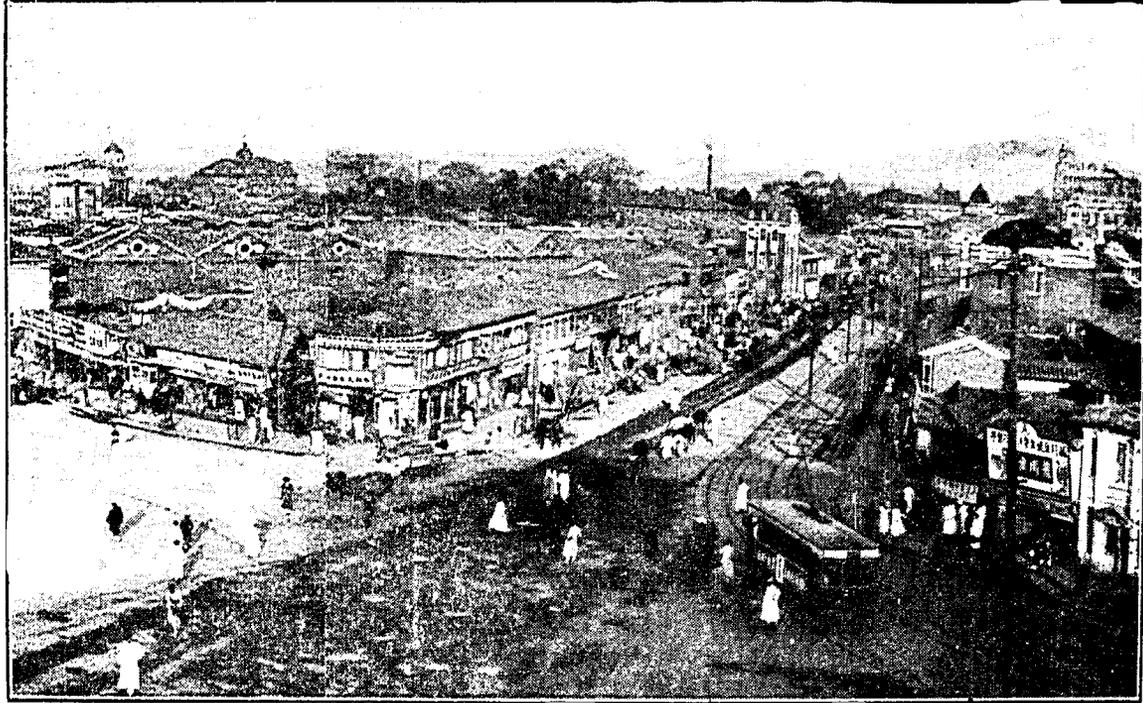
府	縣	戶數	人		計
			男	女	
東京府		二,七五二	五,四二五	四,七三二	一〇,一四七
愛知縣		二,三九八	四,八七六	四,〇七七	八,九五三
香川縣		二,三二五	四,七二五	四,〇六五	八,七九〇
大阪府		二,三六一	四,六九五	四,〇八八	八,七八三
島根縣		二,四五四	四,六二八	三,九五八	八,五八六
兵庫縣		二,二九三	四,三五六	三,八九九	八,二五五
高知縣		一,六四一	三,二八四	二,七〇五	五,九八九
德島縣		一,五六七	三,〇五〇	二,八〇七	五,八五七
三重縣		一,四七四	三,〇四九	二,四七一	五,五二〇
京都府		一,四八五	二,九一七	二,五二五	五,四四二
岐阜縣		一,三九〇	二,八八六	二,二六五	五,一五一
福井縣		一,二九九	二,六四〇	二,三二〇	四,九五〇

千	山	茨	富	鳥	宮	長	滋	福	石	和	新	靜
葉	形	城	山	取	城	野	賀	島	川	歌	潟	岡
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
九〇一	九〇一	一、二二九	九五七	一、〇七六	一、三三七	一、二五一	一、一九八	一、三三〇	一、二八〇	一、二六九	一、三八六	一、三六五
一、五五四	一、七四九	一、八四二	一、八四九	二、〇四一	二、二六九	二、四二八	二、四四八	二、五六三	二、五九九	二、六三三	二、六七八	二、七二五
一、二七五	一、三六九	一、四五三	一、五六四	一、七五八	一、七七五	一、八七六	一、八七七	二、一四三	二、二七一	二、二〇一	二、二四二	二、二三二
三、八一九	三、二一八	三、二九五	三、四一三	三、七九九	四、〇四四	四、三〇四	四、三三五	四、七〇六	四、七七〇	四、八三四	四、九二〇	四、九四六

府	縣	戶數	人		計口
			男	女	
神奈川	川縣	七九〇	一、四六一	一、三五六	二、八二七
宮崎	崎縣	八〇六	一、五四七	一、二七八	二、七二五
奈良	良縣	七一六	一、三六〇	一、二一九	二、四七九
山梨	梨縣	六七〇	一、二五八	一、〇五二	二、三二〇
北海道	道	五九六	一、二四七	一、〇三一	二、二七八
群馬	馬縣	六三三	一、二二六	九五七	二、一八五
栃木	木縣	六三三	一、一三二	九五五	二、〇八六
埼玉	玉縣	五九六	一、一五三	九二五	二、〇七八
秋田	田縣	六四五	一、二二二	九四五	二、〇六六
巖手	手縣	五三八	九三一	七三一	一、六六二
青森	森縣	四四一	七五七	六一六	一、三七三



朝鮮總督府觀測所



(道徳水) 部一の街市城京

沖繩縣	七五	一四一	一〇三	二四四
總計	九四、五一四	一八五、一九六	一六二、六五四	三四七、八五〇

第四節 都邑及名勝

一 京 城

朝鮮の首都にして、總督府始政後の市街整理に依り、略々舊觀を改め、今や内地に於ける大都市に比し、殆ど遜色なきに至れり。此の地は仁王山・北岳山・南山等に夾まれたる溪谷間に展開し、漢江其の東南西に流れ、市内に朝鮮總督府、京畿道廳、京城府廳、高陽郡廳、學校組合、高等法院、覆審法院、地方法院、憲兵隊司令部、憲兵隊、朝鮮歩兵隊、中樞院、專賣局竝同支局、遞信局、郵便爲替貯金管理所竝郵便局及郵便所、鐵道郵便局、海員審判所、稅關出張所、稅關監視署、李王職、專修學校、醫學專門學校、工業專門學校、高等普通學校、女子高等普通

學校、師範學校、中學校、高等女學校、小學校、普通學校、其の他各種學校及幼稚園、經學院、中央試驗所、總督府醫院、濟生院、監獄、警察官講習所、警察署、測候所、朝鮮銀行・朝鮮殖産銀行・朝鮮商業銀行・漢城銀行・韓一銀行等諸銀行本店並第一銀行其の他の支店、手形交換所、東洋拓殖・三井物産兩株式會社其の他の支店、朝鮮郵船株式會社、京城電氣株式會社、東洋畜産興業株式會社、李王職經營の美術品製作所、總督府博物館、同商品陳列館等あり。尙神社には京城神社、天滿宮、造營中の朝鮮神社等あり。寺院には眞宗本願寺派大谷派兩別院、曹洞宗別院、淨土宗等各派の寺院あり。教會には日本基督教會、日本組合教會、日本メソヂスト教會、聖公會、天主教會、美監理教會、朝鮮耶蘇教長老會、露國正教會等あり。其の他英米佛及支那の領事館、商業會議所、現物取引市場、私立の病院及醫院、公會堂、圖書館、新聞・雜誌及通信社、朝鮮ホテル其の他の旅館京城劇場・浪花座・黄金館等の民衆娛樂機關、日本赤十字社及愛國婦人會朝鮮本

部、サルタレル財團、公設市場、勞働者宿泊所、貧童孤兒教育、貧民救助及治療、行旅病人收容、出獄人保護等官設及私設の社會事業施設あり。又遊覽場としては李王職經營の昌慶苑を首めとし、パゴダ公園、漢陽公園、南山公園、獎忠壇等あり。道路四通八達、朝鮮線南大門驛を設けられたる外、市内環周して更に龍山及舊龍山漢江沿岸に至る。郊外麻浦竝清涼里及往十里に至る。電車竝自動車等の便備り。郵便電信は勿論、電話、電燈、瓦斯、水道等の設備整へり。

尙京城府の一部たる龍山には朝鮮線龍山驛あり、京城元山間鐵道の分岐點にして此地に南滿洲鐵道株式會社京城管理局、朝鮮軍司令部、第二十師團司令部、第四十旅團司令部、歩兵第七十八及同第七十九聯隊、騎兵第廿八聯隊、野砲兵第廿六聯隊、工兵第二十大隊、衛戍病院、衛戍監獄、陸軍倉庫、陸軍無線電信所、總督府印刷所、營林廠出張所、中學校、私立商業學校、小學校、圖書館等あり。

今試に最近統計に依る戸口を學ぐれば、左の如し。

戸數

五萬四千六百十四戸

内地人
朝鮮人
外國人

一萬六千九十九戸

三萬七千七百七十一戸

六百四十四戸

人口

二十五萬二千八百人

内地人
朝鮮人
外國人

十八萬千八百二十九人

二千七百六十二人

二 仁 川

京城より廿四哩の西、漢江の黄海に注ぐ海門を占むる貿易港にして、月尾島、沙島等前面に横りて内港を劃り、又八尾島に依りて外港を爲す。潮水の干満甚しく、大潮時に於ける差は三十二尺に及ぶ。築港は閘船渠式にして、渠内水域三萬坪を有し、北方の岸壁には四千五百噸級の船舶三隻を繋留せしむるを得べく、忠清南北道以北の貨物を吞吐し、内地及滿洲に於ける諸港との定期航路の寄港地たり。市内に仁川府廳、富川郡廳、地方法院支廳、觀測所、税關、郵便局、無線電

信所、警察署、憲兵分遣所、檢疫事務所、傳染病研究所、土木部出張所、海軍貯炭所、海事出張所、海員養成所、專賣支局出張所、監獄分監、朝鮮銀行其の他の支店、手形交換所、高等女學校、商業學校、商業專修學校、普通學校、小學校、幼稚園、支那領事館、商業會議所、水産組合支部、水産製品検査所、米豆検査所同取引所、新聞社、病院、劇場、公園、文庫等あり。社會事業としては、勞働者宿泊所、職業紹介所、孤兒院、悲田院、救護院、慈善會並貧民救療等の公私施設あり。尙電話、電燈、水道等の便亦備れり。

月尾島には、島を環りて櫻樹を栽ゑ、花時綺霞を散す。又近く灣内に海水浴場を設けたり。

戸口左の如し。

戸數	八千百五十八戸	内地人	二千七百一十戸
		朝鮮人	五千二百五戸
		外國人	二百四十二戸

人口

三萬六千四百九十人

内地人
朝鮮人
外國人

一萬一千二百八十一人

二萬三千八百五十五人

一千三百五十四人

三水原

京城を距る二十六哩の南に在り。李朝正宗の王城たりし舊蹟にして、今猶華虹門、杭眉亭、訪花隨柳亭(龍頭閣)、華寧殿、練武臺、望月臺等を存す。西湖は風光を以て名著る。此地に勸業模範場、地方法院支廳、慈惠醫院、守備隊、憲兵分遣所、警察署、水原郡廳、郵便局、農林專門學校、蠶業試驗所、女子蠶業講習所、樹苗圃、普通學校、小學校、學校組合、金融組合等あり。

人口左の如し。

人口

九千九百八人

内地人
朝鮮人
外國人

一千三百九十六人

八千四百七十七人

三十五人

四 鳥 致 院

京城を南に距る八十哩、忠清南北兩道に通ずる要樞を占め、古來名高き市場あり。四周の農産物の集散地たり。燕岐郡廳、警察署、郵便局、地方法院出張所、土地倉庫物産・運輸倉庫の三株式會社、朝鮮殖産銀行・朝鮮實業銀行・大田電氣會社の三支店、金融組合等あり。

人口左の如し。

人口	四千五百十八人	
	}	内地人
		朝鮮人
		外國人
		一千百四十五人
		三千二百七十六人
		九十七人

五 清 州

鳥致院より東に分る、朝鮮中央鐵道株式會社線十四哩の地點に在り。忠清北道

廳、清州郡廳、地方法院支廳、監獄分監、警察署、憲兵隊、同分遣所、守備隊本部、專賣支局出張所、慈惠醫院、郵便局、普通學校、小學校、學校組合、金融組合等あり。社會事業としては有隣會あり。邑内の石橋及利竿は古來有名なり。

人口左の如し。

人口	五千二百七十九人	内地人	一千六百六十二人
		朝鮮人	三千五百二十二
		外國人	九十五人

六 公 州

鳥致院を西南に距る陸路六里餘、自動車の便あり。芙江驛よりする錦江舟路四時間程。忠清南道廳、公州郡廳、地方法院、監獄、警察署、守備隊、憲兵分遣所、郵便局、慈惠醫院、農業學校、朝鮮殖産銀行支店、金融組合、學校組合等あり。

社會事業としては慣業院、救濟院あり。邑内の山城公園は百濟文周王以後五代六十八年間の都址にして、園内の雙樹亭及雄心閣は、其の名最も著る。

人口左の如し。

人口

七千四百三十八人

内地人
朝鮮人

千五百四十八人

五千八百九十人

七大田

京城を南に距る百三哩、湖南線の分岐點にして、郡廳、地方法院支廳、監獄、警察署、憲兵分隊、歩兵大隊、專賣支局出張所、郵便局、中學校、高等女學校、普通學校、小學校、學校組合、金融組合、東洋拓殖株式會社支店、皮革會社、圖書館、新聞社等あり。社會事業としては自彊會あり。又此地を西に距る約三里にして儒城溫泉、五里にして鷄龍山あり。いづれも自動車にて往來し得べし。

人口左の如し。

人口

六千二百十八人

内地人	}	朝鮮人
		外國人

四千百六十四人

千九百六十三人

九十一人

八江 景

朝鮮に於ける大市場の一にして、湖南線の要樞に位す。又錦江を利用して舟楫を通ずべし。此地に地方法院支廳、警察署、郵便局、米穀信託・水産兩株式会社、朝鮮殖産・韓一兩銀行支店、金融組合、學校組合、圖書館、等あり。

九群 山

仁川木浦内地間定期航路の寄港地にして、貿易殷盛なり。江景及公州よりは舟楫、裡里よりは鐵道の便あり。群山府廳、沃溝郡廳、地方法院支廳、監獄分監、慈惠醫院、稅關支署、警察署、郵便局、米穀検査所、高等女學校、圖書館、商業會議所、新聞社、學校組合、金融組合、朝鮮銀行支店等あり。社會事業としては救護所、修道

社、保護會あり。戸口左の如し。

戸數	三千二百五十二戸
内地人	一千四百二十三戸
朝鮮人	一千七百六十九戸
外國人	六十戸
人口	一萬四千百三十八人
内地人	五千六百五十九人
朝鮮人	八千二百四十三人
外國人	二百三十六人

一〇 全州

湖南線裡里驛より南十五哩餘、鐵道の便あり。米産地として名高き全州平野を北に控へ、内地人の農業經營者頗る多く、特に養蠶及製紙の業盛なり。全羅北道廳、全州郡廳、地方法院、監獄、警察署、憲兵分隊、同分遺所、守備隊、專賣支局、測候所、郵便局、慈惠醫院、高等普通學校、普通學校、小學校、學校組合、殖産銀行支店其他銀行會社並金融組合、圖書館、新聞社等あり。社會事業には有

終會あり。邑内の慶基殿、肇慶廟竝城東の梧木臺、城西の多佳山等遊覽に値す。
人口左の如し。

人口	一萬五千九百三十九人	内地人	二千八百四人
		朝鮮人	一萬三千三十六人
		外國人	九十九人

光州

湖南線松汀里驛を東に距る陸路三里、自動車の便あり。

光州松汀里間私設鐵道は近く開通すべし 全羅

南道廳、郡廳、地方法院、監獄、警察署、憲兵分遣所、守備隊本部、專賣支局出張所、慈惠醫院、郵便局、公立農業學校、私立高等普通學校、電氣會社、綿業會社、酒造會社、湖南銀行、朝鮮殖産銀行及東洋拓殖株式會社各支店、金融組合、學校組合、新聞社等あり。

人口左の如し。

人口	一萬五千五百七人	内地人	二千八百二十五人
		朝鮮人	一萬二千六百二人
		外國人	八十人

一一 木 浦

湖南線の終點にして、榮山江口に位し、内地諸港及沿岸各地の定期航路寄港地たり。木浦府廳、務安郡廳、地方法院支廳、監獄、警察署、海事出張所、税關支署、棉作支場、專賣支局出張所、測候所、無線電信所、郵便局、圖書俱樂部、新聞社、商業專修學校、高等女學校、普通學校、小學校、學校組合、金融組合、朝鮮殖産・朝鮮・十八・湖南三銀行及東洋殖産株式會社各支店並電燈・水産・製油三株式會社、繰棉精穀兩工場等あり。社會事業としては救護所、保護會あり。戸口左の如し。

戸數

三千六百九十戸

内地人
朝鮮人
外國人

一千二百六戸

二千四百四十六戸

三十八戸

人口

一萬六千七百一人

内地人
朝鮮人
外國人

五千二百七十三人

一萬二千二百七十人

百五十八人

一三 大 邱

京城を南に距る二百三哩、殷盛なること朝鮮線沿道の都邑中第三位を占む。地味肥沃なる平野を環らし、穀類、果實、棉花、煙草、漢藥等諸産物の集散地にして古來有名の市場あり。慶尙北道廳、大邱府廳、達城郡廳、覆審法院、地方法院、歩兵第八十聯隊、守備隊本部、憲兵隊、憲兵分隊、警察署、監獄、慈惠醫院、郵便局、測候所、專賣支局、税關出張所、中學校、高等女學校、高等普通學校、農業學校、普通學校、小學校、學校組合、金融組合、大邱・鮮南・慶一・共立の四銀行

本店並朝鮮殖産・朝鮮・漢城三銀行及東洋拓殖株式會社各支店、新聞社等あり。
 又西方十町餘の丘上に達城公園あり。尙社會事業としては公設共同洗濯場、同市
 場、府營住宅、傳染病院、癩病院、修女院、行旅病人救護所、孤兒收容所、常成
 會、扶殖農園等あり。

戸口左の如し。

戸數	一萬六百三十七戸	内地人	三千百六十二戸
		朝鮮人	七千三百四十四戸
		外國人	百三十一戸
人口	四萬四千七百七人	内地人	一萬一千九百四十二人
		朝鮮人	三萬二千四百五十一人
		外國人	三百十四人

一四 慶州

大邱を距る約十七里の東に在り。私設鐵道及自動車等の設備ありて、交通利便

なり。慶州郡廳、地方法院支廳、警察署、郵便局、私設慶州古蹟保存會陳列館等あり。此地は新羅九百九十餘年間の王城たりしを以て、瞻星臺、石氷庫、雞林、鮑石亭、春陽橋址、臨海城址、雁鴨池、月城、南山城、五陵、武烈王陵其の他各王陵、柏栗寺等の遺蹟並芬皇寺九層塔、四面石佛、靈刹金石佛、巨鐘、古墳等、考古學の資料たるべきもの多し。又此を距る四里の東に佛國寺あり、境内の多寶塔及釋迦塔、寺背なる吐含山の岩窟庵等其の名最も著る。

一五 釜山

内地朝鮮間交通の咽喉にして、海陸運輸聯絡の設備完整し。京城を南に距る二百八十哩餘、目下南滿洲鐵道株式會社の委託經營に係る朝鮮線の最南端に位し、大阪、浦鹽及北鮮、西鮮及大連、上海等諸航路の寄港地たり。

府廳、地方法院、監獄、警察署、憲兵分隊、守備隊、陸軍運輸支部、陸軍倉庫支庫、税關、郵便局、移出牛檢疫所、獸疫血清製造所、水産試驗場、海事出張所

土木部出張所、專賣支局出張所、測候所、中學校、高等女學校、商業學校、商業專修學校、小學校、學校組合、水産組合、病院、商業會議所、穀物・青物・水産物各市場、朝鮮紡績・釜山水産兩株式會社並朝鮮銀行・朝鮮殖産銀行其の他各種銀行及日本硬質陶器・朝鮮瓦斯電氣・朝鮮郵船・大阪商船・東洋拓殖の各株式會社支店等あり。社會事業としては、救護所、慈善教社、輔成會等あり。遊覽地としては、龍頭山公園龍頭山神社あり、天馬山、伏兵山等あり。釜山の南約一里自動車に便乗すべし。の地に松島海水浴場あり。北約三里電車及自動車に便乗すべし。の海岸に海雲臺溫泉あり。戸口左の如し。

戸數	一萬七千二百九十四戸	内地人	七千六百八十九戸
		朝鮮人	九千五百五十一戸
		外國人	五十四戸

人口

七萬三千八百五十五人

内地人	朝鮮人	外國人

三萬三千八十五人

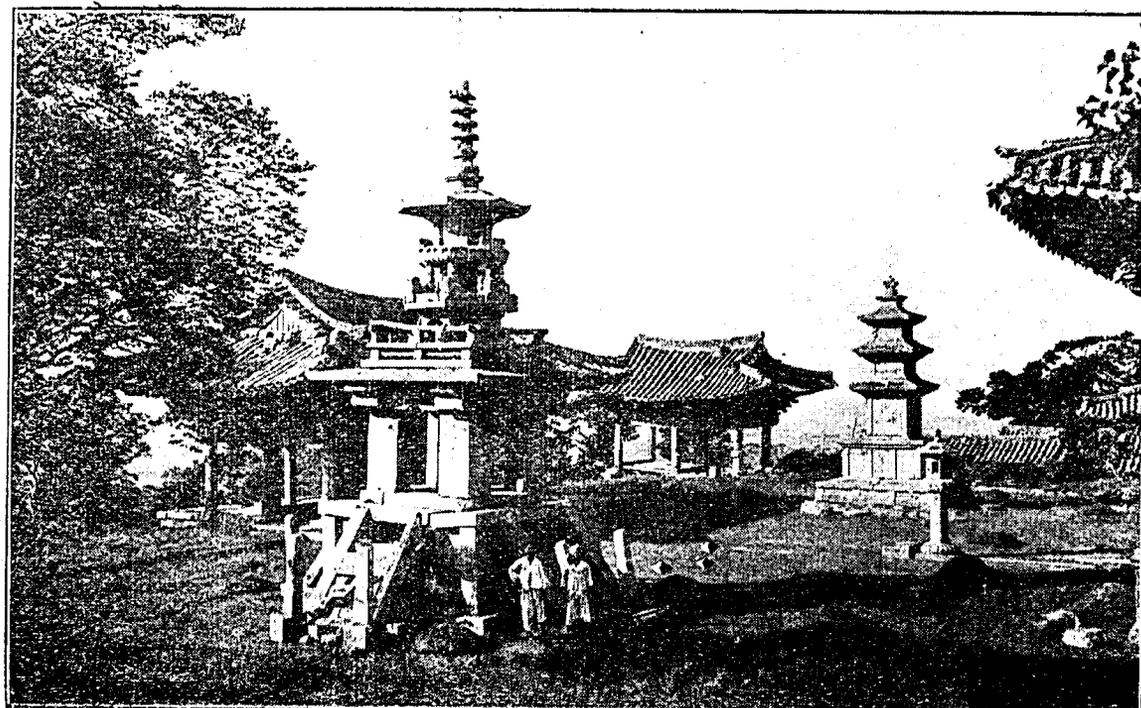
四萬五百三十二人

二百三十八人

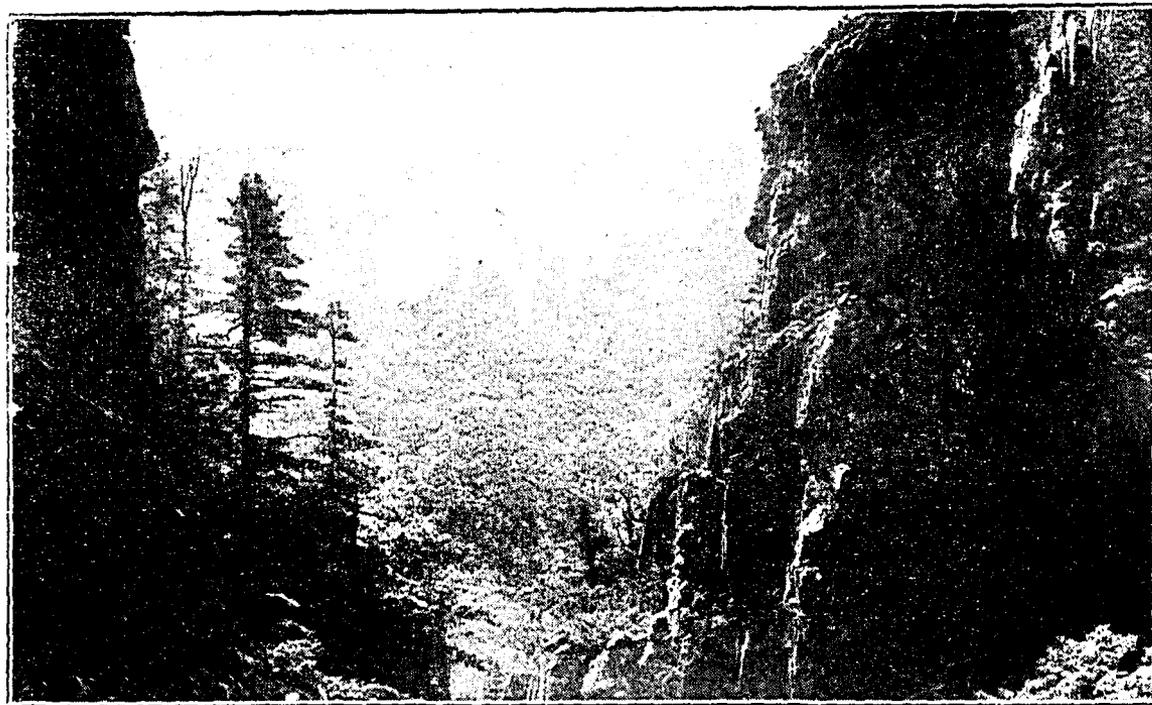
一六 馬山

朝鮮線三浪津驛より分岐せる鐵道廿四哩餘の西南に在り。鎮海灣岸の良港にして、釜山を距る海上三十九哩。馬山府廳、昌原郡廳、地方法院支廳、監獄分監、警察署、憲兵分遣所、重砲兵大隊、郵便局、病院、小學校、學校組合、新聞社等あり。社會事業としては、機業傳習所、免囚保護會、婦人慈惠會あり。風光明媚、氣候溫和なるを以て好箇の避寒地たり、又夏季海水浴の適地たり。尙ほ蒙古井月影臺等の舊蹟ありて、其の名最著る。

戸口左の如し。



佛國寺多寶塔(州慶)



金剛山 (江原道)

戸數

三千五百六十四戸

九百九十九戸

内地人

二千五百四十九戸

朝鮮人

十六戸

外國人

四千百七十二人

内地人

一萬一千九百二十三人

朝鮮人

七十人

外國人

一萬六千六百六十五人

人口

一七 鎮 海

海水深く昌原固城兩郡の間に彎入して天然の良港を成し、巨濟島其の南に横り灣内には大艦巨舶を碇泊せしむるに足る。新市街は昌原郡鎮海面に在りて、山を負ひ、海に臨み、頗る形勝を占む。此地に鎮海灣要塞司令部、鎮海要港部、鎮海防備隊、憲兵分隊、警察署、税關支署、郵便局等あり。

人口左の如し。

人口

五千六百十人

内地人
朝鮮人
外國人

五千八百八十四人

四百人

二十六人

一八 晋 州

馬山を西に距る十八里餘、自動車ありて交通に便す。慶尙南道廳、晋州郡廳、地方法院支廳、監獄分監、警察署、憲兵分遣所、守備隊、慈惠醫院、郵便局、朝鮮殖産銀行支店、金融組合、學校組合等あり。又南江に臨みて矗石樓在り、風光殊に佳なり。社會事業として培敦病院、扶掖館、副業獎勵會、佛教婦人會等あり。人口左の如し。

人口

一萬二千六百五十四人

内地人
朝鮮人

二千二十三人

一萬六百三十一人

一九 開 城

京城を北に距る四十五哩餘に在り。高麗朝四百七十餘年間の都址にして、滿月臺、善竹橋、崧陽書院、壽昌宮址、敬德宮址、太平館、成均館、南大門、觀德亭、大興山城下に朴淵の瀑布あり。七重石塔、杜門洞、彩霞洞、華藏寺、觀音寺、穆清殿、關王廟、顯陵、玄陵、正陵等の古蹟あり。人蔘及白菜は高麗燒と共に特産の珍たり。此の地亦桃を以て名著れ、時來れば其の花を賞する者多く、果實大にして味美なり。市内に地方法院支廳、監獄分監、警察署、憲兵分遣所、守備隊、專賣支局出張所、開城郡廳、郵便局、公立商業學校、私立高等普通學校、公立普通學校、同小學校、學校組合、金融組合等あり。

人口左の如し。

人口	三萬六千七百六十三人	内地人	一千二百十二人
		朝鮮人	三萬五千四百廿六人
		外國人	百二十五人

P.O 沙里院

京城を西北に距る百二十四哩餘、黃海道に於ける大平野の中心にして、巨額なる米穀・豆類の集散地たり。鳳山郡廳、警察署、郵便局、專賣支局出張所、勸業模範場西鮮支場、學校組合、金融組合、朝鮮殖産銀行及東洋拓殖・日海興業兩株式會社支店等あり。西鮮殖産鐵道株式會社經營の輕便鐵道は此地起點十三哩餘にして載寧驛、十九哩餘にして信川溫泉驛、二十一哩餘にして信川驛、又十六哩餘にして支線内土驛ありて其の附近なる長壽山の奇勝は、夙に黃海金剛の名を博し尙ほ信川溫泉驛附近に溫泉あり、信川驛を距る四里の地に九月山あり、達泉、安岳、松禾等の溫泉其の周圍に散在す。

人口左の如し。

人口	六千六百四十二人
	内地人 五百九十三人
	朝鮮人 五千九百九十三人
	外國人 五十六人

二一 海州

沙里院を東南に距る十八里餘、此の間載寧迄私設鐵道、載寧より自動車の便あり。黃海道廳、海州郡廳、地方法院、監獄、警察署、憲兵分隊、守備隊本部、慈惠醫院、郵便局、金融組合、朝鮮殖産銀行支店、電燈會社、農業學校、簡易工業學校、普通學校、小學校、學校組合等あり。此地首陽山下の濯熱亭、百世清風碑、梵字石塔等は古蹟として著る。社會事業としては救世病院、保護會等あり。

人口左の如し。

人口	一萬四千四百三十七人	内地人	一千四百七十七人
		朝鮮人	一萬二千八百六十八人
		外國人	九十二人

二二 兼二浦

朝鮮線黃州驛より分岐する八哩の終點にして、大同江の下流に沿ひ、鎮南浦を

東に距る十七哩餘、此の間汽船の便あり。三菱製鐵會社の工場所在地として著名なり。

人口左の如し。

人口	一萬四千八十人	内地人	四千七百四十人
		朝鮮人	九千八十人
		外國人	二百六十人

三三 平壤

京城を西北に距る百六十一哩餘、大平野の中心を占め、西鮮第一の物貨集散地たるのみならず、附近に於ける石炭及鐵鑛其の他諸鑛物の豊富なる埋藏と水量多き大同江と相俟ち、大工業地を以て目されつゝあり。此地に平安南道廳、平壤府廳、大同郡廳、歩兵第三十九旅團司令部、同第七十七聯隊本部、兵器製造所、航空隊本部、憲兵隊及同分隊、覆審法院、地方法院。慈惠醫院、監獄、警察署、税關出

張所、土木部出張所、專賣支局、郵便局、測候所、中學校、高等普通學校、女子高等普通學校、高等女學校、農學校、貿易商業學校、普通學校、小學校、其の他米國人經營の大學・中等學校・普通學校並佛國人經營の普通學校、電氣事業の會社、大日本製糖株式會社の支店、小野田セメント製造株式會社支社、大同銀行本店並朝鮮銀行・朝鮮殖産銀行・漢城銀行・百三十銀行・東洋拓殖株式會社の各支店、商業會議所、公會堂、新聞社等あり。戰蹟としては綾羅島、練光亭、浮碧樓、箕子陵等星門、萬壽臺、船橋里等あり。名勝としては綾羅島、練光亭、浮碧樓、箕子陵等あり。又公設市場、同浴場及理髮所、同宿泊所、職業紹介所、人事相談所、兒童相談所、盲啞學校、箕笏病院、廣惠女病院、救活院、保護會等の社會事業あり。

戸口左の如し。

戸數	一萬七千三百二十一戸	} 内地人	四千五百七十六戸
			朝鮮人
		外國人	二百二十七戸

人口

七萬一千七百二人

内地人
朝鮮人
外國人

一萬六千二百八十九人
五萬四千六百四十三人
七百七十人

二四 鎮南浦

平壤より分れ三十四哩餘の西南、大同江口に在る貿易港にして、阪神航路並安東縣及大連航路等の寄港地たり。府廳、地方法院支廳、監獄分監、警察署、税關海事出張所、郵便局、商工學校、高等女學校、朝鮮銀行・朝鮮殖産銀行・大同銀行各支店、製粉繰棉兩會社、精米所、皮革製造所等あり。附近に久原鑛業所の製鍊所あり。社會事業としては府立病院、共濟社、行旅病人救護所あり。

戸口左の如し。

戸數

四千九百四十八戸

内地人
朝鮮人
外國人

一千二百八戸
三千六百三十三戸
百七戸

二五 新義州

人口	二萬一千四百九十一人	內地人	四千七百九十三人
		朝鮮人	一萬六千七百七十九人
		外國人	五百十九人

京城を北西に距る三百八哩餘、鴨綠江に架せる三千九十八呎の大鐵橋を以て安奉線に連絡し、滿洲及西伯利等に通ずる要樞を占め、又江上舟楫の便を有すること百二十餘里に及ぶ。府廳、地方法院支廳、監獄、警察署、憲兵分隊、守備隊、稅關支署、專賣支局出張所、營林廠、郵便局、支那領事館、高等普通學校、商業專修學校、電氣會社、木材會社、新義州銀行本店、朝鮮殖産銀行並滿鮮染料工業・朝鮮燐寸・王子製紙三株式會社各支店若は支社等あり。社會事業としては公設共同洗濯場、同勞働者宿泊所、職業紹介所、簡易食堂、保護會等あり。

戸口左の如し。

戸數

三千九百五十九戸

内地人
朝鮮人
外國人

一千五十七戸

一千七百七十三戸

一千二百二十九戸

人口

一萬三千七百九十八人

内地人
朝鮮人
外國人

三千八百二十四人

七千五十八人

二千九百十六人

二六 義州

鴨綠江の東岸に在りて、新義州を距る東北四里餘、自動車の便あり。平安北道廳義州郡廳、守備隊、憲兵隊、同分遣所、警察署、地方法院出張所、慈惠醫院、郵便局、道種苗場、原蠶種製造所、朝鮮殖産銀行支店等あり。邑内に統軍亭の古蹟存す。

人口左の如し。

二七 春 川

人口

八千九百七十一人

内地人
朝鮮人
外國人

一千十二人

七千五百四十二人

四百十七人

京城を距る東北二十三里、自動車の便あり。江原道廳、春川郡廳、地方法院支廳、監獄分監、警察署、憲兵分隊、守備隊、慈惠醫院、郵便局、本府殖産局山林課出張所、蠶業傳習所、機業傳習所、農業學校、東亞蠶絲株式會社、朝鮮蠶業社、朝鮮殖産銀行支店、金融組合、學校組合等あり。邑内に鳳儀山あり、登臨に値す北方一里にして牛頭山あり。又北方二里にして貂國の城址あり。北方五里にして古刹清平寺あり。

人口左の如し。

人口

三千五百八十四人

内地人
朝鮮人
外國人

一千三十六人

二千五百十三人

三十五人

二八 鐵原

鐵原郡廳の所在地にして、京城を北に距る六十二哩餘、此地を起點とし金化を經て金剛山に至る電氣鐵道は、目下工事中に屬す。

人口左の如し。

人口

五千三百七十七人

内地人
朝鮮人
外國人

四百二人

四千八百七十人

四十五人

二九 金剛山

江原道に在り、區域十餘方里、玉笏相峙つもの一萬二千、奇絶天下に冠たり。而して其の最著るゝものを萬物相、九龍淵、昆盧峯、望軍臺、隱仙臺等と爲し、長

安寺、表訓寺、正陽寺、楡帖寺、神溪寺を首め、大小古刹此間に點在す。路順は朝鮮線京城元山間の鐵道を利用し、平康驛より金化、金城、昌道、淮陽を經、三十餘里にして内金剛長安寺に至るものと、元山驛より庫底、長箭を經、二十六里にして外金剛溫井里に至るものとの二途あり。何れも自動車を通ず。又別に元山港より汽船に乗り、長箭港を經て溫井里に至る交通の便もあり。尙溫井里より三里にして海金剛に至るべし。

三〇 元 山

京城を北に距ること百四十哩餘、永興灣の一部を占め、松田灣と相對し、南より出でたる葛麻岬、北より出でたる虎島岬竝灣外に横はれる大島・高島等は自然の防波堤を爲せり。尙築港工事略と功を竣らんとす。大阪竝浦鹽及裏日本との航路あり。府廳、地方法院支廳、監獄分監、警察署、憲兵分隊、守備隊、要塞司令部、陸軍運輸支部、專賣支局出張所、土木部出張所、海事出張所、郵便局、測候所

税關、支那領事館、商業會議所、中學校、高等女學校、病院、傳染病院、水産會社、電氣會社、朝鮮郵船株式會社・東洋拓殖株式會社・朝鮮殖産銀行・朝鮮銀行・十八銀行の各支店、元山商業銀行、新聞社等あり。社會事業としては救世病院、救護所、保護會あり。背後なる長徳山に圍まれて上水道の設備あり。市街の北端に海水浴場あり。南端葛麻岬には全鮮外人共同の海水浴場あり。

戸口左の如し。

戸數	六千三百八十戸	内地人	一千七百八十五戸
		朝鮮人	四千四百六十一戸
		外國人	百三十四戸
人口	二萬七千五百八十五人	内地人	七千三百三十四人
		朝鮮人	一萬九千八百四十人
		外國人	六百十一人

京城を北に距る二百十七哩餘、城川江流域に展開せる平野の中央に隆起せる盤龍山の南麓を占む。南東三里餘にして西湖津、七里にして退潮港あり。西湖津まで輕便鐵道開通し、退潮港までは昨冬以來鐵道敷設工事中なり。咸鏡南道廳、咸興郡廳、地方法院、監獄、歩兵第二十七旅團司令部、同第七十四聯隊、憲兵隊、同分隊、警察署、慈惠醫院、郵便局、高等普通學校、普通學校、小學校、學校組合、朝鮮殖産銀行支店、北鮮商業銀行、金融組合、物産陳列館、新聞社等あり。邑内に樂民樓、附近に本宮、歸州寺、定陵及和陵等の古蹟あり。邑外の城川江に架せる萬歲橋亦名著る。人口左の如し。

人口	一萬八千四百二十五人	内地人	三千九十七人
		朝鮮人	一萬五千二百六十八人
		外國人	六十人

三三 城 津

日本海に面せる開港場にして、元山を北東に距る百二十四哩餘、咸鏡南北兩道

一部の貨物集散地たり。郡廳、地方法院支廳、測候所、郵便局、守備隊、憲兵分遣所、警察署、税關支署、穀類麻布検査所、學校組合、公立小學校、同簡易商業學校、公私立普通學校、私立病院、金融組合、朝鮮殖産銀行支店等あり。人口左の如し。

人口	五千五百三十二人	内地人	一千二十人
		朝鮮人	四千三百六十一人
		外國人	百五十一人

三三 清 津

浦鹽航路に屬し、元山の北東百四十哩餘、清會線の起點にして、羅南、會寧並間島方面との交通の要樞を占め、北鮮一帯物貨の集散地たり。府廳、地方法院支廳、監獄、警察署、憲兵分遣所、守備隊、郵便局、税關支署、專賣支局出張所、海事出張所、圖書館、學校組合、金融組合、朝鮮銀行・朝鮮殖産銀行・元山商業

銀行各支店、商事株式・倉庫株式・運輸合資諸會社、木材・燐寸軸木諸工場等あり。社會事業としては人事相談所、行旅病人救護所、免囚保護會あり。

戸口左の如し。

戸數	二千五百三十四戸	内地人	一千七戸
		朝鮮人	一千四百七十戸
		外國人	五十七戸
人口	一萬千二百十四人	内地人	四千百十四人
		朝鮮人	六千八百五十八人
		外國人	二百四十二人

三四 羅 南

清會線輸城驛より分れ九哩餘の南に在り。咸鏡北道廳、慈惠醫院、高等女學校、郵便局、警察署、憲兵隊、憲兵分隊、第十九師團司令部、歩兵第三十八旅團司令部、同第七十三、六兩聯隊、騎兵第二十七聯隊、野砲兵第二十五聯隊、衛戍病院、

陸軍倉庫支庫、朝鮮軍經理部派出所、兵器支廠出張所、朝鮮馬調査班、朝鮮殖産銀行支店、金融組合、學校組合、其の他酒造製藥諸會社、新聞社等あり。社會事業としては救濟會の外支那人勞働保護會あり。

人口左の如し。

人口	七千三百二十八人	内地人	三千七百九十八人
		朝鮮人	三千五百三十人

三五 會 寧

豆滿江岸の大邑にして、清津を北に距る五十八哩餘、間島貿易の市場たり。郡廳、地方法院支廳、營林廠出張所、稅關出張所、慈惠醫院、郵便局、警察署、憲兵分隊、歩兵第七十五聯隊、工兵第十九大隊、衛戍病院、陸軍倉庫出張所、軍經理部派出所、朝鮮殖産銀行支店、朝鮮銀行出張所、金融組合、學校組合、小學校、普通學校、林業・炭礦・貿易・電氣各株式會社等あり。社會救濟事業としては救

濟會あり。

人口左の如し。

人口	九千四百四十四人	
	内地人	一千九百八十五人
	朝鮮人	七千二百九十八人
	外國人	百六十一人

第三章 交通

第一節 鐵道

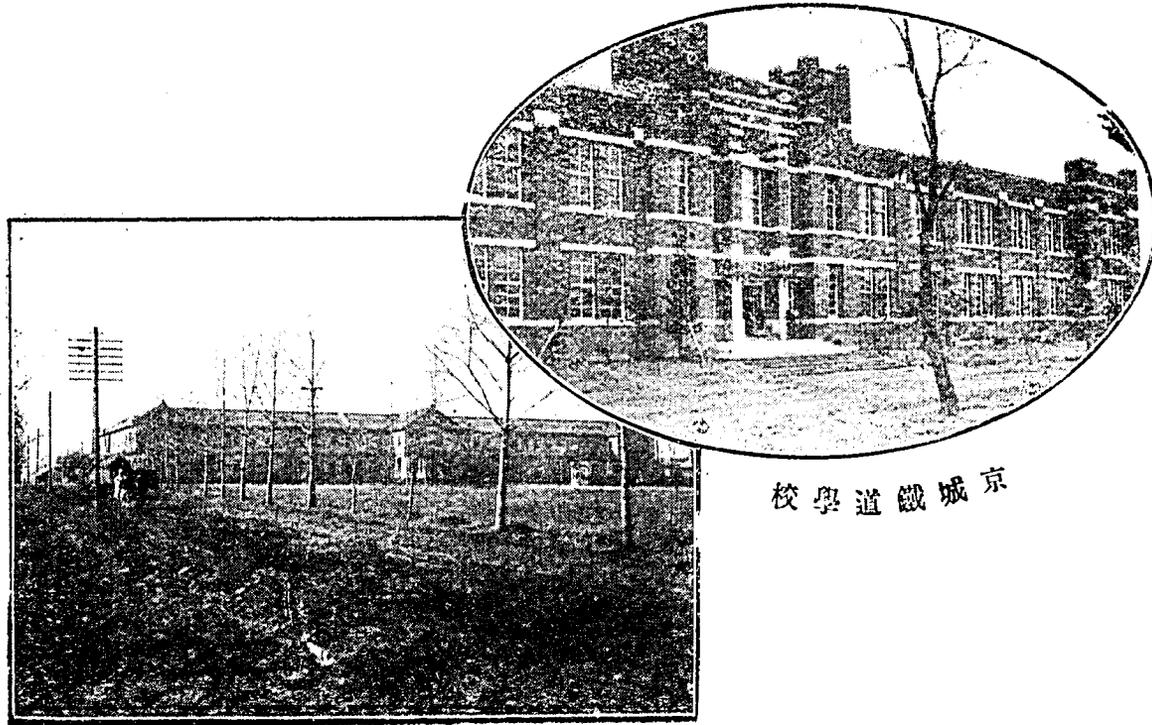
一 國有鐵道

朝鮮に於ける國有鐵道は、釜山より京城を経て新義州に至り、更に國境を踰へ支那安東縣に達する延長五百九十哩餘を幹線とし、尙支線として、幹線上の大田

に起り木浦に達し、同區間裡より分れて群山に至る延長百七十六哩餘と、幹線上の龍山に起り元山に達する延長百三十八哩餘と、元山に起り會寧に達せんとし、既に元山咸興間七十七哩、清津會寧間五十八哩餘及輪城朱乙間廿二哩餘の開通を見たるものと、幹線上の永登浦より分れて仁川に至る十八哩餘と、同三浪津より馬山に至る廿四哩餘と、黃州より兼二浦に至る八哩餘と、平壤より鎮南浦に至る三十四哩餘と、平壤より勝湖里に至る十五哩餘とありて總延長一千百六十五哩を算す。朝鮮に於ける國有鐵道の業務は、南滿洲鐵道株式會社が委託を受けて之を經營す。但其の建設及改良は、國費を以て支辨せられ、此等計畫は朝鮮總督府に於て之を管掌す。

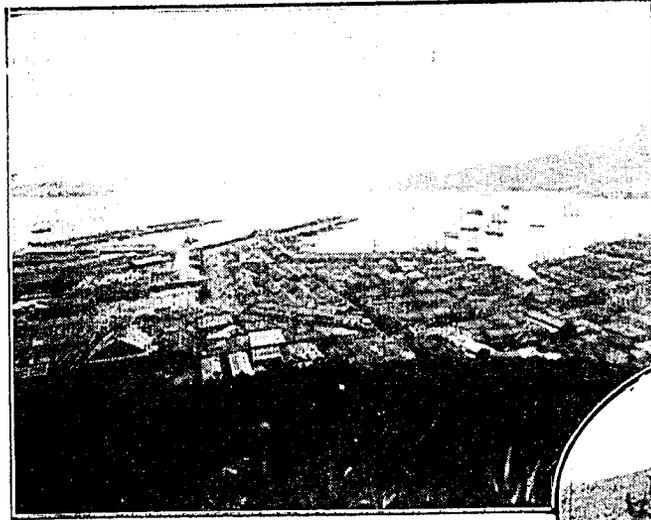
二 關釜連絡

下關釜山間海上百廿二哩の連絡船は現在壹岐丸（一、六〇〇噸）、對馬丸（一、六〇二噸）、高麗丸（三、〇二八噸）、新羅丸（三、〇三二噸）、博愛丸（二、六三三噸）の

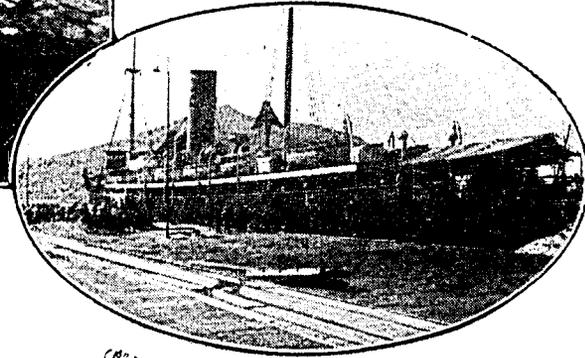


北京鐵道學校

南滿洲鐵道株式會社北京管理局



釜山港



新羅丸 (關東汽船)

五隻交替晝夜二回兩地發船、一航海約十一時間半を要す。

備考 目下三千六百五十噸の連絡船三隻建造中に在り。

三 私設鐵道及軌道

一般運輸を目的とする私設鐵道は、朝鮮私設鐵道補助法に依り補助金を交付されつゝあり。大正十年九月現在の私設鐵道及軌道の延長は、開業線二百二十三哩餘、未開業線千六百五十七哩餘、專用鐵道既成線三十八哩餘を算す。

開業線及未開業線は左表の如し。

私設鐵道及軌道開業線

區	間	哩程	經營者
裡	里—全州	一五・五	全北輕便鐵道株式會社
咸	興—西湖津	一〇・〇	帝國炭業鐵道株式會社
新安州	—价川	一八・四	价川輕便鐵道
价川	—泉洞	四・六	同

區	間	哩程	經營者
大邱浦項	浦項	六三·九 _哩	朝鮮中央鐵道株式會社
西岳佛國寺	佛國寺	一·二	同
佛國寺蔚山	蔚山	八·三	同
鳥致院清州	清州	一八·七	同
內土上海	上海	一四·一	同
沙里院信川	信川	九·四	西鮮殖産鐵道株式會社
會寧上三峰	上三峰	二一·八	同
釜山鎮東萊	東萊	二四·八	圖們鐵道株式會社
釜山府內	府內	五·八	朝鮮瓦斯電氣株式會社
釜山府內	府內	四·九	同
京城府內	府內	一七·八	京城電氣株式會社
金堤驛邑內	邑內	一·三	奧村竹三郎
倭館驛洛東江々岸	洛東江々岸	〇·七	山形定右衛門

咸	興—長豐里	一五·六	帝國炭業鐵道株式會社
鏡	城—生氣嶺	四·七	咸鏡北道廳
鏡	城—獨津	二·〇	同
清	津府內	〇·六	松本勝太郎
江	景驛邑內	一·〇	片村庄次郎

私設鐵道未開業線

區	間	哩程	經營者
松	汀里—馬山	一五七·二	南朝鮮鐵道株式會社
院	村—全州	四六·六	同
蔚	山—東萊	三四·七	朝鮮中央鐵道株式會社
蔚	山—長生浦	五·一	同
公	州—忠州	六〇·一	同
咸	興—厚州古邑	一四三·〇	朝鮮森林鐵道株式會社
長	津—滿浦鎮	七四·七	同

區	間	哩程	經營者
五老里	漢堡里	六〇・八 ^哩	朝鮮森林鐵道株式會社
古茂山	合水	一一〇・〇	兩江拓林鐵道株式會社
吉州	惠山鎮	八五・〇	同
鐵原	化川	六三・〇	金剛山電氣鐵道株式會社
安城	群山對岸	九八・七	朝鮮京南鐵道株式會社
載寧	猪島	三八・五	西鮮殖產鐵道株式會社
石灘	海州	三二・九	同
信川	龍塘浦	四七・四	同
梨木	長淵	一八・六	同
金泉	安東	七三・三	朝鮮產業鐵道株式會社
中和	途安	四八・〇	同
鎮南浦	溫井里	一七・二	同
孟中里	江界	一五八・〇	同

羅	南	訓	戎	八五・〇	北鮮鐵道株式會社		
會	寧	金	洞	四六・五	北鮮興業鐵道株式會社		
水	原	鹽	州	四三・一	朝鮮京東鐵道株式會社		
上	三	峰	潼	關	鎮	一〇・〇	圖們鐵道株式會社
京	城	春	川	四九・六	京奉電氣鐵道株式會社		

第二節 道路

朝鮮總督府の制定せる道路網に依り、既に明治四十四年度より大正六年度に至る七箇年繼續事業として總工費一千萬圓を以て一、二等道路六百八十五里を改修し。更に大正六年度より同十一年度に至る六箇年の繼續事業として總工費七百五十萬圓を以て一、二等道路中交通上最も急を要するもの四百七十八里の工事を施行中、適と經濟界變動の影響を蒙り、大正十年九月末迄に二百四十二里の竣功を見るに止れり。

地方廳に於て三等道路竝地方開發上國費の改修を待つこと能はざる一、二等道路を改修せしもの一、二等に在りては九百餘里、三等に在りては千八百餘里に達せり。最近の調査に係る既成道路の延長、左の如し。

道	一、二等	一、六六四 ^里
路	三	一、一三四
計		二、七九八

備考 三等道路延長は築路標準に適合せざる改修里程を除く。

第三節 港 灣

港灣に關しては、統監府時代に於て釜山、仁川、鎮南浦、平壤、元山、新義州、群山、木浦、清津、城津、馬山の十一箇所に對し夫々應急の施設を爲し、も、内釜山、仁川、鎮南浦、元山の如き主要港灣に對しては、併合後更に規模擴張の計畫を立て、之を遂行することゝしたるが、其の概況左の如し。

工事完成のもの

(一) 鎮南浦 開渠式船渠にして延長百四十間の岸壁に三千噸級船二隻を繋留することを得しむ。大正三年度竣功。

(二) 平 壤 大正元年度竣功。

(三) 新義州 大正四年度竣功。

工事中のもの

第一期工事 大正八年三月竣功。

(一) 釜 山

第一期工事 大正八年三月竣功。
本工事は第一、第二の兩鐵道棧橋の築造を主たるものとし、其の一是三千噸乃至四千噸の汽船二隻を同時に繋留して船車聯絡の便を開き、其の一是七千噸乃至二萬噸の汽船四隻を同時に繋留するを得しむ。
第二期工事 大正十三年度竣功豫定。
本工事は第二兩棧橋の擴張並港口防波堤の築造を其の主たるものとす。

第一期工事 開船渠 大正七年十月竣功。

本工事は潮汐干満の差三十三尺に及び、繋船及荷役上の不便大なり

(二)仁川

し本港の缺點を除去するを目的となしたるものにして、船渠内水域三萬坪とす。

第二期工事 大正十二年度竣功の豫定。

(三)元山

本港に對する設備は三千噸級の船舶二隻を繋留せしむべき岸壁及港口防波堤の築造を其の主たるものとして既に之を完成し、目下陸上設備の工事施行中に屬し、大正十一年度竣功の豫定なり。

維持工事中之もの (大正四年度以降繼續して浚漂工事を施行す)

(一)木浦

(二)群山

(三)鎮南浦

備考 清津港に對する第一期工事計畫は大體成案を得たるを以て、近く着手するに至るべく、鎮南浦は擴張計畫の調査中に屬す。

尙海關工事狀況は左の如し。

海關工事費豫算及工程

(大正十一年三月末日)

種別	豫算總額	工程	摘要
釜山港第一期工事	三、九四四、〇六〇 <small>円</small>	大正七年七月竣功	
同 第二期工事	九、一七二、〇〇〇	一步 四 厘	
仁川港第一期工事	三、九一四、四五五	大正七年十月竣功	水路浚渫の一部を除く
同 第二期工事	三、一四〇、五〇〇	八 步	
元山港工事	二、六四三、〇〇〇	九 步 四 厘	陸上設備を除く
鎮南浦港工事	九九五、〇〇〇	大正四年三月竣功	
平壤港工事	一、二九、三七五	同 三年三月竣功	
計	二三、八九八、三九〇		

第四節 海 事

朝鮮に於て航運に従事する船舶數を表示すれば左の如し。

種 別		朝鮮に船籍港を有するもの		内地に船籍港を有し朝鮮沿岸のみを航行するもの	
		登簿船	不登簿船	登簿船	不登簿船
帆 船	汽 船	一六、四一〇噸	六九、六八三噸	一、六〇〇噸	?
船 總噸數	船 總噸數	四九八噸	九一九噸	二五噸	?
船 總噸數	船 總噸數	三九、四九六噸	八三噸	一、八一八噸	二〇九噸
船 總噸數	船 總噸數	九八噸	二四噸	二四噸	八噸

尙大正十年九月末日現在航路は左の如し。

種 別	船 數	噸 數
甲、朝鮮内に限るもの	二三二隻	八四三二噸

船舶數表

(大正十年九月末現在)

乙、内地を起點として朝鮮に往來するもの	一五	三三、四一三
丙、内地を起點として朝鮮を經由し外國に至るもの	三	五、二〇一
丁、朝鮮を起點として内地又は外國に至るもの	一〇	一一、四五三
戊、外國を起點として朝鮮に來るもの	五	四、一四六
命令航路使用船(官營を含む)	二二六	四二、六五七
自營航路用船	三七	一〇、九四九
命令自營兩航路併用船	一	三八

備考 命令航路中には朝鮮總督府命令に依るもの並同地方官廳の命令に依るもの(甲又は丁の内に屬す)鐵道省の經營 福岡市並長崎縣命令、陸軍省特殊命令に依るもの(乙)遞信省命令に依るもの(乙丙)關東廳命令に依るもの(戊)とあり。又前記各航路の主なる經營者は、朝鮮郵船株式會社、鎮南浦汽船合資會社、鴨綠江運輸株式會社、大連汽船株式會社、大阪商船株式會社、日本郵船株式會社及鐵道省等とす。

第五節 江 運

朝鮮に於ける主要河川の水運状態は左の如し。

洛東江 流路延長百二十六里、流域面積千五百二十六里に亙り、慶尙北道及慶尙南道の大部分を占め、平野到處に存在し、地味一般に肥沃にして灌漑の便多し。本江は水面勾配緩にして八十七里の上流に位する安東まで遡航し得べく、水運の利あり。

漢江 源を鷹岬山(江原道三陟郡)の北に發し、旌善、寧越、丹陽及忠州附近を流駛し、廣州郡に入りて北漢江を合せ、京城府龍山を過ぎ、金浦郡に至り臨津江と合して黄海に注ぐ。流路延長百十九里餘中、航行の便を有すること七十六里餘、水運上頗る重要な地位を占む。

大同江 源を狼林山に發し、平安南道寧遠、徳川、順川及平壤附近を流駛し、

兼二浦附近に於て載寧江を合せ、鎮南浦附近に至りて黃海に注ぐ。流路延長百一里餘、航路延長六十三里餘、水運上重要なものゝ一なり。

錦江 流路延長百里に及び、流域面積六百三十一方里、主として忠清南道、忠清北道及全羅北道に跨り、河口に群山港あり、扶餘附近及芙江まで航行自由なり。

蟾津江 源を八公山(全羅北道鎮安長水兩郡界)に發し、北流して鎮安方面より來れる小支川を合し、漸次南轉して秋嶺川を合し、更に鰲樹川・寶城江を合し東南に流れて光陽灣に注ぐ。流域面積三百餘方里、流路延長五十四里。本江の水運は經濟上有效なりとす。

鴨綠江 源を白頭山の西に發し、虛川江、渾河(滿洲)鬩河(滿洲)等と合し、國境百四十里の流路を以て黃海に注ぐ。河床傾斜急にして岩礁多く、處々に奔流あり。河口龍岩浦より遡上十五哩なる安東縣(滿洲)まで高潮時に於て約十呎の水深を保ち、克く千噸の船舶の航行に堪ふ。此の間水路狭くして曲折多く、航

行困難なれども、免許水先人を要招するの便あり。目下新義州中江鎮間に於て淺吃水氣船航行の計畫中に屬す。上流には著名の大森林ありて巨木簇生し、其の伐材は多く筏に組みて流送せらる。

豆滿江 源を白頭山の南東に發し、諸谿流を合せ、會寧鍾城等の郡界を経て穩城の北に至り布爾哈圖河(間島)と合し、更に慶源に於て琿春河と會し、下流は露領との境界を爲し、西水羅^{造山灣と露領}シエツト^{湖と}湖との間に東方に至りて日本海に注ぐ。流路延長百三十二里に及べども航行の便少し。

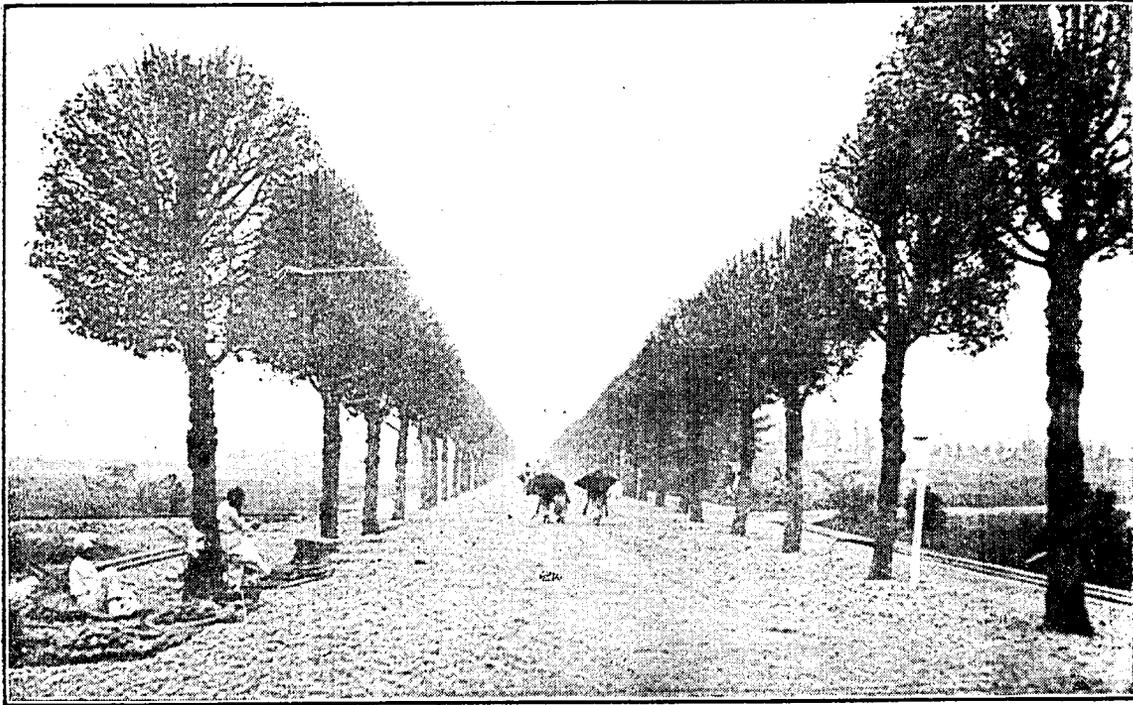
第四章 通信事業

朝鮮總督府に於て配置する通信機關は、大正九年度末に於て郵便局一六四、同分室四、郵便所四〇九、電信電話所三、鐵道電信取扱所一〇三、郵便局切手賣捌

備考 印を附したるは長距離加入者の再掲なり。

次に大正九年度に於ける郵便爲替金其の他の状況は、左表の如し。

郵便爲替		郵便貯金		郵便振替		郵便振替貯金口座受拂	
内國	外國	預入	戻入	込込	拂出	受入	拂出
九三、八八一、六三三	八七、八五五	一九七四、二五八	八三二、二六〇	一、二四、一〇八	一五〇、〇三九	七六、三三三、四〇二	六〇、八二九、三三九
振出	振出	度數	度數	度數	度數	拂込	拂出
七六、二四五、四九三	一九九、六二二	四七、五五四、九三〇	四五、二七〇、五四二	八三、六七五、二六一	六四、〇一六、〇五一	拂込	拂出
拂渡	拂渡	金額	金額	金額	金額	口座振替	口座振替
六〇、七七六、九七三		四七、五五四、九三〇	四五、二七〇、五四二	八三、六七五、二六一	六四、〇一六、〇五一	六〇、七七六、九七三	七六、四三三、五一八



（鄂江宛州漢） 路 道 修 改

木
浦
無
綫
電
信
所
(全羅南道)



第五章 電氣瓦斯事業

大正十年三月末日現在電氣事業經營數は、營業用三七(内開業二八未開業九)官廳用一〇、自家用四二にして、瓦斯事業經營數は二なり。此の内營業用電氣事業並瓦斯事業の概況は、左表の如し。

電氣供給を目的とするもの	三三三
電氣鐵道を目的とするもの	一
電氣供給及電氣鐵道を目的とするもの	三
資本金額	四八、九五〇 <small>千兩</small>
拂込資本金額	一七、七一四 <small>千兩</small>
發動力總量	三五、五〇五 K.W.
瓦斯力に依るもの	二二一

營業用電氣事業

汽力に依るもの

電力に依るもの

水力に依るもの

汽力及瓦斯力に依るもの

他より原動力の供給を受くるもの

瓦斯供給を目的とするもの

瓦斯事業

資本金額

拂込資本金額

一二、〇〇〇千円
一〇、七八〇千円

第六章 地方行政

第一節 行政區畫

行政上、朝鮮全土を京畿道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尙
北道、慶尙南道、黃海道、平安南道、平安北道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道の

十三道に區畫し、更に之を分ちて十二府二百十八郡二島二千五百七面（面には府に準すべきもの二十四あり）と爲す。尙道には道知事、府には府尹、郡には郡守、島には島司、面には面長を置く。而して道知事、府尹、面長は官廳事務を行ふと同時に公共團體の事務を行ふ。

第二節 公共團體

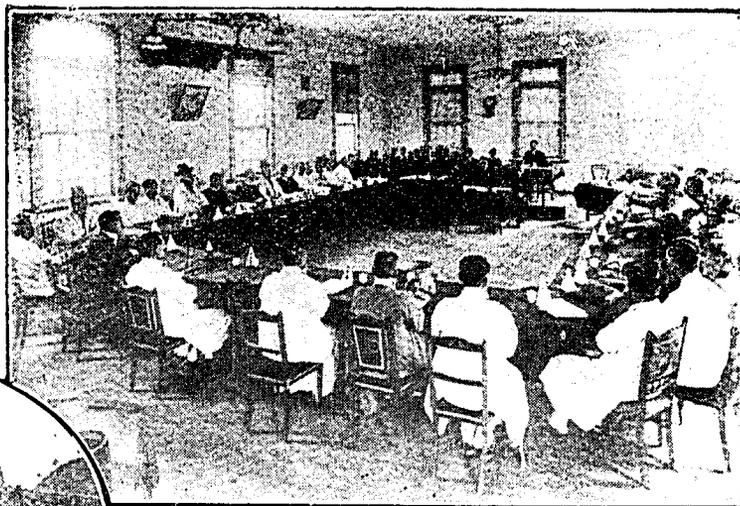
一 道地方費

現行道地方費令は、大正九年七月公布せられ、道地方費には道評議會と稱する諮問機關を置き、歳入出豫算、地方税、使用料、手数料、又は夫役現品の賦課徴收、起債其の他重要事項に關し道知事の諮問に應ぜしむ。道評議會員の定員は十八人乃至三十七人とし、其の三分の二は府・郡・島に配當し、府又は面協議會員の選舉したる候補者中より之を任命し、他の三分の一は道知事之を任命す。

道地方費を以て支辨し得る費目は、土木費、勸業費、教育費、衛生費、救濟費、補助費、道評議會費、道地方費取扱費にして、之が財源は地方税及國庫補助金を主たるものとし、地方税の課目は地税附加税、市街地税附加税及特別税たる戸税、家屋税、屠場税、屠畜税、市場税、車輶税等とす。

大正十年度に於ける道地方費の歳計は左の如し。

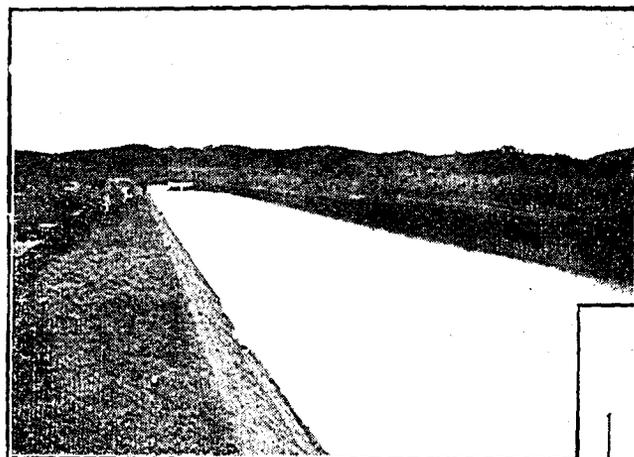
		豫 算 額	
道 名	歳 入	歳 出	
京 畿 道	二、一五〇、九二六 ^円	二、一五〇、九二六	
忠 清 北 道	七二九、三七〇	七二九、三七〇	
忠 清 南 道	一、〇一一、五五六	一、〇一一、五五六	
全 羅 北 道	一、〇三八、三二五	一、〇三八、三二五	
全 羅 南 道	一、五三三、四二七	一、五三三、四二七	



況實會議評道北尙慶



(縣五里道南院咸) 所務事面南天



(道北安平) 大正水利組合後川管通水實況



(道北清池) 大田學校組合事務所

道名			歳入	歳出
慶尚北道			一、六三一、四二四	一、六三一、四二四
慶尚南道			一、五四五、三三八	一、五四五、三三八
黄海道			一、四二九、三五四	一、四二九、三五四
平安南道			一、二五七、五五〇	一、二五七、五五〇
平安北道			一、一四五、七八七	一、一四五、七八七
江原道			一、〇〇八、二五一	一、〇〇八、二五一
咸鏡南道			八九一、五〇〇	八九一、五〇〇
咸鏡北道			九〇四、九二六	九〇四、九二六
合計			一六、一六六、六二二	一六、一六六、六二二

府

現行府制(内地人、朝鮮人、外國人に共通せるもの)は大正二年十月三十日の公布

に係り、廢止せる從來の居留民團の事務中、教育に關するものは之を學校組合に承繼せしめ、其他の事務並各國居留地會、專管居留地會、漢城衛生會の事務（城津郡守をして處理せしめたる城津各國居留地會の事務を除き）は、之を府に承繼せしめたり。

法人たる府の所在地は左の如し。

京城、釜山、馬山、群山、木浦、大邱、仁川、平壤、鎮南浦、新義州、元山、清津

府は官の監督を受けて一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を處理し、府内に住所を有する者を以て住民とす。府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する權利を有し、府の負擔を分擔するの義務を負ふものとす。

國の官吏たる府尹は府を統轄し及代表す。尙必要あるときは府費を以て府吏員を置くことを得。

府尹の諮問機關として、府に協議會（府尹及協議會員を以て之を組織し府尹を

以て其の議長たらしむを置く。協議會員は從來官の任命に依りしも、大正九年七月地方制度改正の結果法定の資格を有する府住民の中より選出することとせり。協議會員は名譽職(任期三年)にして、現在定員左の如し。

京城府	三十人	釜山府	二十人	馬山府	十二人
仁川府	十六人	平壤府	二十人	鎮南浦府	十四人
群山府	十二人	木浦府	十二人	大邱府	十六人
新義州府	十二人	元山府	十四人	清津府	十二人

三面

面制は大正六年六月九日公布し、同九年七月改正を加へたり。面は法令に依り面に屬する事務を處理するものなれども、現今の民度に鑑み、特別の事出あるものを除くの外、其の事務の範圍を左の如く限定せり。

- 一 道路橋梁渡船、河川堤防、灌漑排水
- 二 市場、造林、農事養蠶畜産其の他の産業の改良普及、害鳥蟲驅除
- 三 墓地、火葬場、屠場、上水、下水、傳染病豫防、汚物の處置
- 四 消防、水防

面協議會(面長及面協議會員を以て組織し、面長を以て議長とす)の協議會員は名譽職(任期三年)にして、八人乃至十四人を其の定員と爲す。これが選任の方法は總督の指定する面(京畿道水原面外二十三面)に限り、住所・納税・年齢等に付法定の資格を有する選舉人をして選舉せしめ、其の他の面に在りては、郡守・島司に於て法定の資格を有する者の中に就き之を任命するものとす。

面には面長(府に準すべき面には副長を置く)の外、書記・區長を置く。又特に必要なる面に在りては技手を置くことを得。

面に於て處理すべき事務は、概ね各面内のみの關係に止まると雖、其の事務の種類に依りては隣接面と共同して之が經營を爲すに非ざれば十分に其の目的を達し難きものあり、斯の如き場合に於ては總督の認可を受けて關係各面の組合を設け、共同して其の事務を處理し得るものとす。

四 學校費

現行朝鮮學校費令は大正九年七月の公布に係り、同年十月一日より之を施行せり、普通學校其の他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲、府・郡・島に學校費を設け、府尹・郡守・島司之を管理す。

學校費に關し、府尹・郡守・島司の諮問に應ぜしむる爲、學校評議會（府尹・郡守又は島司及學校評議員を以て組織し、府尹・郡守・島司を以て議長とし、學校評議員の定員は、府に在りては六人乃至二十人とし、郡島に在りては郡島内の面の數と同數とす）を置く。而して之に對し歳入出豫算賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徴收及起償に關する事項等を諮問するものとす。學校評議會員は名譽職（任期三年）とし、其の選任方法は、府に在りては選舉に由り、郡・島に在りては郡守・島司之を命ずるものとす。

學校費は賦課金（府・郡・島内に住所を有し、又は土地・家屋を所有する朝鮮人に之を賦課す）使用料、補助金、財産收入其の他の學費に屬する收入を以て之

を支辨す。

五 學校組合

明治四十二年十二月發布の學校組合令(統監府令)に依り、從來日本人會又は居留民團の經營せし朝鮮に於ける内地人教育に關する事務を處理することとなり、大正三年四月本令に改正を加へ、以て今日に至れり。本令内容概ね左の如し。

(イ) 學校組合を設置せんには、發起人區域を定め、其の區域内に住所を有し獨立の生計を營む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り、朝鮮總督の許可を受けざるべからず。而して組合員は營造物を共用する權利を有すると同時に、組合の負擔を分任するの義務を負ふ。

(ロ) 學校組合に組合會を置く。組合會議員は之を選擧す。組合會議員は名譽職とし、議員の選舉及被選資格は組合規約を以て之を定む。組合會の議決事項は左の如し。

- 一 組合規約を變更する事
- 二 歳入出豫算を定むる事
- 三 決算報告を認定する事
- 四 基本財産、特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事
- 五 不動産の管理及處分に關する事
- 六 財産及營造物の管理方法を定むる事、但し法令に規定あるものは此の限に在らず
- 七 法令に定むるものを除くの外使用料組合費及夫役現品並其の賦課徴收に關する事
- 八 組合債に關する事
- 九 歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し、又は權利の拋棄を爲す事
- 十 組合に係る訴訟及和解に關する事

(ハ) 學校組合に管理者を置く。管理者は組合員中より道知事之を命じ、其の任期を三年とす。但し府の區域を包含する學校組合に在りては府尹其の管理者の職務を行ふ。管理者は名譽職たることを原則とすれども、必要に依り有給と爲

すことを得。

學校組合には、管理者の外に有給又は名譽職の吏員を置くことを得。其の任免懲戒處分等は管理者之を行ふ。

(ニ) 組合は營造物の使用に付使用料を徴收するの外、組合財産より生ずる收入其他組合に屬する收入を以て其の經費を支出し、仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徴收することを得。又組合は内地人の教育に關し必要なる場合に於ては寄附又は補助を爲すことを得。

(ホ) 學校組合の監督は第一次を郡守・島司、第二次を道知事、第三次を朝鮮總督とす。但し府尹管理者の職務を行ふ場合に於ては第一次を道知事とし、第二次を朝鮮總督とす。

六 水利組合

朝鮮水利組合令は大正六年七月公布、同年十月一日より施行せり。本組合の内

容は概ね左の如し。

- (イ) 水利組合は官の監督を承け、灌漑排水又は水害豫防を以て其の目的とす。
- (ロ) 水利組合は、組合事業の爲利益を受くる土地を以て其の區域と爲す、而して灌漑排水を目的とする組合に在りては、畝（内地の田）となさむとする畑、若は未墾地等の土地所有者を以て組合員とし、水害豫防を目的とする組合に在りては、田（畑）畝（水田）墾（宅地）の所有者及事業の爲利益を受くる家屋其の他の工作物の所有者を以て組合員とす。又未墾地の利用者を土地所有者と看做して組合員と爲す。

(ハ) 水利組合の設置は、組合員五人以上創立者と爲りて組合規約を作り、組合員たるべき者の二分の一以上にして組合の區域となるべき地の總面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得、朝鮮總督の認可を受くるを要す。而して其の合併分割又は廢止を爲さんとするときは、組合員の同意を得、朝

鮮總督の認可を受けざるべからず。

(二) 水利組合の機關

(一) 組合長及組合吏員 組合を代表し、其の事業を處理する爲組合長を置き書記及技士をして其の事務を補助せしむ。特別の事情ある組合に於ては組合規約に依り副組合長、理事、出納役、技士長又は委員を置くことを得。

(二) 評議會 評議會は組合長及評議員を以て組織し、組合規約の變更、組合の費用を以て支辨すべき事業、組合の豫算、組合費夫役現品使用料加入金の賦課徴收、起債其の他重要事項の諮問機關とす。評議員は組合員中より互選し、道知事の認可を受くるを要し、其の任期を四年とす。

(ホ) 水利組合は事業經營の爲毎年豫算を編成し、經費を支辨す。これが爲組合員に對し組合費を賦課す。即ち灌漑排水を目的とする組合に在りては土地に對し、水害豫防を目的とする組合に在りては土地の外家屋及工作物に對し

て組合費を賦課す。場合に依りては夫役現品を以てこれに代へ、又組合員以外の者と雖、組合區域内に居住し其の利益を享くる者に對しては夫役を賦課す。組合區域の擴張したる場合には、新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徴收す。其の他營造物に對して使用料を徴收し、或は積立金を爲し起債等を爲すことを得。

(へ) 組合區域の近接せる間に在りては、用水引用の施設其他に關し、他の組合と共同行爲を必要とする場合には水利組合聯合會を設くることを得。聯合會は法人とし其の事務及事業の處理に付ては水利組合に準ずるものとす。

ト) 水利組合の監督は第一次を府尹・郡守・島司、第二次を道知事、第三次を朝鮮總督とす。但し府尹・郡守又は島司組合長の職務を行ふ場合又は組合の區域數府郡に跨るときは第一次を道知事、第二次を朝鮮總督とす。又組合の區域二以上の道に互るときは第一次を朝鮮總督の指定したる道知事、第二

次を朝鮮總督とす。

尙大正十年九月現在本組合數は三十一にして、組合區域合計四萬四千七百九十九町、事業費合計千七百四十八萬五千二百三圓なり。

第三節 府・郡・島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓の内、千七百三十九萬八千圓は之を府・郡・島に配與して永久に保存せしめ、其の利子の約五分の三は授産に、其の五分の一・五は教育に、其の五分の〇・五は凶歉救済の資に充つる方針を以て事業を計畫し、若は適切なる事業に對して補助を與へ、恰く慈撫慈養の本義に副はしむることゝ爲し來りたるが、大正九年一月より更に事業の範圍を擴張し、從來授産金に充て來りし資金の一部を割きて新に社會救済に關する事業を行ふことゝせり。

投産事業は府・郡・島毎に其の狀況を參酌して之を選定す。事業の種類は、大體に於て之を總括すれば養蠶、機業、製糸・製炭、製紙及水産等に關する傳習事業等を其の主たるものとし、其の他實業巡回教師の設置、農蠶業、水産業及各種工業に關する種苗、器具其の他材料等の配付は概ね各地方に於て之が施設を爲す。

教育事業は、普通教育の普及を圖る爲、主として公立普通學校經費を補助しつゝあり。

凶歉救濟事業は、水旱等の災害に際して食糧、種穀、農具、小屋掛材料給與等の方法に依り救助を行ひ、其の救助を要せざる年に在りては、餘資を蓄積して他日の凶荒に備ふることとせり。

社會救濟事業として各道の計畫せる事項を擧ぐれば、醫師の配置、貧民の救療及府面又は篤志家の事業たる公設市場、勞働者宿泊所、浮浪人收容所、公設浴場、人事相談所、職業紹介所、育兒事業、住宅調節費に對する補助等を其の主たるも

のとす。

第四節 郷校財産

郷校財産は、地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲、主として地方に於ける儒林よりの鳩財及政府より特に下附せられたるもの等より成れる公共的性質を有する財産にして、其の大部分は不動産に屬す。

現行郷校財産管理規程は、大正九年六月の改正に係り、從來大部分公立普通學校の經費に充て來りしを罷め、専ら文廟の維持と社會教化事業の施設とに之を投ずるの道を開き、從來の如く府尹・郡守・島司をして管理せしむるも、之が使途に至りては儒林中より選出せる掌議の意見に聽きて之を定めしむることゝ爲したり。

第七章 救恤

第一節 濟生事業

朝鮮總督府濟生院は、孤兒及盲啞者の教養を掌るものにして、其の近況左の如し。

大正十年四月一日現在數	
養育部内收容者	五〇人
里預け中の者	四五
農場收容中の者	二四
被備中の者	一一
部外入學中の者	九

(イ) 養育部 京城府新橋洞に在り、乳兒及男女別に由りて之を區分す。部内に學校を設け、普通學校に準じて實科教育を主とする方針を採り、之が修業年限は六箇年と定め、學齡に達したる者に對して教育を施せり。又未だ學齡に達せ

	十九歳以下	五
	二十歳以上	二

(ハ) 盲啞部 在院並應募の盲啞者に對する特種教育の大正十年六月現在狀況左の如し。

盲啞者數	男	女	計
盲本科(修業年限三箇年)	三六人	四人	四〇人
啞本科(修業年限五箇年)	三六	一一	四九

第二節 救療施設

民衆救療機關として總督府醫院を京城に、慈惠醫院を各道(京畿道を除く)廳所在地及水原、安東、濟州、小鹿島、楚山、江陵、群山、會寧、間島に設く。

(イ) 診療の成績 大正九年の狀況左の如し。

朝鮮總督府醫院及道慈惠醫院取扱患者一覽

種別	患者			計
	内地人	朝鮮人	外國人	
朝鮮總督府醫院	一九一、一五六	四三、七四〇	四六七	二三五、三七三
普通施療	四、九六八	三五、四八九	一	四〇、四五八
道慈惠醫院	三六九、六九一	一〇五、六九二	一、四二五	四七六、八〇八
普通施療	三、〇〇八	三八五、八七五	一、一三九	三九〇、〇三二
總計	五六〇、八三七	一四九、四三三	一、八九二	七二一、一八一
普通施療	七、九七六	四二一、三六四	一、一四〇	四三〇、四八〇

(ロ) 巡回診療 從來施行せる慈惠醫院の臨時的出張の方法を廢して組織的巡をを試み、醫員及助手各一名をして常時各地を巡歴せしめつゝあり。開始以來大正九年迄の患者總數九十三萬二千七百六十八人、延人員四百十九萬八千九百二人にして、大正九年の取扱數は左の如し。

患者數	内地人	普通	施察
	朝鮮人	二四五人	二〇人
外国人	六八		一七四〇

備考 診療日數二百七十四日なり

(ハ) 教育事業 内鮮人助産婦並看護婦の養成は總督府醫院に於て之を掌り、開始以來の卒業者數は百五十二名にして、現在生徒數は兩科を通じ八十一名なり。

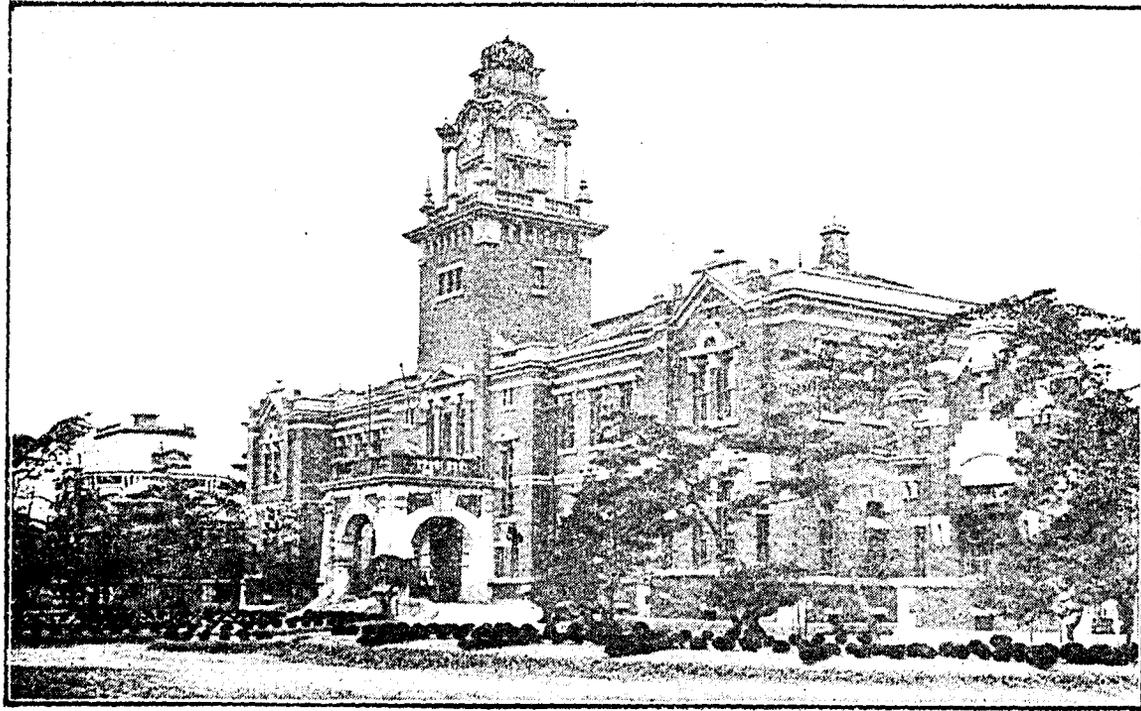
前記の外、各道廳所在地の慈惠醫院に於ても亦之が取扱を爲し來りたるが、大正九年よりは光州、大邱、平壤、咸興の四慈惠醫院に於て養成することに改正せり。現在生徒數は助産婦科一名、看護婦科百四十九名なり。

尙總督府醫院並大邱、平壤兩慈惠醫院に在りては、大正六年度より日本赤十字社朝鮮本部の委託に係る救護看護婦の養成に従事し、既に十八名の卒業者を出し目下三十名の生徒を收容す。

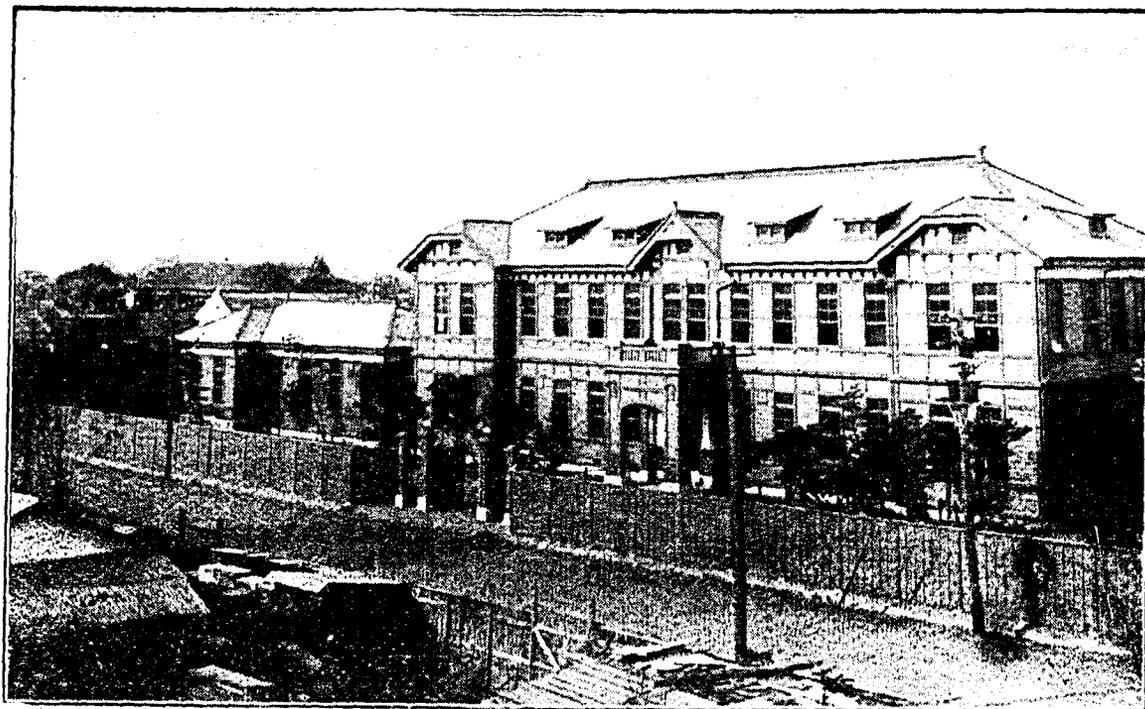
第八章 教育

第一節 新令公布

朝鮮教育令は明治四十四年八月の公布に係り、大正九年十月其の一部を改正せられたるが、更に根本的に制度を確立するの必要を認め、之が調査に着手し、一面臨時教育調査委員會を設け、内鮮朝野有識の士を網羅して委員と爲し、其の決議に基きて成案を得、大正十一年二月六日新に朝鮮教育令の公布を見るに至り、施行期日たる四月一日以後は、本令に依り内鮮同一制度の下に教育の施設を爲さんとす。而して本令に於ては、新に師範教育及大學教育を加へ、且普通教育・實業教育並専門教育の程度を高むべし。但普通教育に在りては、内鮮共學に困難なる事情存するを以て、國語を常用する者即主として内地人は小學校・中學校又は



朝鮮總督府醫院 (京城)



大邱慈惠醫院 (慶尙北道)

高等女學校に、國語を常用せざる者即主として朝鮮人は普通學校・高等普通學校又は女子高等普通學校に入學するを本體と爲し、特別の事情ある場合に限り交互に入學するを得るの途を開けり。

本令は未だ其の施行を見るに至らざるに因り、茲に暫く從來の制度に基き、之が概況を記述することとせり。

第二節 内地人教育

從來の制度に依る内地人の教育機關は左の如し。

(一) 小學校(公立) 近況を左に表示す。

小學校一覽

(大正十年五月末日)

方面	學校數	學級數	收容兒童數
京城師範學校	一	一	四六
京畿道	四五	二六三	二、九三八

忠清北道	二	二七	七六五
忠清南道	三三	七九	二、五七九
全羅北道	三三	九二	三、一九四
全羅南道	四九	一〇六	四、〇〇九
慶尙北道	五〇	一一〇	四、二九五
慶尙南道	七五	二三四	九、九七三
黃海道	二二	六五	一、九五二
平安南道	三三	七九	三、一二二
平安北道	三三	四六	一、三四三
江原道	一八	二八	六五八
咸鏡南道	二〇	五四	二、一〇四
咸鏡北道	二二	四〇	一、七八四
計	四三三	一、三三四	四八、七五二

備考 僻地にして未だ小學校を設くるに至らず、兒童就學の便無き者の爲には、京城、

木浦、群山、平壤、義州、元山、會寧等其の他必要の地に、教育會若は學校組合の事業として兒童學寮を設け、最寄小學校に通學せしめつゝあり。

(二) 中學校(官立) 近況を左に表示す。

中學校一覽

(大正十年五月末)

所在地	學校數	學級數	生徒數
京城	一	二五	六三八
龍山	一	一三	五七七
釜山	一	一〇	四〇二
平壤	一	一〇	四一〇
大田	一	八	三二〇
大邱	一	四	二〇二
元山	一	二	九八
計	七	六三	六三七

(三) 高等女學校(公立) 左に表示す。

高等女學校一覽

(大正十年五月末日)

所在地	學校數	學級數	生徒數
京城	—	二	1,014
仁川	—	四	1,821
大邱	—	七	3,477
釜山	—	一〇	4,277
平壤	—	五	2,433
鎮南	—	五	1,421
木浦	—	三	1,331
大田	—	二	1,031
群山	—	二	1,011
馬山	—	三	1,431
元山	—	四	1,251
羅山	—	三	1,271
計	三	35	31,022

(四) 師範學校(官立) 小學校教員養成の機關として一校を京城に設く。大正十年五月末日現在學級數は三、生徒數は百十七名なり。

(五) 專門學校(官立) 内地の專門學校令に準據せるものにして、其の教育機關たる京城醫學專門學校特別醫學科の大正十年五月末日現在學級數は四、生徒數百十九人なり

備考 此外京城工業專門學校、水原農林專門學校には、内地人をも入學せしむ。

(六) 實業專修學校 大正十年五月末日現在狀況左の如し。

實業專修學校一覽

學 校 名	學 級 數	生 徒 數
木浦公立商業專修學校	二	九四
仁川公立商業專修學校	五	一八八
釜山公立商業專修學校	一〇	四七七
新義州公立商業專修學校	一	三七

京城公立簡易商業專修學校	10	1104
仁川公立簡易商業專修學校	2	66
群山公立簡易商業專修學校	2	33
平壤公立簡易商業專修學校	1	33
鎮海公立簡易工業專修學校	2	4
計	35	1266

右の外、私立として京城高等商業學校、善隣商業專修學校、京城鐵道學校、朝鮮藥學校、京城女子技藝學校、京城裁縫女學校、釜山實習女學校等あり。又京城仁川、大田、群山、大邱、釜山、鎮海、統營、平壤、鎮南浦、新義州、元山、咸興、清津、羅南等各地に幼稚園開設され、收容園兒の總計一、四三二を算す。

第三節 朝鮮人教育

朝鮮教育令は明治四十四年八月の公布に係り、大正九年十月一部の改正ありて

普通學校の修業年限は六年を本體とし、高等普通學校の修業年限は四年とし、之に修業年限二年以内の補習科を置くことを得るの途を開きたりしが、今回新に教育令の公布を見るに至れるなり。

從來の制度に依る朝鮮人教育の機關は左の如し。

(一) 普通教育の機關

(イ) 普通學校(公立) 左に之を表示す。

公立普通學校一覽

(大正十年五月末リ)

方 面	學 校 數	學 級 數	兒 童 數
京 畿 道	八七	四一七	二〇、五二八
忠 清 北 道	四二	一六九	八、四九五
忠 清 南 道	五七	三三六	一一、四二七
全 羅 北 道	五三	三二七	一一、二六三
全 羅 南 道	五九	二六四	一四、五二八

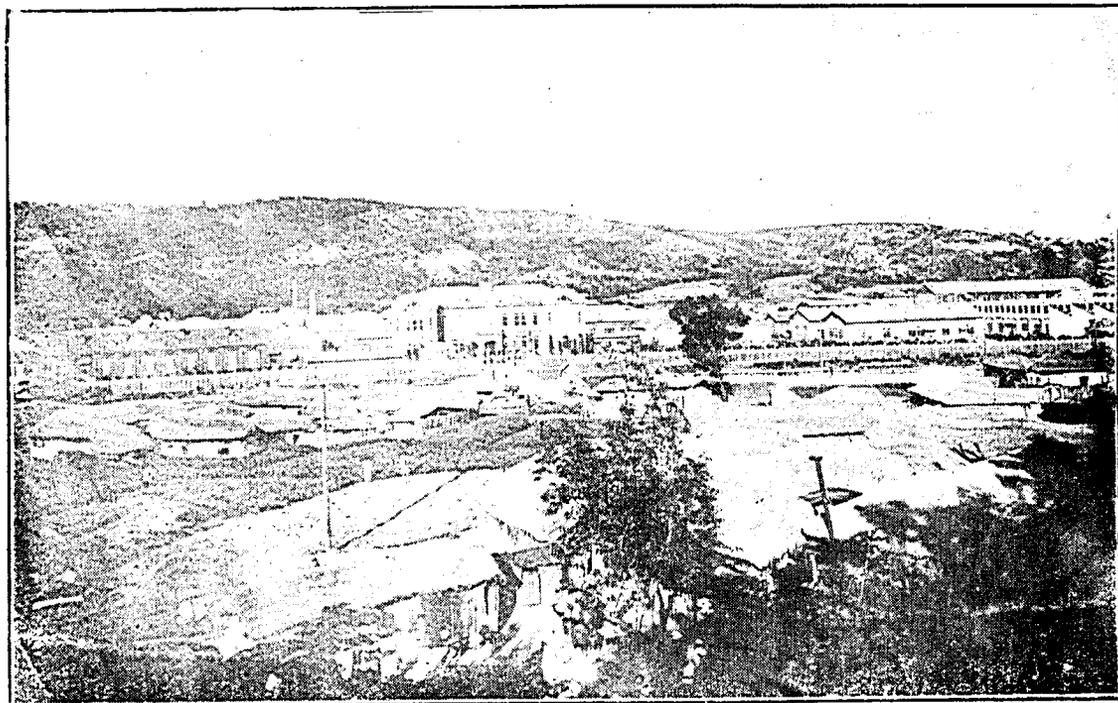
慶尚北道	六八	二四九	二、六四六
慶尚南道	六二	一八四	一五、八五九
黄海道	四四	一六四	八、二八八
平安南道	五一	二四七	二、五七四
平安北道	五〇	二三二	一、五〇一
江原道	四一	一七七	八、五九六
咸鏡南道	三四	一五三	八、一四〇
咸鏡北道	二七	一一四	六、三二七
計	六七五	二、八三三	一五、〇〇一

(口) 高等普通學校(官立) 左に之を表示す。

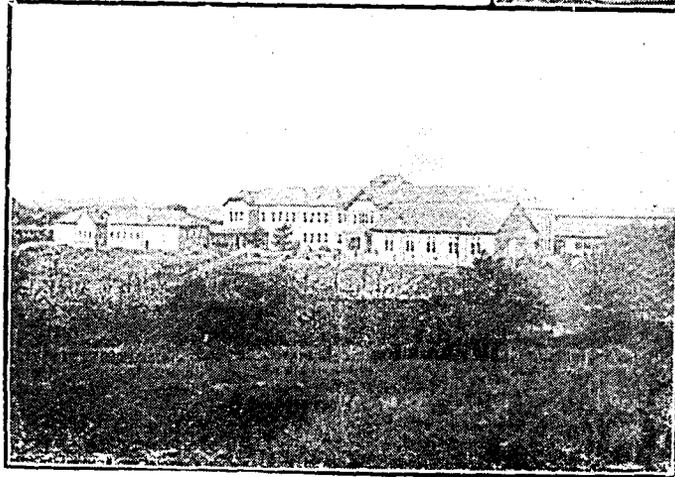
官立高等普通學校一覽

(大正十年五月末日)

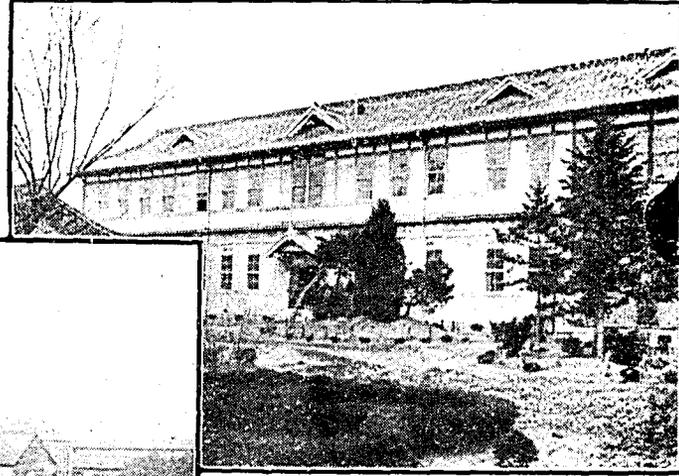
學 校 名	學 級 數	生 徒 數
京城第一高等普通學校	一八	六三五
本 科	一三	五〇七



京 城 工 業 專 門 學 校



平壤中學校



京城女子高等普通學校

學校名	學級數	生徒數
師範科	二	三〇
補習科	一	一四
臨時教員養成所	二	七四
平壤高等普通學校	二三	四九
本科	二	四一〇
補習科	一	五
師範科	一	一四
大邱高等普通學校	一〇	三六
本科	八	二九六
補習科	一	七
師範科	一	一三
咸興高等普通學校	九	三五五
本科	八	三三九
師範科	一	一六

全州高等普通學校
 京城第二高等普通學校
 新義州高等普通學校

計

六
 三
 二
 六一
 一四七
 一〇〇
 二二〇八

(ハ) 女子高等普通學校(官立) 左に之を表示す。

官立女子高等普通學校一覽

(大正十年五月末日)

學 校 名	學 級 數	生 徒 數
京城女子高等普通學校	八	三三四
本 科	五	二二六
師 範 科	一	三四
臨時教員養成所	二	七四
平壤女子高等普通學校	七	二〇八
本 科	五	一七二
技 藝 科	一	一五

師範科	學校名	學級數	生徒數
計		一五	五三三
		一	二二

(二) 私立高等普通學校 左に之を表示す。

私立高等普通學校一覽

(大正十年五月末計)

所在地	學校數	學級數	生徒數
京城	五	三八	二四八〇
開城	一	六	二七四
高敞	一	三	六一
光州	一	四	一七六
東萊	一	四	一七一
平壤	一	七	三三二
計	一〇	六三	三四八四

(ホ) 私立女子高等普通學校 左に之を表示す。

私立女子高等普通學校一覽

(大正十年五月末日)

所在地	學校數	學級數	生徒數
京城	三	一一	四〇一
開城	一	五	一一三
平壤	一	四	九三
計	五	二〇	六〇七

(二) 専門教育の機關

(イ) 官立専門學校 左に之を表示す。

官立専門學校一覽

(大正十年五月末日)

學校名	學級數	生徒數
京城專修學校	三	一三三
京城醫學專門學校	四	二一〇

(口) 私立専門學校 左に之を表示す。

私立専門學校一覽

(大正十年五月末日)

學校名	學級數	生徒數
京城工業專門學校	三一	二三八
本	一七	一一四
附屬工業傳習所	一五	五五
水原農林專門學校	三	八三
計	四二	一七三
		四七六
		一七三

所在地	學校數	學級數	生徒數
京城	一	四	六二
京畿道高陽郡延禧面	一	九	一一二
計	二	一三	一七四

備考 京城に在るものは醫學を專攻し、延禧面に在るものは神學、文學、農業及商業等を修む。

(三) 實業教育の機關

(イ) 公立農業學校 左に之を表示す。

公立農業學校一覽

(大正十年五月末止)

所在地	學級數	生徒數
高陽	二	八六
清州	二	七九
公州	二	九一
全州	二	一三三
沃溝	二	七三
光州	三	一三六
濟州	二	九三
大邱	四	一四四
尙州	一	四〇
晉州	二	九二

所在地	學級數	生徒數
海州	二	九二
大同	二	八七
安州	二	七五
義州	二	六四
寧邊	二	一〇八
春川	二	七七
咸興	三	一三六
北青	二	九二
鏡城	三	八六
計	四二	一、七六四

(ロ) 公立商業學校 左に之を表示す。

公立商業學校一覽

(大正十年五月末日)

所在地	學級數	生徒數	所在地	學級數	生徒數
仁川	三	一三一	咸興	二	一〇六
開城	三	一一八	會寧	二	九五
論山	二	八二	鎮南浦	一三	二五九
釜山	四	一七五	計	二八	九六六

備考 鎮南浦に在るものは商工學校なりとす。

(ハ) 私立商業學校 左に之を表示す。

私立商業學校一覽

(大正十年五月末日)

所在地	學級數	生徒數	所在地	學級數	生徒數
京城	三	一四七	開城	三	五八
計	六	二二五			

- (一) 公立水産學校 麗水(全羅南道)に在り。大正十月五月末日現在學級數は二、生徒數は四十名なり。
- (ホ) 公立簡易實業學校 左に之を表示す。

公立簡易實業學校一覽

(大正十年五月末日)

種 別	分 布 方 面	學 校 數	學 級 數	生 徒 數
	京 畿 道	四	六	二二〇
	忠 清 北 道	一	二	二八
	黃 海 道	二	二	四一
	平 安 南 道	一	一	三九
	江 原 道	三	三	八七
	咸 鏡 南 道	一	一	五七
	咸 鏡 北 道	三	四	一六四
計		一五	一九	九一八

種別	分布方面										學校數	學級數	生徒數	
	商業			工業				商業						
	京畿道	全羅南道	咸鏡南道	京畿道	全羅北道	慶尙南道	黃海道	平安北道	平安南道	忠清南道	計			
	三	一	一	一	一	一	一	三	一	一	五	二	三	六三
	五	二	二	二	四	一	三	四	一	二	九	三	一	二〇
	二四二	七五	八一	三九八	三三	二二	一五	六三	一四	四九	一五三	三	一	二〇
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

水産全羅北道	一	三	二八
總計	三〇	四八	一三六八

右の外、一洞若は個人又は教師自身の設置に係る書堂（漢文の初歩並習字等を授く）と稱するものあり。大正十年三月末日現在の状況に依れば、京畿道二、五五一（生徒數二七、七八二）忠清北道九九〇（生徒數六、九〇二）忠清南道一、七四五（生徒數一三、九三〇）全羅北道一、五三七（生徒數一三、一〇〇）全羅南道二、四八二（生徒數三四、五五二）慶尙北道一、八六〇（生徒數一八、四〇三）慶尙南道一、八九八（生徒數二二、四八七）黃海道二、九九二（生徒數三五、四〇七）平安南道二、〇四九（生徒數二六、〇七〇）平安北道一、三三三（生徒數三七、四四七）江原道一、四〇五（生徒數二一、一七〇）咸鏡南道一、九八七（生徒數二六、〇一五）咸鏡北道六六三（生徒數九、三六〇）總計二五、四八二（生徒數二九二、六二五）の數字を示せり。尙私立幼稚園は、京城に二、開城

に三、公州、統營、海州、江陵、原州、横城に各一總計一一あり。收容園兒八〇九に達せり。

第四節 在内地朝鮮學生

内地に於て業を修むる朝鮮學生は、大正九年末現在に據れば、東京在學者千九十名、地方在學者百四十名にして、其の履修學科別人員左の如し。

	履修學科		履修學料	
	官費生	私費生	官費生	私費生
法制、經濟等	1	405		
商業	8	35	水産	1
工業	3	36	美術	1
農業及林業	2	8	音樂	1
醫學	7	2元	普通學(中、女)	1
教育	10	2	豫備	2
總計	41	4		35
				1,195

備考 卒業歸郷の學生に對しては官、公吏教員等に採用し、或は銀行會社等に就職の幹
旋を爲し、坐食者無からしめんことを期せり。

第五節 經 學 院

經學院は、朝鮮總督の監督の下に經義を講じ、風化を裨くるを以て其の目的と爲し、曩に下賜せられたる臨時恩賜金廿五萬圓を基金とし、其の利子を以て之が維持費に充つ。

本院には大提學、副提學、祭酒、司成等の職員を置きて事務を處理せしめ、又各道より碩學高德の耆宿を選びて講士に擧ぐ。本院は春秋二回釋奠を嚴修する外、月次講筵を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演を催し、毎年數回雜誌を發刊して之を頒布す、尙各道に於ける講士は、隨時各地を巡講する等、常に施政の方針に獎順し、彝倫の扶持と人心の啓發とに努めつゝあり。

第六節 教科用圖書

總督府に於ては普通學校、高等普通學校、實業學校、專門學校等の教科用圖書を供給し、教育勅語の御趣旨を奉體して國民性格を陶冶し、兼ねて國語に習熟せしめ、日常必須の知識技能を授くるの目的を以て教科用圖書の編纂を爲しつゝあり。

内地人教育を目的とする小學校教科書は、國定教科書を使用すと雖、其の教材に付き補充教授を爲すの必要上、本府は該教科書の編纂中にして、既に三卷を出版し、又尋常小學農業書及高等小學農業書を出版したり。

尙教科書の調査に付ては、朝鮮總督の諮問機關として大正九年十一月教科書調査委員會を設け、其の委員長には政務總監之に當り、委員には本府及所屬官署の官吏並學識經驗ある内地人及朝鮮人を選択し、之に依囑せり。

第九章 財政及經濟

第一節 財政

一 歲計

韓國併合當時、經常歲入を以てしては到底豫期の施設を爲すこと能はざるに因り、明治四十四年以降中央政府の一般會計より千二百三十五萬圓の補給を仰ぎ、以て急需に應ぜしが、爾後諸般の事業を整理し、經費を節約し、大正二年度に於て該補充金中より二百三十五萬圓を減じ、尙大正三年度以降五箇年を期して全然補充金の供給を止め、朝鮮に於ける收入を以て其の支出に應ずべき計畫を樹て、既に同年度及四年度に於て各一百萬圓を遞減せり。而して朝鮮特別會計の獨立計畫を實行せんが爲には、一方に於て諸般制度の整理を行ひ、行政費を節約し、他方に於ては産業獎勵の必要に迫まれるを以て、確實なる財源を求むるの要あり、依て

地税の増徴並市街地税及煙草消費税の新設を企畫し、大正三年七月一日より之を實施し、大正八年度に於て全く其の補給を辭せしも、警察制度の改革其の他諸般行政の刷新に伴ひ、再び補充金を必要とするに至り、大正九年度に於て一千萬圓同十年度に於て千五百萬圓の補給を仰ぐに至れり。

朝鮮總督府特別會計歳入歳出は左の如し。

大正十年度豫算		經常		臨時		合計	
歳入	歳出	經常	臨時	合計	經常	臨時	合計
九六、二二、〇三九	一〇一、四二五、六八三	六二、三五、六八八	五五、九二六、六〇六	一一七、三三二、二八九	六二、三五、六八八	五五、九二六、六〇六	一一七、三三二、二八九
円		円		円	円		円

尙繼續支出に屬する費額は左表の如し。

繼續費表

費目	總費額	支					額
		大正九年以前	大正十一年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	

鹽田擴張費	五、七〇二、九〇四	五〇三、五三三	九、四〇、八九九	九、四七、六六二	九三、五二八	七、五〇九、六六九
煙草專賣創業費	四、七三三、八二一	一、六五八、一五三	一、五七三、五三三	一、五三二、三八二	六	六
合 計	一〇、四三六、七二五	一、五九、三〇〇	一、八八四、八八九	一、七四六、五四三	一三、八四七、三	五〇九、六六九

備考 土木費海關工事費に於て、工事上の都合に依り大正九年度割額中繰延べたる五十萬圓は、假に之を大正十一年度に加算し置けり。

二 國 債

大正十年九月末日現在朝鮮總督府特別會計所屬國債額は左の如し。

種 別	發行及借入年月	發行及借入額	利子歩合	償還年限	據置年限
起 業 資 金 債	明治四十二年十二月	一、三六三、九〇六	厘九毛八十箇年	大正二十二年三月	
第一回四分利公債	大正二年三月	一、〇五三、五〇四	分同	大正二十九年二月	
朝鮮事業費國庫債券	大正六年十二月	四、九九三、〇〇五	分	大正二十一年三月	
事業費借入金	自大正七年至十年	二、七二、三〇五	分五厘	借入の日より三箇年以内の臨時債也	
同	大正八年三月	五、五〇、〇〇六	分一厘		大正十一年三月

種別	發行及借入年月	發行及借入額	利子歩合	據置年限	償還年限
ろ號五分利國庫債券	大正七年五月	一三、三五、八七五	五 分	—	大正十二年六月
に號五分利國庫債券	大正八年四月	一四、四三、一五〇	五 分	—	大正十二年九月
わ號五分利國庫債券	大正九年九月	二三、三二、八三五	五 分	—	大正十二年九月
そ號五分利國庫債券	大正十年四月	一九、六七、三〇〇	五 分	—	大正十二年七月
早害救濟費借入金	大正十年三月	五、〇〇、〇〇〇	七 分	—	大正十二年五月
計		一六七、五八、三〇〇			

備考 本表の内、起業資金公債及第一回四分利公債千四百一萬六千五百七十圓は韓國併合前に於ける該政府の起債にして、道路修築、海關工事、水道工事、金融及官業の資金、土地調査、教育及衛生設備等に使用し、早害救濟費一時借入金五百萬圓を除く其他の國庫債券及借入金一億四千八百五十二萬一千餘圓は、朝鮮總督府特別會計設定後朝鮮事業公債法に依り起債したるものにして、鐵道の建設及改良、道路の修築、海關工事等の諸費を支辨し、大正九年度に在りては、更に醫院・監獄・警察官署の新營、警備電話・鹽田及平壤鐵業所擴張等の諸費に使用するものなり。

三 租 稅

(一) 內 國 稅

(イ) 地稅 (土地の收益を標準としたる地價を課稅標準として其の千分の十三を課す) 地稅令に依り番(田)田(畑)借(宅地)池沼、雜種地及有料借地たる社寺地に之を課し、土地調查令に依る土地調查施行地域には土地臺帳、山間部離島等、土地調査不施行地域には地稅臺帳に登録したる土地所有者、質權者、質の性質を有する典當權者又は地上權者より徵收す。大正十年度收入豫算額は實に千百三十二萬三千六百十二圓を算し、朝鮮に於ける現行內國稅中の首位を占む。

(ロ) 市街地稅 (土地の時價を標準として決定したる地價を課稅標準とし、其千分の七を課す) 市街地稅令に依り、左記市街地に在る番(田)田(畑)借(宅地)池沼、雜種地又は有料借地の社寺地に之を課し、土地臺帳に登録したる土地の

所有者、質權者、質の性質を有する典當權者又は地上權者より徵收す。大正十年
年度收入豫算額は三十五萬四千八百六十五圓なり。

市街地稅令施行市街地

京	畿	道	京城府、仁川府、水原郡水原面、開城郡松都面
忠	清	北 道	清州郡清州面
忠	清	南 道	公州郡公州面、大田郡大田面、論山郡江景面
全	羅	北 道	群山府、全州郡全州面
全	羅	南 道	木浦府、羅州郡羅州面、光州郡光州面
慶	尙	北 道	大邱府、金泉郡金泉面
慶	尙	南 道	釜山府、馬山府、晉州郡晉州面
黃	海	道	海州郡海州面
平	安	南 道	平壤府、鎭南浦府
平	安	北 道	新義州府、義州郡義州面
咸	鏡	南 道	元山府、咸興郡咸興面

(ハ) 所得税(本税の課税標準税率、課税方法等は内地に於ける法人所得税と略々同じ) 朝鮮所得税令に依り(一)朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人(二)所得税法施行地、臺灣關東州又は樺太以外に本店又は主たる事務所を有する法人が朝鮮内に資産又は營業を有するときは、其の資産又は營業より生ずる所得に付、其の法人に之を賦課す。大正十年度に於ける所得税の收入豫算額は、四十一萬九千二百二十圓なり。

(ニ) 取引所税(賣買手数料收入金額の百分の十、取引税は取引所に於ける定期取引に依る賣買各約定金高轉賣、買戻に係る分を除くの百分の五を賦課す) 朝鮮取引所税令に依り之を賦課し、取引所に課する取引所税と仲買人に課する取引税とを總稱したるものなり。大正十年度に於ける取引所税(取引税を含む)の收入豫算額は、九十四萬九千七百十七圓を算す。

- (ホ) 鑛稅（鑛業令の規定に依り鑛業權者に賦課すべき鑛產稅、鑛區稅、竝特許約款に基き特許鑛山の鑛業權者に賦課すべき特許鑛稅の總稱） 鑛產稅は鑛產物の價格百分の一の割合を以て之を課す。但し金鑛、銀鑛、鉛鑛、鐵鑛、砂金及砂鐵に付ては鑛產稅を課せざるものとす。鑛區稅は鑛區千坪又は河床延長一町毎に一年六十錢を課す。但千坪又は一町未滿の端數は之を千坪又は一町として計算す。尙鑛區の分合に因る場合の外鑛業權設定の登録ありたる日より三年間の鑛區稅は所定額の半額とす。特許鑛稅の稅率は鑛區面積千坪に付一箇年五十錢の鑛區稅と鑛產物價格の百分の一の鑛產稅とを賦課するものと、純益の百分の二十五を納付せしむるものと、毎年二萬五千圓を納付せしむるものとあり。
- 大正十年度に於ける鑛稅の收入豫算額は、八十七萬千九百五十六圓なり。
- (ヘ) 登録稅 朝鮮登録稅令に依り之を賦課す。就中不動産に關する登記を受くるときは、左記の區別に従ひ登録稅を賦課するものとす。

- 一 相續に因る所有權の取得は不動産價格の千分の七
- 二 贈與、遺贈其の他無償名義に因る所有權の取得は不動産價格の千分の五十
- 三 賣買其の他有償名義に因る所有權の取得は不動産價格の千分の三十五
- 四 所有權保存は不動産價格の千分の五
- 五 共有物の分割は分割に因りて受くる不動産價格の千分の五
- 六 永代の地上權の取得は不動産價格の千分の二十五
- 七 地上權・永小作權の取得は存續期間十年未滿は不動産價格の千分の二、二十年未滿は千分の三、三十年未滿は千分の四、三十年以上は千分の五、存續期間の定めなきものは千分の五
- 八 賃借權の取得は存續期間十年未滿は不動産價格の千分の一、十年以上は千分の二、存續期間の定めなきものは千分の一
- 九 地役權の取得は要役地價格の千分の一
- 十 先取特權の保存又は取得は債權金額又は不動産工事費用豫算金額の千分の六
- 十一 質權、抵當權の取得は債權金額の千分の六

十二 競賣、強制管理の申立は債権金額の千分の六

十三 假差押・假處分は債権金額の千分の四

十四 抵當ある債権の差押は債権金額の千分の六

十五 相續財産の分離は所有權に付ては不動産價格の千分の六、所有權以外の權利に付ては不動産價格の千分の一

十六 請求又は申立に因り抹消せられたる登記の回復は不動産每一箇二十錢

十七 假登記は不動産每一箇二十錢

十八 附記登記は不動産每一箇十錢

十九 登記の更正・變更又は抹消は不動産每一箇十錢

(ト) 印紙稅 印紙稅令に依り證書・帳簿を作成する者に之を賦課す。而して印紙稅法第三條乃至第五條の證書帳簿と類似の效用を有するものに付ては、其の名稱に拘らず同條の規定に依るものとす。大正十年度印紙收入稅 印紙稅及登錄稅を含む 入豫算は八百五十四萬八千九百五十八圓なり。

(チ) 酒税 酒税令に依り之を賦課す。大正十年度收入豫算額は、六百六萬二千五百四十四圓なり。酒類を製造する者。又は酒類を保稅地域より引取る者に對しては、其の造石數又は引取石數に應じ、左の割合に依り酒税を課す。

釀造酒

朝鮮酒たる濁酒 一石に付 一圓五十錢

朝鮮酒たる藥酒 一石に付 六圓

麥酒 一石に付 八圓五十錢

前記以外の釀造酒 一石に付 二十圓

酒精以外の蒸餾酒

原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの

一石に付 三圓

原容量百分中純酒精の容量三十五以下のもの

一石に付 八圓

原容量百分中純酒精の容量四十五以下のもの

一石に付 二十圓

原容量百分中純酒精の容量四十五を越ゆるもの

一石に付 原容量百分中純酒精の容量一箇毎に八十五錢

一石に付 原容量百分中純酒精の容量一箇毎に八十五錢

再製酒

一石に付

原容量百分中純酒精の容量一箇毎に八十五錢
但し一石に付廿五圓五十錢に満たざるときは
廿五圓五十錢とす

自家用酒製造の免許を受けたる者に對しては、毎酒造年度、左の割合に依り酒税を課す。

濁酒 一石未満 一圓五十錢 一石以上二石以下 三圓

藥酒 一石未満 六圓五十錢 一石以上二石以下 十三圓

燒酎 五斗未満 一圓五十錢 五斗以上一石以下 三圓

備考 朝鮮酒二種以上を製造するときは藥酒の例に依る。

(リ) 煙草耕作税(自家用煙草耕作の許可を受けたる者より毎年八十錢を徴收す)朝鮮煙草專賣令に依り自家用煙草耕作者に之を賦課す。大正十年度に於ける自家用煙草耕作許可員數は、約五十九萬人なり。

(ヌ) 砂糖消費税(砂糖、糖密又は糖水を、製造場又は保税地域より引取るとき其の引取人より之を徴收す) 砂糖消費税令に依り之を賦課す。大正十年度收入豫算額は百十八萬千六百十七圓なり。

(ル) 朝鮮銀行券發行税 朝鮮銀行法に依り、朝鮮銀行が正貨準備發行高及五千萬圓を限度とする保證準備發行高の外、更に市場の景況に因り、朝鮮總督の認可を受け、國債證券其他確實なる證券又は商業手形を保證として銀行券を發行するときは、其の發行高に對し、一年百分の五を下らざる割合を以て賦課す。大正十年度に於ける朝鮮銀行券發行税の豫算は三十五萬圓なり。

備考 國稅中、地稅・市街地稅・酒稅(朝鮮酒以外の酒稅を除く)及煙草耕作税は府面(法

人)をして之を徵收せしめ、其の他は總て府尹・郡守又は島司に於て納稅義務者より直接徵收す。但し府面(法人)をして徵收せしむる國稅に付ても、納稅義務者より直接府・郡・島に於て徵收し得るものとす。

(二) 關 稅

本府始政當初通商各國に對して十年間舊韓國關稅を據置く旨を聲明し、同時に帝國の他の地方に對し特別なる關稅制度を布けるが、大正九年八月二十八日を以て右期間滿了せるが故に、同月二十九日以後關稅法等を朝鮮に施行し、唯特殊の事情あるものに限る若干特例を設けたり。而して内地に於ては之と同時に直に對朝鮮移入稅を撤廢せるも、朝鮮に於ける對内地移入稅は財政上の都合に依り直に之が撤廢を斷行する能はざるが、將來事情の許す限り速に之を撤廢する方針なりとす。大正十年度收入豫算額は、輸入稅二百六十三萬九千三百六十七圓、移入稅六百七十五萬九千二百四十六圓なり。

(三) 噸 稅

噸稅は外國貿易の爲外國に往來する船舶の開港場に入港したるとき之を課す。從來の噸稅は、併合當時の宣言に基き、外國又は内地、臺灣、樺太より朝鮮開港に入る船舶に對し舊率に依り課稅せるも、大正九年八月二十九日以後、噸稅率等は總て内地に於ける噸稅法の例に依ると同時に、朝鮮と内地、臺灣及樺太との間に通航する船舶の噸稅は之を廢止せり。

(四) 出 港 稅

出港稅は内地に於ける對朝鮮移入稅の撤廢に伴ひ、帝國內の他の地方に於て内國稅を課する物品及朝鮮に於て輸入稅の特例を設けたる物品に付、朝鮮と帝國內の他の地方との間に於ける内國稅及關稅の相違を調節する爲、大正九年八月二十九日以後新に之を設定せるものにして、當該貨物を内地臺灣又は樺太に移出するとき之を賦課す。出港稅課稅物件及稅率は左の如し。

(イ) 内地、臺灣又は樺太に於て内國税を課する物品、但し骨牌、賣藥及賣藥類似品並内地、臺灣又は樺太に輸入する場合に内國税を課せざる物品にして朝鮮に輸入したるものを除く移出先に於ける内國税の税率と同一の税率

(ロ) 大正九年法律第五十三號第一條の規定に依り、關稅定率法の輸入税率より低き税率に依り輸入税を課し、又は無税と爲したる物品及同法第四條の規定に依り、朝鮮に於てのみ輸入税を低減又は免除したる物品

無税の物品又は輸入税を免除したる物品に在りては、關稅定率法に依る輸入税率と同一の税率、其の他の物品に在りては、關稅定率法に依る輸入税率と大正九年法律第五十三號第一條の規定に依る輸入税率又は同法第四條の規定に依り低減したる輸入税率との差に相當する税率

(ハ) 帝國內に於て製造したる左記織物製品並朝鮮に於て製造したる菓子及糖果

衣服、帽子、帶、足袋、蚊帳、浴布、手巾、テーブルクロス、窓掛、蒲團及寢具、其の原料として使用したる織物の價格の百分の十

菓子及糖果、其の物品中に含有する甘蔗糖百斤に付五圓

三 驛屯賭收入

驛屯 驛屯とは驛土李朝以前に於て、公文書の遞傳と公務に因り旅行する官吏との爲に各道に驛站を設け、此に驛卒馬匹を配置し、其の給養に充つる爲に付せられた屯土往昔警備の爲戍卒を置き、其の田畠なり、屯の耕食に充てたる土地なり。の總稱 賭收入とは驛屯土の貸付料及使用料の謂にして、現今國有地として之を處理せり。而して驛屯土の貸付及其の附屬の湫水田灌漑の爲溪谷河流を堰き、引水田灌漑の爲溪谷河流を堰き、引の湫水用として之に通せしめたる溝渠の使用に關する事項竝貸付料及使用料の收納は府尹・郡守・島司に於て之を處理す。

大正九年府令第百十號を以て、驛屯土は現在小作人に賣拂ふこととし、賣拂代金は十年間に分割前納せしむるを以て、賣拂契約締結の土地に付ては、小作期間を十年に改むると同時に、其の貸付料は、第二年度以降は其の十分の一つを遞減することとせり。大正十年度驛屯賭收入豫算額は二百廿一萬六千六百十七圓なり。

第二節 經濟

一 通貨

韓國併合以來、韓國政府の舊貨幣は之が鑄造を停止し、大正七年四月貨幣法を施行すると同時に、韓國政府の舊貨幣の處分に關する法律を公布し、韓國貨幣條例に依り發行し又は通用を認めたる貨幣は、大正九年十二月末日限通用を停止し其の後五年間は政府に於て之を引換へ、葉錢に限り當分其の通用を認めたり。

通貨流通見込高		年 別			
金貨	補助貨及 小額紙幣	舊韓國 新貨幣	日 本 銀 行 券	朝 鮮 銀 行 券	合 計
千円	千円	千円	千円	千円	千円
—	一〇六〇四	一九〇五	一一二	一一、四七五	一三四、〇九八
—	一〇、三七三	一九〇四	一四	八六、一九六	九八、四八八
—	八、七五四	—	二〇	八、四八二	九一、二五七

備考 内容の合計に符合せざるは千圓未滿切捨の關係に因る。朝鮮銀行券中朝鮮以外に流通せるものは之を含まず。

朝鮮銀行券は、朝鮮銀行法に依り發行する兌換券にして、大正六年十二月以降關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても無制限通用を認められ、同時に從來橫濱正金銀行の發行し來れる金券の引繼を受けたるを以て、發行高一層の増加を見るに至れり。而して其の保證準備發行制限額は五千萬圓なり。

二 金 融

(一) 金 利

明治四十四年十一月利息制限令を公布し、一般金利に關し準據すべき規矩を示せり。其の利率左の如し。

一、元金百圓未滿 年三割以下

一、元金百圓以上千圓未満 年二割五分以下

一、元金千圓以上 年二割以下

備考 質屋營業者の貸借元金五十圓未満及市場に於ける貸借元金三十圓未満の利息に適用せず。

(二) 金融機關

現今朝鮮に於ける金融機關は、中央金融機關として朝鮮銀行、不動産金融機關として朝鮮殖産銀行及内地に本店を有する東洋拓殖株式會社、商業金融機關として朝鮮に本店を有する廿一普通銀行及内地に本店を有する十五普通銀行あり、朝鮮銀行及朝鮮殖産銀行も亦各其の特殊銀行の傍兼て普通銀行業務を營めり。尙地方金融機關として四百十七の金融組合を有す。

(イ) 朝鮮銀行 本府始政後明治四十四年三月朝鮮銀行法の發布せらるゝや、從來韓國の中央銀行たりし韓國銀行を改め朝鮮銀行と稱せり。現在資本八千萬圓。

中央銀行として國庫金の出納國債事務取扱並銀行券發行の外左の務業を營む。

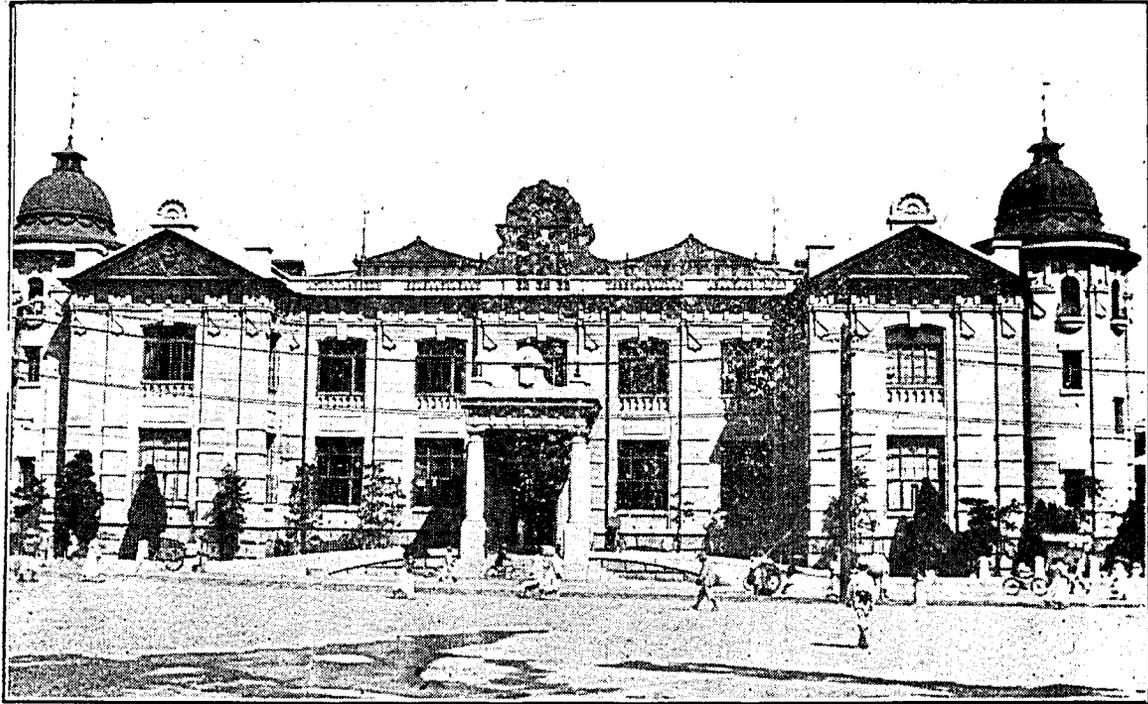
- 一、爲替手形其他商業手形の割引
 - 二、平常取引する諸會社銀行又は商人の爲替手形代金取立
 - 三、爲替及荷爲替
 - 四、確實なる擔保ある貸付
 - 五、諸預り金及當座貸越勘定
 - 六、金銀貨貴金屬及諸證券の保護預り
 - 七、地金銀の賣買及貨幣の交換
 - 八、信託
 - 九、政府の認可を受くるときは公共團體に對し無擔保貸付を爲すことを得、營業の都合に因りては國債證券、地方債證券其他確實なる有價證券を買入るゝことを得
- 朝鮮銀行は本店を京城に置き、朝鮮内樞要地に支店若は出張所を設け、尙爲替の調節及貿易助長の爲内地に在りては東京、大阪、神戸、下關、滿洲に在りて

は安東縣、大連、奉天、長春、哈爾濱、四平街、開原、營口、吉林、龍井村、遼陽、鐵嶺、旅順、鄭家屯、支那に在りては青島、上海、天津、濟南、又露領浦鹽、樺太亞港、及米國紐育に支店又は出張所を設置せり。而して滿洲に在りては金本位制の補助貨缺乏の爲、商取引に困難を感ずるを以て、小額支拂手形を發行することとなり、大正五年六月十二日より五拾錢・貳拾錢・拾錢券の三種を發行し、其の大正十年九月末に於ける發行高は、百五十七萬餘圓なり。

(ロ)朝鮮殖産銀行 大正七年十月一日の設立に係り、其の資本金三千萬圓。本店を京城に置き、朝鮮内樞要の地に支店五十二、派出所五を有し、左の業務を営む。

一、三十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り不動産又は不動産上の權利を擔保とする貸付

二、五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保とする貸付



（ 城 京 ） 行 銀 鮮 朝



北京專賣支局仁義洞工場

三、法令の規定に依り設定したる財團を擔保とする第一號の方法に依る貸付

四、農業者又は工業者二十人以上連帶して債務を負ふ者に對する五年以内の定期償還の

方法に依る無擔保貸付

五、公共團體に對する第一號の方法に依る無擔保貸付

六、金融組合・漁業組合其の他營利を目的とせざる産業に關する法人に對する第一號の

方法に依る無擔保貸付

七、朝鮮の產物又は朝鮮の産業上必要なる貨物を質とする貸付

八、國債證券又は朝鮮總督の認可したる有價證券を質とする貸付

九、爲替及荷爲替

十、公共團體の債券又は朝鮮に於て殖産事業を營むことを目的とする會社の社債券の應

募又は引受

十一、信託

十二、尙預り金又は地金銀有價證券の保護預りを爲し朝鮮總督の認可を受け他の銀行又

は東洋拓殖會社の業務を代理し、公共團體の爲に其の金錢出納の取扱を爲すのみならず、朝鮮總督の指定に基き普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越並諸手形割引の業務を營む。尙大正八年九月以降貯蓄預金の業務を開始せり。

朝鮮殖産銀行は、其の營業資金を得る爲、拂込資本金額の十倍を限り債券を發行することを得。

朝鮮殖産銀行一覽

年	公稱 資本金	拂込 資本金	積立金	債券 發行高	預金	貯蓄 預金	貸出金	政府 下金
大正八年末	10,000 円	8,056 円	6元	17,500 円	37,883 円	395 円	71,055 円	1,459 円
同 九年末	30,000	15,000	九圓	13,450	37,278	735	85,949	1,459
同 十年九月末	30,000	15,000	110.8	46,600	48,740	1,391	106,531	1,459

(ハ)東洋拓殖株式會社 明治四十一年十二月廿八日の設立に係り、現在資本金五

千萬圓。本店を東京に、支店を京城、奉天及大連並青島、哈爾賓、裡里、木浦、大邱、大田、釜山、沙里院、平壤、元山に、京城支店の出張所を間島に置き、拓殖に關する業務の外、拓殖の爲必要な資金の供給及定期預り金の業務を營む。

尙最近貸付狀況左の如し。

大正九年度貸付狀況	
當年度中貸付高	五六、〇〇七、九五九、七八 ^円
當年度中回收高	三二、二九一、〇六二、五〇
當年度末現在貸付高	九三、九七三、九二六、一一

(二) 普通銀行 朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行が釜山に支店を設置したるを始とし、經濟の發達に伴ひ、漸次銀行の設立増加せるのみならず、内鮮人間經濟關係密接となるに隨ひ、合同經營のもの出現するに至りしを以て、適用法規の統一を計る爲、大正元年十月銀行令を公布せり。現今普通銀行は朝

鮮に本店を有するもの二十にして、其の支店四十六、出張所六、内地に本店を有する銀行の支店十三、出張所二あり。

普通銀行一覽

(大正十年九月末)

銀行	公稱		拂込		積立金	政府		預金	貸出金	
	資本	金	資本	金		貸	下			
第一銀行支店	千円	1	X	八〇〇	千円	1	千円	一二、七五五	千円	一〇、七七六
十八銀行支店	1	1	X	一、六〇〇	1	1	1	九、一七三	七、九六一	
百三十銀行支店	1	1	X	六五〇	1	1	1	一一、三三三	三、〇六三	
漢城銀行	六、〇〇〇	3,750	210	11,049	13,841					
韓一銀行	2,000	1,625	500	3,890	5,891					
朝鮮商業銀行	2,000	1,500	511	9,548	11,279					
朝鮮實業銀行	5,000	1,250	215	4,539	6,143					
海東銀行	2,000	500	8	51	297					

湖西銀行	二,〇〇〇	七二五	六三	四六一	一,三〇四
三南銀行	一,〇〇〇	二五〇	二二	二二六	三三八
湖南銀行	一,五〇〇	三七五	四	四七五	一,〇二六
大邱銀行	二,〇〇〇	八七五	一三一	九〇三	二,四八二
鮮南銀行	三〇〇	三〇〇	五九	三四五	一,〇六六
慶一銀行	二,〇〇〇	五〇〇	五	一七五	七三七
慶尙共立銀行	二,〇〇〇	五〇〇	八	一八七	六七二
釜山商業銀行	一,五〇〇	七五〇	八五	一,二二六	二,三六四
慶南銀行	一,〇〇〇	七五〇	八七	三四七	一,三五六
東萊銀行	五〇〇	二五〇	二二	二〇四	三六八
密陽銀行	五〇	五〇	二三	一六一	二〇〇
平壤銀行	七〇〇	四二五	五	一,四〇六	二,三六〇
三和銀行	三〇〇	七五	五五	四〇五	六三七

銀行	公稱		拂込		積立金	政下金府		預金	貸出金
	資本金	準備金	資本金	準備金		貸下金	府金		
新義州銀行	五〇〇		三七五		四四			二四五	一、〇二八
元山商業銀行	五〇〇		一二五		九			五〇四	九〇六
北鮮商業銀行	五〇〇		二五〇		七			二二八	四二二
計	一、五〇〇		七五〇		六〇			一、〇三七	二、三五六

備考 三和半壤兩銀行合併し、大正十年十月一日より大同銀行と改稱せり。

(ホ) 手形交換所 明治四十三年七月京城に之を設立し、京城各銀行を其の組合銀行とし、組合銀行間の手形、小切手の交換を開始せるが、尋で明治四十四年一月仁川に、同年四月釜山に、大正七年一月平壤に、大正九年十一月元山に、大正十年七月大邱に亦之を設立せり。各交換所に於ける交換高は、左表の如し。

區分	大正八年		同九年		同十年九月末	
	枚數	交換金額	枚數	交換金額	枚數	交換金額

交 換 所	交 換 種 別	小 切 手	送 金 爲 替 手 形	約 束 手 形	任 拂 命 令 及 引 出 切 符	郵 便 爲 替 證 書	公 債 債 券 同 利 札	雜 證 票	計
京 城 手 形 交 換 所	八 六 三、五 九 九	九 三 六、八 〇 〇	六 九 四、五 六 九	七 四、三 一	六 四、五 三	三 八、七 三	三 一、九 三 〇	一 三 六	一、三 四 二、一 四 五
蓋 山 手 形 交 換 所	五 七 三、三 〇 〇	九 五 五、八 九 〇	六 二、五 六 六	六 一、二 四 六	四 三、五 八 四	二 四 九、九 六 六	一、六 一 九	三 六、二 九 八	九 六 二、四 〇 八
仁 川 手 形 交 換 所	九 〇 〇、七 五 〇	五 二 七、七 三 八	五 七、三 〇	七 三、四 八 七	五 〇、八 四 一	四 〇、四 二 二	一 一 四	八 四 九、三 九 六	一、四 一 〇、一 七 九
平 壤 手 形 交 換 所	七 八 四、八 〇 〇	六 六 六、二 九	五 五、三 七 七	四 四、六 三 三	三 八、三 九 六	一 八 一、七 九 三	一、三 四 五	二 九、四 七 一	一、四 〇 〇、一 七 九
元 山 手 形 交 換 所	六 九 〇、一 四 五	三 八 四、六 〇 七	四 四、六 九 七	二 八、八 〇 三	三 六、一 六 五	二 七、八 四 八	九 三	五 七、七 八 九	一、三 四 二、一 四 五
大 邱 手 形 交 換 所	五 八 〇、〇 〇 〇	三 八 四、六 〇 七	四 四、六 九 七	二 八、八 〇 三	三 六、一 六 五	二 七、八 四 八	九 三	五 七、七 八 九	一、三 四 二、一 四 五
計	五 八 〇、〇 〇 〇	三 八 四、六 〇 七	四 四、六 九 七	二 八、八 〇 三	三 六、一 六 五	二 七、八 四 八	九 三	五 七、七 八 九	一、三 四 二、一 四 五

備考 内容の總計に符合せざるは千圓未満切捨の關係に因る。

(へ)金融組合 明治四十年以來各地に設立せられ、韓國政府の制定に係る地方金融組合規則に準據せるものなりしが、大正三年五月地方金融組合令を制定し尋いで大正七年六月一部改正を加へ、地方金融組合を金融組合と改稱し、組合員は從來農民に限りしも、其の資格を擴張して商工業者其の他一般人にも及ぼし、殊に小商工業者を主とする市街地の金融組合の設立を認めたるを以て、之が運用に依り當該組合團體の機能を遺憾なく發揮するに至れり。

大正十年九月末日現在事業概況左の如し。

道名	組合員數	拂込出資金	政府下付金	積立金	預り金	借入金	貸付金	代理及媒介貸付金	現金及預り金
京畿道	2,400名	5,680,000 円	2,200,000 円	2,500,000 円	1,300,000 円	2,600,000 円	4,200,000 円	2,400,000 円	1,000,000 円
忠清北道	1,100名	1,100,000 円	1,100,000 円	200,000 円	1,100,000 円	1,000,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円	100,000 円

道名	組合		總計	拂込 出資金	下付 政府	積立金	預り金	借入金	貸付金	代理及 媒介	
	員數	組合數								貸付金	現金及預り金
忠清南道	20,322	15,322	27,211	20,000	22,211	1,242	1,242	2,980	1,014	3,000	
全羅北道	15,322	15,322	15,322	15,322	15,322	1,242	1,242	2,980	1,014	3,000	
全羅南道	15,322	15,322	15,322	15,322	15,322	1,242	1,242	2,980	1,014	3,000	
慶尙北道	15,322	15,322	15,322	15,322	15,322	1,242	1,242	2,980	1,014	3,000	
慶尙南道	15,322	15,322	15,322	15,322	15,322	1,242	1,242	2,980	1,014	3,000	
黃海道	15,322	15,322	15,322	15,322	15,322	1,242	1,242	2,980	1,014	3,000	
平安南道	15,322	15,322	15,322	15,322	15,322	1,242	1,242	2,980	1,014	3,000	
平安北道	15,322	15,322	15,322	15,322	15,322	1,242	1,242	2,980	1,014	3,000	
江原道	15,322	15,322	15,322	15,322	15,322	1,242	1,242	2,980	1,014	3,000	
咸鏡南道	15,322	15,322	15,322	15,322	15,322	1,242	1,242	2,980	1,014	3,000	
咸鏡北道	15,322	15,322	15,322	15,322	15,322	1,242	1,242	2,980	1,014	3,000	
計	15,322	15,322	15,322	15,322	15,322	1,242	1,242	2,980	1,014	3,000	

計	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
全羅北道金融組合聯合會	三,131	4,000	3,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
全羅南道金融組合聯合會	3,131	4,000	3,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
慶尙北道金融組合聯合會	3,131	4,000	3,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
慶尙南道金融組合聯合會	3,131	4,000	3,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
黃海道金融組合聯合會	3,131	4,000	3,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
平安南道金融組合聯合會	3,131	4,000	3,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
平安北道金融組合聯合會	3,131	4,000	3,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
江原道金融組合聯合會	3,131	4,000	3,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
咸鏡南道金融組合聯合會	3,131	4,000	3,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
咸鏡北道金融組合聯合會	3,131	4,000	3,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計	3,131	4,000	3,600	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

第十章 專賣

第一節 煙草

煙草は重要なる財源に屬し、從來消費稅の形式に依りたるが、大正十年七月より之を廢止し、專賣制度を實施せり。而して支局及出張所に技術員を配置して煙草耕作の改善指導に任ぜしめ、尙煙草耕作組合に對し、一定の標準の下に政府より交付金を下付し、組合に指導員を設置し、政府の施設と相俟ち、煙草耕作の指導獎勵等に當らしめつゝあり。大正九年度に於ける自家用以外の煙草耕作狀況左の如し。

煙草耕作人員及面積並收穫高				
道	名	耕作人員	耕作面積	收穫高
				一段步當收穫高

專賣局に於ける煙草の製造は、京城、全州、大邱及平壤に於ける東亞煙草會社

京畿道	一二,九八四 ^人	一,六五八 ^町 七	二五〇,二三七 ^貫	一五,一 ^貫
忠清北道	一〇,六三六	二,五〇三・〇	六七〇,八四三	二六,八
忠清南道	二,〇九九	一四九・三	四二,四九九	二九,二
全羅北道	一九,〇三九	一,二二〇・七	一八七,六八八	一五,四
全羅南道	三,一〇一	二六二・三	五六,一二五	二一,四
慶尙北道	一二,五一四	一,六六六・三	三三五,三六一	一九,五
慶尙南道	九,五一八	一〇六四・〇	二二七,九四四	二二,四
黃海道	一,六四三	一〇一・三	三三,三三七	三三,九
平安南道	六,一三二	六〇二・二	一一三,六七五	二〇,五
江原道	二九,九八〇	二,六〇二・六	五二九,〇四三	二〇,三
咸鏡南道	一,八五七	一三二・〇	五四,三二三	四一,四
計	一〇九,五〇二	一,一九九七・四	二,三一一〇,六三四	二一〇

其の他主なる民間製造工場並其の器具機械を徵收又は買收して之に充て、大正十年七月二日より各工場一齊に其の作業を開始し、前記徵收又買收したる工場の設備補足並職工の待遇・風紀・衛生其の他工場管理上の改善を行へり。大正十年九月末日現在概況左の如し。

專賣局所管各支局	工場の名稱	位	置	工場坪數	職工數
京城專賣支局	仁義洞工場	京畿道京城府仁義洞		二、四八二 <small>坪</small>	一、七六五 <small>人</small>
	義州通工場	京畿道京城府義州通		七二二	七八五
	太平通工場	京畿道京城府太平通		三九三	二〇八
	西大門工場	京畿道京城府西大門町		四八〇	八二
	大和町印刷工場	京畿道京城府大和町		五九六	八一
全州專賣支局	全州專賣支局工場	全羅北道全州郡全州面高砂町		四四〇	四五二
大邱專賣支局	大邱專賣支局工場	慶尙北道大邱府東雲町		三四四	五四三

平壤專賣支局	平壤專賣支局工場	平安南道平壤府慶上里	四五五	三五二
計			五九〇三	四二六七

煙草專賣制度實施の結果、政府に於て販賣する製造煙草の品名、數量、小賣定價等を掲ぐれば左の如し。

種類及名稱	數	包		小賣定價
		量	當	
口付 數 朝 松 白	二十本入	同		十五錢
日 朝 松 白	同	同		十二錢
風 松 白	同	同		十錢
露 白	同	十本入		八錢
カ イ シ ヨ ン	同	同		十五錢
ヒ シ ヨ ン	同	同		十錢

種類及名稱		數	量	小賣定價
兩切	ピカニール	十本入		八錢
	メロソール	二十本入		十錢
刻	メロソール	十五本入		五錢
	マコソール	十本入		五錢
刻	さつき	四十本入		八十錢
	あやめ	同		六十四錢
	ほぎ	同		五十一錢

尙刻煙草の上級品は之を内地より移入し、内地同様の小賣定價にて供給し、葉卷煙草及兩切煙草の上級品は夫々原産地より輸入して之を供給することとし、又右の製造煙草は煙草販賣官署、煙草元賣人、煙草小賣人を設けて之を販賣す。

第二節 人 蔘

大正十年度に於ける人蔘收穫坪數三十萬坪、收納高十二萬斤、紅蔘製造高三萬斤の見込なり。

人蔘特別耕作區域即ち政府の專賣に係る紅蔘原料產地以外に於ても、相當の産額あり。大正八年に於ける人蔘圃坪數三十四萬六千坪、收穫水蔘六萬四千斤を算し、同年中に取りせられたる白蔘は五萬七千三百三十二斤にして、此の價額六十四萬七千五百七十六圓に上れり。

備考 人蔘は其の製法に依り紅蔘、白蔘の二種に區別す。前者は價貴く、後者は廉なり。而して兩者とも形體の大なるを尙ぶ。

〔附〕

鹽

鹽は專賣に非ざるも、朝鮮に於ける天日製鹽は、原則として專賣局の經營する

所たるに因り、便宜上爰に記述することとせり。

朝鮮に於ける鹽の消費總量は、約四億斤なるが、内約一億斤は、官行鹽田より産する天日製鹽にして、一億六千萬斤は輸移入鹽、其の他は臨海各地より産する煎熬鹽なりとす。

本府に於ては、始政後天日製鹽を行はんが爲、第一期計畫として鹽田九百三十四町歩を廣梁灣(平安南道)に、九十九町歩を朱安(京畿道)に築造し、第二期計畫として百三十九町歩を朱安に、二百二十七町歩を徳洞(平安南道)に築造したり。其の後既往成績の良好なるに鑑み、更に第三期計畫を立て、大正九年度以降七箇年繼續事業として、鹽田二千六百町歩の擴張を試み、此の内南村(京畿道)に於ける百九十五町歩龍岡(平安南道)に於ける百四十九町歩の鹽田は、既に之が造設の功を竣れり。当期計畫にして完成せば、既成鹽田合算四千町歩に上り、其の生産額に在來煎熬鹽を加へ、略々朝鮮内自製自給の目的を達するを得べし。

第十一章 拓殖事業

朝鮮に於ける拓殖事業の經營者多數ありと雖、茲には唯其の規模の最大なる東洋拓殖株式會社の拓殖事業は關する近況を掲げて其の一斑を示さんとす。

同會社の經營する事業の種類は拓殖上必要な資金の供給並同農業、水利事業及土地の取得、經營處分、同移民の募集及分配、移住民の爲必要な建築物の築物の築造、賣買及貸借、移住民及農業者に對し拓殖上必要な物品の供給及其の生産したる物品の分配、委託に因る土地の經營及管理、其の他拓殖の爲必要な事業の經營、定期預り金等にして、本店を東京に、支店を京城、大田、大邱、釜山、木浦、裡里、沙里院、平壤、元山、奉天、哈爾濱、大連、青島に置き、別に間島に京城支店の出張所を設け、天津、濟南、安東縣其の他重要地に駐在所を置き、同會社最近の營業概況は左表の如し。

東洋拓殖株式會社營業概況

年 度	資本		拂込		政府		準備		餘裕		損 益 助 定		配 當 金
	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	
大正八年度	6,000,000 <small>千圓</small>	3,000,000 <small>千圓</small>	3,000,000 <small>千圓</small>	3,000,000 <small>千圓</small>	4,350,000 <small>千圓</small>	2,650,000 <small>千圓</small>	2,187,000 <small>千圓</small>	9,850,000 <small>千圓</small>	2,338,000 <small>千圓</small>	1,588,000 <small>千圓</small>			1,588,000 <small>千圓</small> (年九分)
同 九年度	5,000,000 <small>千圓</small>	2,750,000 <small>千圓</small>	3,000,000 <small>千圓</small>	4,500,000 <small>千圓</small>	4,500,000 <small>千圓</small>	2,650,000 <small>千圓</small>	3,170,000 <small>千圓</small>	9,250,000 <small>千圓</small>	3,750,000 <small>千圓</small>				2,750,000 <small>千圓</small> (年一割)

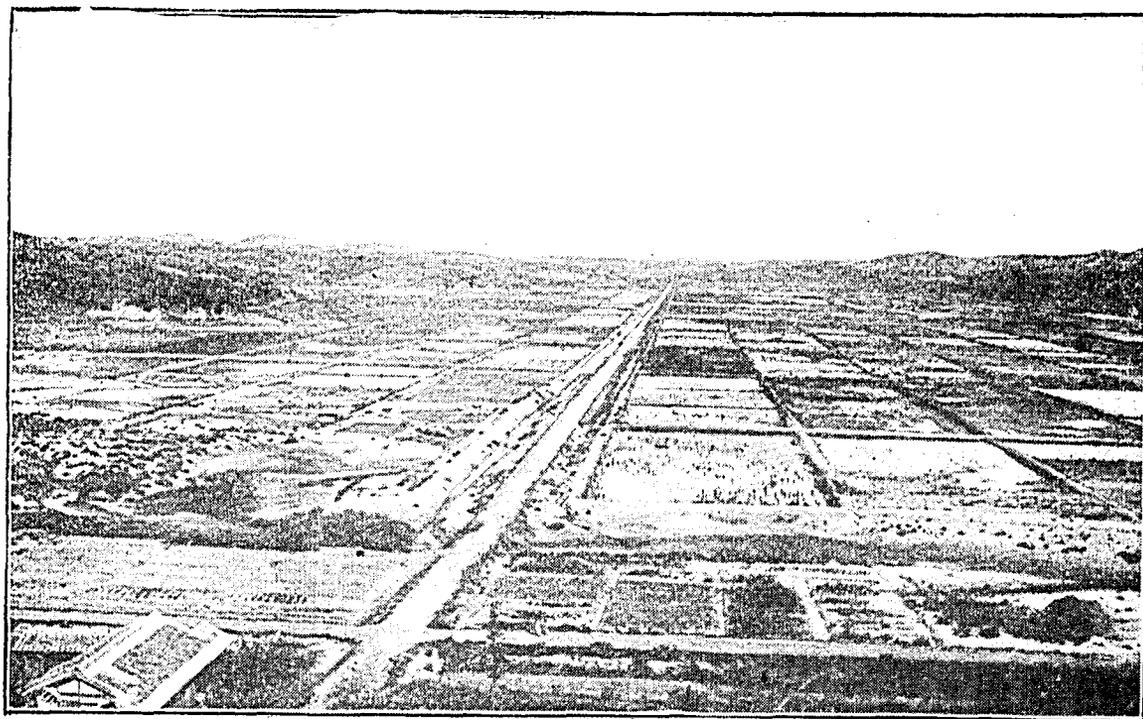
(イ)土地の經營 同會社の經營する土地は、出資地(韓國政府が引受株式六萬株に對し拂込に代へて提供する土地)及買收地(會社自ら之を買收せるもの)の二種類より成る。大正十年九月末日現在の同會社經營土地は左表の如し。

東洋拓殖株式會社經營土地

道 別	畝	田	堡	山 林	雜種地
東京 畿 道	5,100,855 <small>町</small>	3,887,337 <small>町</small>	137,206 <small>町</small>	247,766 <small>町</small>	165,850 <small>町</small>



店支城京社會式株殖拓洋東



千拓の光景 (京試に於ける拓野の概略)

忠清北道	七三三・四九二〇	五三九・一七三三	三九・三三三	三・一五二	九・五二二
忠清南道	四、六五・五五三	八四〇・〇三三	四七・九〇七	一五、三四〇	八四・七二五
全羅北道	八、八四・四三三	八三三・九七五	四七・四〇一五	一八〇・五二三	七二・六八三
全羅南道	一〇、〇〇・一三三	二、五七・二四八	八四・〇五七	一〇九三・三四五	七九・五〇一
慶尙北道	四、〇九・二二三	一、六三・三九三	二四・八四一七	二三七・二五九	七五・三〇一九
慶尙南道	五、一九・一三六	一、七三・〇五九	一七・三三七	六九八・八八一	二〇一・九七一
黃海道	一〇、一〇・三〇三	四、一七・〇〇九	六八・六〇〇	一、六九七・八七三	一七九・九九四
江原道	三〇、〇三三	二〇一・九二五	五、五〇三六	・零二五	八七三・七二五
平安北道	六、七九・五九七	四三〇・三七七	六、五五〇九	七五・二〇〇	一四四・六三三
平安南道	七二・二六〇六	一、四九・一三三	一六・六二六	六二・二九六	一一七・三五〇六
咸鏡南道	八、六九・〇三六	一、一七・四〇八	一〇・四七七	三二・〇一九	一三七・九二六
咸鏡北道	—	—	—	六、七五・〇九〇	一五七・六〇〇
計	五二、三四・七四三	一九、三六・四五六	七六三・四八二	一一、〇五・三四三	二、二九八・〇八一

備考 此等の土地中移住民割當地、造林地、林業苗圃地の如き直營地外の耕地は、從來の慣例に依り、朝鮮人をして小作せしめ、一面堤防用水路溜池等の修理改善を行ひ、土地の改良、生産の増加に努めつゝあり。

(ロ)農事の改良 社有小作地に於ける内鮮農民に對して稻作の改良獎勵の爲、明治四十三年以來毎年各地に原採種小作田を設け、改良種の栽培普及を圖ると共に、苗代の設置、施肥、挿秧除草、害虫驅除豫防、調製法等の實地指導を試み又種籾・農具・肥料等の貸付を爲す等、専ら農事の改良に努めし結果、著々好成绩を擧げ、大正九年度に於ては、改良種の普及社有小作畝中二萬九千六百六十町歩餘に達したるも、此等を鮮農に一任し置くときは、逐年混種の量を増加して品質の劣變を來す虞あるを以て之を防止し、尙一層改良種の普及・赤米の除去・異品種の混淆を防ぎ、以て産米の品質改善を期する爲、大正十年度に於ては原種田九町三反歩餘、採種田三百七十九町二反餘を設置し、今後四箇年計

畫を以て全部に互りて更新し、以て改善の實を擧げんことを期しつゝあり。

(ハ) 金肥配給 鮮米の増收及農産物の増殖を圖らんが爲、堆肥・綠肥の普及獎勵は勿論、従事移住民並小作人にのみ限り貸付せし金肥は、大正八年の初頭より鮮内一般農民に對しても之が配給の必要を認め、同年より水旱害の虞少き地に對し、效果確實にして安全なる大豆粕・油粕等を低利を以て配給したるが、其の成績良好なり。

(ニ) 種子及農具供給 同會社は農事改良及副業獎勵の目的を以て、移住民並小作人に、對して種苗・農具の貸付を爲し、種苗に在りては改良種粳、大豆、紫雲英等、農具に在りては揚水車、製糲器、製筵器、唐箕、稻拔器、蠶具等とす。

(ホ) 煙草事業 同會社は葉煙草の改良發達を期する爲、外國輸出を企畫し、土耳其種及在來種の栽培に著手し、實地の指導は勿論耕作組合の組織並補助、耕作資金の貸與等諸種の獎勵を加へ、大正九年度に於ては在來種二十四萬貫、土耳其

種約一萬三千貫を産し、大正十年度に於ては、在來種約二十五萬貫を産し、土耳古種は七月一日實施の專賣令に依り、事業一切を政府に引繼を了したり。

(へ) 殖林經營 明治四十三年以來年々經營の歩を進め、大正八年度末に於ては、咸鏡南道、江原道、黄海道に互り、其の面積合計三萬三千二百町歩に達したり
用材林の主なる樹種はカラマツ、アカマツ、ケヤキ、クリ、クルミ、ニセアカシヤ等にして、又薪炭林に在りてはクヌギ、カシハ、ナラ等を植樹及天然生稚樹保育に依り造林を行ひつゝあり。苗圃は京畿道蠡島、咸鏡南道德源及咸鏡北道獨津に之を設け、其の面積十五町歩なり。

(ト) 竹林經營 明治四十五年以來慶尙南道及全羅南道に於て民有竹林八十町歩餘を買收し、之を改良して模範林の經營に著手し、一面には竹林新植の模範を示す爲、國有米墾地の貸付を受け、或は民有未墾地を買收し、大正二年同三年兩年間に於て、八十町餘に苗竹の新植を爲したるが、其の生育頗る佳良なり。

(チ) 水利開墾

一、平安北道泰川水利工事 同會社は、大正二年五月平安北道龜城郡五峰面泰川郡西面及南面の三面に跨る川坊江の（支流大寧江）流域畑地の改耕に著手し、大正四年十二月竣功せしも、更に工事の完全を期し、大正五年三月以來改良工事を起し、同年十一月完成せり。其の灌漑區域は田約一千九百町歩にして、用水は川坊江に井堰を設けて引水するものなるが、主要なる工事は幹支線延長五萬九千三百餘間、隧道三箇所、長七百餘間、井堰一箇所、伏樋十箇所、流込二百十六箇所、分水樋九十五箇所、橋梁三百四十二箇所、堤防延長一千六百間等にして、其の工費四十八萬五千六百餘圓を算せり。

二、宮三面機力用水工事 全羅南道羅州郡良谷面及旺谷面一帯の同會社所有地は榮山江の左岸に在り、土地肥沃なれども、河水は耕地面より低きこと十數尺なるを以て、灌漑の要を爲さず、用水不足の爲收獲意の如くならず、仍

て同會社は揚水機械を据付け、灌溉施設を爲すべく、大正五年六月工事に著手し、同年十二月之を竣功し、蒙利水田二百五十餘町歩は施工前五箇年の平均に比して小作料毎年九百石内外を増收す。

三、長安坪開墾工事 本工事は同會社が京畿道高陽郡蘓島面長安坪所在國有草生地五百餘町歩を開墾し、漢江の汎濫を防止し、移住民の收容を目的とするものにして、大正六年三月を以て無償附與を受け、目下鮮人に貸付し、成績良好なり。

四、羅岩里開墾工事 本工事は同會社が全羅北道益山郡望城面羅岩里所在國有未墾地百四十餘町歩を開墾するため、錦江の汎濫を防止し、藍漑排水の途を講ぜんとするものにして、大正五年四月起工、同九月竣功し、水田三十四町一反餘歩の新開墾地を得、毎年約二千石の小作料を收穫す。

五、方丑池埋立工事 本工事は同會社が全羅南道羅州郡旺谷面方丑里所在舊

溜池面積十三町八反一畝二十一歩を埋立て、之を水田に墾成利用の目的を以て、大正六年六月起工し、同年八月五日竣功、耕地整理を行ひ、良田十二町八反一畝十四歩を得たり。用水は池塘に新設せる調節水門に依り、宮三面機力用水を利導すると共に、雨水を貯へて之が補給に充て、同時に排水を良好ならしめたり。而して毎年小作料二百石を收めつゝあり。

六、崇仁面開墾工事 本工事は同會社が京畿道高陽郡崇仁面地内園有未墾地十町三畝二十五歩を開墾したるものにして、畑六反五畝歩を得、大正九年四月無償附與せられ、鮮人に貸付小作せしめたり。亦本事業に關聯する舊河敷地十町一畝二十歩は、同所中浪津河身改修を了したる爲、同年四月總督府より同會社に附與したり。

七、細技面土地改良工事 全羅北道全州郡細技面所在の同會社所有田は、總て灌漑の設備不完全なる爲、連年旱害を蒙り、收穫不定なるを以て、同會社

は該地方一帯の水利普及を企て、工費金三萬七千餘圓を投じ、大正七年八月起工、翌年八月竣功し、成績頗る良好なり。

八、古阜水利工事 全羅北道古阜平野は耕地約四千町歩あるも、古來水旱害の爲、作付不能尠からざりしを以て、灌溉排水工事を企畫し、關係地主の賛同を得、大正五年水利組合を組織し、同八年四月工事の大部分竣功したり。

九、大池里土地改良工事 全羅南道羅州郡洞工面大池里同會社所有地面積六十一町歩は、地味肥沃なれども、水旱害の爲、收穫貧弱なるを以て之が改良工事を企て、其の第一期工事として貯水溝を新設することゝし、大正八年七月豫定の工事を終了せり。

一〇、自防浦開墾工事 全羅南道務安郡一老面所在干潟地二百六十六町歩を開墾し、新に水田二百五町歩を得んとするせのにして、大正七年八月起工し貯水池工事を除く外、同九年五月竣功せり。

一一、龍岡開墾工事 平安南道龍岡郡端和面草地百二十四町歩は、大正八年十月開墾に著手し、尙貯水池敷地に當る國有地十萬六千餘坪は、同年十二月拂下を受けたるを以て、直に工事に著手し、九年五日竣功し、十年全部墾了せり。

一二、於之屯水利工事 本區域は所謂載寧平野の一部にして、從來水路を有せしも、其の施設不完全にして、殊に用水取入堰堤は假土堤なるを以て、屢々決潰の厄に遭ひ、灌漑不能に終るが如き慘害を蒙る狀況なり。之が爲其の改良案を立て、九年十二月實測を爲し、十年六月其の設計を完了し、八月地主に交付し、九月地主會の結果し、成規の手續を以て組合設立申請を爲せり。

其の蒙利面積四千六百五十一町歩(内社有地千參百六十町歩)なり。

備考 此の外大正十一年に於て實施準備中のもの干潟地二件千百五十六町歩の許可出頭地及水利組合事業調査地等大小二十二箇所、總面積約六萬五千町歩を算す。

(リ) 移民事業 同會社は明治四十三年移住規則を制定し、拓殖移民の計畫を立て主として内地人移民の募集分配を爲し、爾來移民を收容すること十一年、其の戸數約四千戸、人口約二萬人、讓渡面積八千餘町歩にして、江原道及咸鏡北道を除く外、殆ど全域に跨り、地方の開発及農事の改良に貢獻する所尠からず。同會社は拓殖事業の往績に鑑み、大正四年及同六年兩度移住規則を改正し、土地讓渡、移住貸付等に對して便法を講ぜざる外、純農業者以外農業兼營者に移住の途を開き、第二種移住民の一時拂込金並利率を低減し、且移住民農業上の指導、副業の奨励は勿論、組合を組織して共同販賣購買を斡旋し、移住地の選定に一層周到なる注意を拂ふと共に、教育、宗教、衛生、交通其の他移住民に關する諸種の施設に關し、其の保護を厚うせんことを期せり。

優良移住民に關し表彰手續を定めて特別の保護を與ふる外、褒狀及賞品を授興し、永く之を旌彰する途を開けり。今既住の移住民募集狀況を示せば左表の

如し。

東洋拓殖株式會社移民事業		應募戶數		承認戶數		戶數		人口		面割當地		貸移住費	
回	期	應募戶數	承認戶數	戶數	人口	面割當地	貸移住費	應募戶數	承認戶數	戶數	人口	面割當地	貸移住費
第一回(明治四十三年)		一,三三五	一六〇	二一六	五五〇	二三九	二二,二九〇	一,三三五	一六〇	二一六	五五〇	二三九	二二,二九〇
第二回(明治四十四年)		一,七二四	七二〇	三三四	一六一五	五六六	二八,四四〇	一,七二四	七二〇	三三四	一六一五	五六六	二八,四四〇
第三回(大正元年)		二,〇八六	一,一六七	六二五	三,〇二七	一,一九三	五五,三四二	二,〇八六	一,一六七	六二五	三,〇二七	一,一九三	五五,三四二
第四回(同 二年)		三,四七二	一,三三〇	五四四	二,五五九	一,〇七九	三七,三七四	三,四七二	一,三三〇	五四四	二,五五九	一,〇七九	三七,三七四
第五回(同 三年)		一,九六四	一,一〇六	四一三	二,九三三	八〇六	二〇,〇一五	一,九六四	一,一〇六	四一三	二,九三三	八〇六	二〇,〇一五
第六回(同 四年)		一,二八四	七七〇	二七四	一,三三四	五三九	一三,一五〇	一,二八四	七七〇	二七四	一,三三四	五三九	一三,一五〇
第七回(同 五年)		一,一〇一	五四二	二二二	九七五	四二四	一三,四七八	一,一〇一	五四二	二二二	九七五	四二四	一三,四七八
第八回(同 六年)		一,五五二	六五〇	三二一	一,三九三	七四一	二二,二三三	一,五五二	六五〇	三二一	一,三九三	七四一	二二,二三三

回 期	戸 口		割 當 地 面	移 住 費 貸 付 高
	應 募 戸 數	承 認 戸 數		
第九回(大正 七年)	一、五二九 ^戸	五九八 ^戸	三、四四 ^戸	一、四五六 ^人
第十回(同 八年)	二、二二一	九六七	四、八八 ^戸	一、八九六
第十一回(同 九年)	一、四四二	五〇〇	一、九六	七二四
				八六八 ^町
				二、八九〇 ^五
				四、五五 ^五
				三、六五〇

備考 本表に於て應募戸數に比し承認戸數の少きは、素質を精選せる結果と、承認後申込者の都合に依り承認を取消したるもの等あるが爲にして、承認後病氣其の他の事故に基き移住を中止し、又は解約を爲せるもの等に依り、現在戸數は承認戸數より減少するを免れず。

各道に於ける移住民分布狀況左の如し。

道 名	戸 數	
	第 一 種	第 二 種

又移住民を地方別に示せば左表の如し。

京畿道	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尙北道	慶尙南道	黄海道	平安南道	平安北道	咸鏡南道	計
五九三	一六	二九五	五四二	七〇〇	四五二	六七七	四四九	四	六	一二	三、七四六
一七	一	一三	二四	二六	一三	一七	一九	一	一	一	二二

愛媛縣	愛知縣	長崎縣	岐阜縣	廣島縣	香川縣	熊本縣	岡山縣	山口縣	福岡縣	佐賀縣	高知縣	地方	戶數
九	二二	二四	二六	二七	一六	二九	二五	二六	二五	二四	二四	地方	戶數
石川縣	宮崎縣	福島縣	鳥取縣	山形縣	鹿兒島縣	三重縣	新潟縣	福井縣	和歌山縣	大分縣	徳島縣	地方	戶數
二七	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	地方	戶數
茨城縣	千葉縣	富山縣	長野縣	島根縣	北海道	靜岡縣	山梨縣	京都府	奈良縣	兵庫縣	宮城縣	地方	戶數
二〇	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	地方	戶數
	計	埼玉縣	岩手縣	秋田縣	神奈川縣	群馬縣	青森縣	大阪府	東京府	栃木縣	滋賀縣	地方	戶數
	三、八七	二	三	四	三	五	五	七	八	一〇	八	地方	戶數

會社の移住民は、之を第一種移住民（一戸に付田畑二町歩以内の土地の割當を

受け、其の土地代金に年六分の利子を付し、五箇年据置き二十五箇年以内の年賦拂込を爲したる後、該當地の所有權を取得するものにして、全部自作することとを要す）及第二種移住民（割當地十町歩以内の土地の割當を受け、土地引渡の際土地代金の四分の一以上を一時に拂込み、残額は年七分の利子を付し、二十五箇年以内の年賦拂込に依り土地を讓渡せらるるものにして、一部を自作せば他は小作せしむることを得）に分つ。然れども大正十年四月移住せる第十一回移住民よりして第二種移住民の割當地を五町歩以内と定めたり。尙同會社は第十二回以後募集の方法を改正し、當分第一種を募集せず、第二種のみを募集することとし、小作地の調節及集約的に成る可く農事の好績を擧げんことを期しつゝあり。

前記第二種移住民は資力十分にして、農事に經驗あり、内鮮人を指導するに足るべき地方の中心人物を招致するの方針にして、第一種及第二種とも、移住

後五箇年を経過し、土地代金等二分の一以上を拂込む時は、割當地の讓渡を受け、又第一種移住民は、土地の状況其の他の事情に依り、割當地の變更又は増加を受くる外、土地購入の爲資金の貸付を受く、以上の外、鑛山業其の他拓殖事業經營者の業務に従事する傍ら農業を營まんとする者に對し、其の經營者連帶保證の下に、第一種移住民として承認せる特種移住民及五戸以上申合せ社有地以外の土地の買入を會社に要求し、會社が該土地を買入れ、之を割當てて第一種移住民たる事を承認する買入讓渡移住民あり。其の他移住民に薪炭供給の目的を以移住地附近に適當なる造林用地あるときは、可成之を貸付し、又住家納屋の建築費又は購入費、種苗、肥料、農具及耕牛の購入費の補助として第一種移住民に限り、一戸に付移住費二百圓以内の貸付の外、住家建築材料の一部又は購入補給を受く。其の他會社移住民は、渡航の際汽車汽船の割引を受け、又邊陲地方の移住民に對しては特に土地代金拂込方法及移住費貸付に關し特殊の

方法を設け、又は其の他の特殊保護を與ふることゝせり。

(又) 資金貸付 同會社は拓殖上必要なる資金を貸付す。其の方法左の如し。

一 定期償還貸付

(一) 移住民に對し五年以内の移住費貸付

(二) 生産者に對し其の生産を擔保とする一年以内の貸付

(三) 不動産、鐵道、鑛業權其の他不動産上の權利を擔保とする五年以内の貸付

(四) 公共團體又は特別の法令に依り組織したる産業組合に對し五年以内の無擔保貸付

(五) 農業者二十人以上連帶して債務を負ふ者に對し五年以内の無擔保貸付

(六) 財團其の他確實なる物件を擔保とする五年以内の貸付

(七) 移住民取扱業其の他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債券を質とする五年以内の貸付

二 年賦償還貸付

(一) 移住民に對し二十五年以内の移住費貸付

(二) 不動産、鐵道、鑛業權其の他不動産上の權利を擔保とする三十年以内の貸付

(三) 公共團體又は特別の法令に依り組織したる産業組合に對し三十年以内の無擔保貸付
 (四) 財團其の他確實なる物件を擔保とする三十年以内の貸付

三 移住民取扱業其の他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債
 券の應募引受

拓殖資金の需要は逐年遞増の趨勢を示せり。今其の貸付高を示せば左表の如
 し。

種 別		明治四十三年度末		大正九年度末	
		口 數	金 額	口 數	金 額
定期償還貸付金	内地人	三八	二五四、二五〇 ^円	二七〇	三、一八二、九五二 ^円
	朝鮮人	八八	一七五、四八〇	一、四四四	四、九三七、九八三
	内鮮人連帶	一	一	七	四六、〇四二

東洋拓殖株式會社貸付金

株券及債券引受高	年賦償還貸付金					公共團體	支那人
	計	公共團體	支那人	朝鮮人	内地人		
總計	一三三	一	一	一	五	二六	一
	五八七、五三〇	一三七、三五〇	一五七、八〇〇	二〇、四五〇	四二九、七三〇	二〇、一九	二九〇
	七、八〇	七七	五、七五四	五〇九九	五四五	八	九八九、六八〇
	四九、一九七、〇四四	四、八七八、四五七	二八、五五八、九〇一	一八、一五一、七三三	五、三五四、二五七	二一三、九五〇	二一三、九五〇
	二七、一一、二六七、五三七	一六五、九五五	八、五〇〇	一六五、九五五	九、三七〇、六〇六		

本表に於ける株券及債券引受高の中には、本店に引續きたる農工債券三百萬圓を含む。移住費貸付高は別表移民事業の部に表示せしを以て本表中之を省く。

第十一章 産業

第一節 農業

一 概 説

農業は朝鮮に於ける産業の大宗にして、總人口の八割之に従事し、農産品の生産年額は産業總生産額の約八割に當り、其輸移出額は總輸移出の約七割を占む。故に農業の改良發達に關しては、總督府は特に多額の經費を支出し、或は各地に勸農機關を特設し、或は本府及地方廳に技術員を配置し、朝鮮の實情に順應して銳意之が施設に努め、其の成績漸く見るべきものあるに至れり。

二 耕 地

朝鮮の風土は到る處農業に適し、殊に南部地方は氣候溫暖にして農作物の發育

最も佳良なり。冬季は寒氣強きも冬作物の枯死する虞なく、年中概ね空氣乾燥せるを以て、收穫物の品質良好なり。夏作物中、水稻の如きは生育良好なるも、用水不十分なるを以て、時々旱害を被ることあり。然れども灌漑設備年々發達せるを以て、漸次其の度を減じつゝあり。朝鮮農産物の大宗たる米の改良増殖に付ては、總督府に於て特に力を此に致し、尙大正九年度より約十五箇年に互りて土地改良事業を施行し、地目の變換に依り十二萬町歩、開墾干拓に依り九萬町歩の水田を得る豫定なり。

朝鮮に於ける耕地の總面積は畝(水田)百五十四萬餘町歩、田(畑)二百七十七萬餘町歩、火田其他十七萬餘町歩、合計四百四十九萬餘町歩にして、之を内地に比するに陸地全面積に對する開拓の割合竝農家一戸當面積に於て必ずしも狭小なりとせず。然れども併合以前多年土地荒廢し、加之灌漑不備にして、勞力の投下竝施肥不十分なりしを以て、其の生産額の僅少なるは、内地と同日の論に非ず又

朝鮮人農家の戸數は二百七十萬戸にして、農業勞力の不足を感ずることなきも、自作農寡少なるが故に、小作制度の不備と相因縁して農民一般に怠惰に流れ、農業の改良を企圖せんとするの意氣に乏しき傾向あり。仍て總督府始政以來、深く此に留意し、勤儉力行を勸奨し、農民の覺醒を促し、且百万農事の改良に力を致し、漸く斯業振興の曙光を認むるに至れり。特に大正八年の制度革新後に於ては、著しく助長施設の振張を圖れるが故に、將來地力の培養、資金・勞力の投下益厚きを加へなば、諸般施設の進捗と時勢の推移とに伴ひ、やがて現在の生産を倍加し、農家の面目を一新するの時機到來すべし。

三 未墾地

比較的容易に開拓し得べき未墾地の面積は、國有に屬するもの四萬五百餘町歩、民有に係るもの三萬三千餘町歩、此外山麓緩傾斜地の大部分竝干潟は殆ど未墾に屬し、其面積の如き一箇所にして數百町歩に互れるものあり、未墾地の總面積は

概測調査に依れば、相當施設を爲して開墾利用し得べき見込あるものは干潟地二十餘萬町歩、河邊荒蕪地七萬餘町歩、山麓緩傾斜地八十萬餘町歩ありと稱せらる。近時産業の開發に伴ひ、未墾地利用の有利なるを覺る者漸く多きを加へ、田畠の開墾漸次増加し、殆ど擧げて國有に屬する干潟地の如きも、之が利用を出願し、著實なる事業家の投資を爲す者多きを加ふるに至れり。

國有未墾地の利用に關しては、夙に國有未墾地利用法の發布あり。未墾地の貸付を受けんとする者は、面積十町歩を越するものに在りては朝鮮總督、十町歩以下に在りては地方長官の許可を受くべく、貸付期間は最長十箇年にして、公共の利益となるべき事業に供するもの、又は農民若は漁民の宅地に供するものは、事業成功後附與せらるゝ特典あり。開墾、牧畜、植樹等の事業に供するものゝ如きも、特別の事由ある場合を除くの外は附與せらるべく、其の他の利用(漁場、鹽田の類)に付ては拂下を受くるものとす。貸付料は一町歩年額五十錢にして、特別

の場合に在りては之を免減せらるべし。大正九年末に於ける國有未墾地の貸付面積は、原野の荒蕪地、草地、沼澤地、干潟地等を合せ總計十萬八千餘町歩にして、従前の貸付地中事業成功に因り拂下又は附與したるものは畚、田、植林地、果樹園、漁業用地、鹽田等總計六千九百餘町歩なりとす。

四 灌漑設備

朝鮮の水田中、灌漑設備を有するは、其の總面積の約二割即ち約三十四萬町歩あるのみにして、其の他の約百二十萬町歩は全く天水に依りて耕作するの状況に在り、幸にして稻の成育期たる七月より九月に至る迄の間は降雨期に屬し、且氣溫著しく上昇するも、挿秧期たる六月は未だ乾燥期を脱せず、天水畚の多くは七月の雨期を待ちて始めて移植を行ふの外なし。之が爲毎年植付不能に終るもの數萬町歩に及ぶを常とす。我が保護政治確立後、内地人營農者頗に増加し、大規模の灌漑事業を企畫する者續出するに至りたるを以て、時の政府は水利組合條例を

發布して斯業の鞏固なる發達を助長獎勵したるも、不備の點尠からざりしを以て、大正六年七月更に朝鮮水利組合令を公布し、制度の面目を改めたり。尋いで大正八年四月水利組合補助規程を設け、事業の調査設計は申請に依り政府に於て之を施行し、工事費に對しては百分の十五以内の國庫補助金を交付するの途を開き、大正九年十二月改めて土地改良事業補助規則を制定して右補助金の率を工事の種類に依り二割以内(灌溉改善)、二割五分以内(畑を水田に變換するもの)又は三割以内(畑以外の土地を水田と爲し又は水面を埋立若は干拓し水田となすもの)に増加し、同時に個人經營の灌溉事業に對しても同様補助金を交付することゝ爲したり。爾來水利組合作業著しく勃興し、大正八九兩年度に於て設立せられたるもの十五組合に及び、従前十餘年間の設立數を越ゆるに至れり。大正十年三月末に於ける組合の現在數は二十七にして、其の蒙利區域面積合計四萬二千餘町步、此の事業費總額一千五百五十六萬餘圓(段當二十六圓餘)を算し、事業施行後の收

益年額は九十八萬圓に及び、施行前に比し約十三割を増加すべき見込なり。

個人の經營に係る灌漑事業は、河川道路等に關する公益並蒙利者の利益擁護上總督府の認許を受けしむると同時に、相當補助を與へて之が助長發達を圖ることとしたるが、最近までに認許を受けて其の施工を了したるは七十四箇所、此の灌漑面積八千二百八十餘町步にして、其の内地主共同事業四十一箇所、用水料を徴收して經營するもの十六箇所、土地分割に依るもの三箇所、自己所有地の灌漑を目的とするもの十四箇所なり。

五 産米增收計畫

産米增收の爲大正九年度より約十五ヶ年に亙り土地改良事業及耕種法の改良を施すの計畫あり、之が完成の曉には毎年九百萬石を増加し得べき推算にして、灌漑改善、地目變換及開墾干拓に依り四十二萬七千餘町步の好良なる水田を得んとするものにして、總督府の概測に依れば今後三十年を期し土地改良事業を十分に

遂行するときは、灌漑改善に依り約四十萬町歩、地目變換及開墾干拓に依り、各二十萬町歩合計八十萬町歩の良田を開拓し得る見込なるも、本計畫に於ては差當り其の二分の一の土地に對し土地改良を施行せんとするものなり。

六 農 業 者

朝鮮に於ける耕地の大部分は、大地主の所有に係れり。而して朝鮮人の多くは農を業とし、概ね他人の田畑を耕作して一生小作に甘んずる者なるに似たり。小作の方法は、概ね(一)秋收期檢見を行ひ、生産額の二分の一乃至三分の一を標準とし、小作料を定むるもの(二)收穫に際し其の收穫物を折半し、其の一を小作料と爲すもの(三)年の豊凶に拘らず一定の小作料を定め置くものとの三種とす。而して小作は年限の定めあるに非ず、多くは口約を以て之を定むるもの多し。

朝鮮の農家戸數は朝鮮人二百七十萬九千餘戸、内地人一萬二百餘戸、支那人九百餘戸、合計二百七十二萬餘戸、此の總人口一千四百三十六萬餘人(總人口一千

七百二十八萬餘人の約八割)に及び、其の業態は專業者二百二十五萬餘戸、兼業者四十六萬餘戸にして、又營業方法別に依れば所有耕地を悉く小作に附する地主一萬五千餘戸、大部分を小作に附し一部分を自作する地主七萬五千餘戸、自家農五十二萬九千餘戸、自作兼小作者百一萬七千餘戸、純小作農百八萬二千餘戸を算す。

七 農 産 物

朝鮮に於ける營農方法は大體内地と其の揆を一にし、氣候・土質内地と大差なきを以て、生産する作物も亦種類を同うす。作物の分布は食糧作物を主とし、衣料其の他の工業原料用作物之に亞ぐ。食糧作物の主要なるものは米にして麥・粟・大豆之に次ぎ、果實・蔬菜亦相當産額あり。特用作物に在りては棉・麻を主とし楮・莞草・人蔘・煙草・甜菜等の栽培あり、豆・雜穀・棉等の作物比較的多量に生産せらる。畜産は從來斯業の素地ありて牛、馬・豚・鶏・牛皮等を産す。就中

牛を最とし、品種優良なり。蠶業は總督府始政後著しく勃興し、繭産額將來百萬石以上に達すべき見込あり。

之を要するに朝鮮は製造工業未だ發達せず、農業其の他原始的産業を主とすと雖、勞力豊富且勞銀低廉にして、公課低く、又概して生産に要する費用多からざるを以て、農業の如きは内地に於ける經營に比して寧ろ有利なりとす。故に今後内地に於て供給の不足を告ぐる米・大豆・小麥・生牛・牛皮の如きは、一層生産力を擴張し、尙進みて内地以外に需要旺盛なる果實・人蔘・烟草又は蠶絲の如きも之が生産を奨励し、努めて其の販路を海外に求めんことを期す。今各種農産物の狀況並其の主要なるものゝ産額及輸移出額を示せば左の如し。

(イ)米 朝鮮の農業生産總額約十四億圓中五億五千萬圓を占む。總督府始政當時番(水田)荒廢甚しく、段當收量少く、且多くは品質劣等にして、乾燥不十分、調製概ね粗糲なりしを以て、爾來之が改良増殖を圖りし結果、收量品質共に面目

を一新し、大正九年に於ては産額一千四百八十餘萬石に上り、其の輸移出高二百九萬石、價格七千七百萬圓に達せり。

(ロ)大豆 品質收量共に佳良にして、西北鮮の産品特に優良なり、之を内地及滿洲種に比較せば蛋白質に富む。従つて其の輸移出も殆ど内地食用向にして、大正九年に於て生産高四百七十九萬石中輸移出高八十三萬石其の價額一千七百二十餘萬圓に達し、亦輸移出品中の重要な地位を占む。

(ハ)麥 大麥・小麥を主とし、之に裸麥を合せて其の生産額約一千萬石に達するも、概ね鮮内に於て消費せられ、殊に小麥は消費額益増加するに至り、移出は大麥・小麥計五萬三千餘石に過ぎず。

(ニ)粟 西北鮮地方に於ける主要畑作物にして、該地方の常食とし、其の收穫高六百三萬石を算するも、未だ鮮内の需要を充すに足らず。

(ホ)果實 朝鮮の風土は極めて果樹の生育に適するを以て、近年各地に於て新に

果樹栽培に従事する者漸次増加し、殊に苹果、梨、葡萄は優良の品種普及し、相當産額あり。就中苹果は内地、滿洲、及西伯利に輸移出せらる。其の他栗、柿、桃等の生産あり。

(へ) 蔬菜 白菜、蘿蔔、甜瓜、南瓜、水芹、蒜等の栽培多く行はれ、開城白菜の如き其の尤なるものなり。近來内地人移住の増加するに伴ひ、内地蔬菜類の栽培漸次増加するに至り、甘藷、馬鈴薯の如きも漸次産額を増加せり。

(ト) 棉花 棉は江原道咸鏡南道の一部及咸鏡北道を除くの外、各地殆ど之を栽培せざるなし、就中全羅南道及慶尙南道は其の主産地にして、忠清南北兩道之に亞ぐ、在來綿は纖維長くして彈力に富み、各種の用途に適するも、品質優良ならざるを以て 總督府に於て南鮮地方に對し紡績原料に適する米國種陸地棉の栽培を奨勵せしに、成績良好にして、明治四十三年に於ては陸地棉作付段別千二百餘町歩、收穫高六十餘萬斤なりしもの、大正九年には作付段別十萬六

千餘町歩、收穫高八千八百餘萬斤に達せり。尙大正八年より陸地棉に適せざる北鮮地方には在來棉を奨勵栽培せしむる事としたるに、大正九年に於ては其の作付面積三萬九千七百九町歩、收穫高二千六百餘萬斤に及べり。又同年に於ける棉花輸移出高は六百萬餘圓なり。

(チ) 繭 家蠶業は頗る朝鮮に適し、今や各道到處其の生産を見ざるはなく、就中慶北、平南、平北、江原及忠南の五道を主産地とす。而して近時蠶業發展の機運大に熟し、産繭の品質は育蠶技術の進歩と相俟つて顯著なる向上を見るに至れり。總督府は大正八年四月朝鮮蠶業令を公布し、又其關係法規を發布し、蠶種の製造・蠶種・桑苗の移入、桑苗の生産販賣、苗の販賣、蠶病の豫防等に關する取締を爲し、將來益斯業の發達を圖らんとす。大正九年の家蠶成績は飼育戸數三十二萬五千餘戸、繭産額十三萬二千餘石、産繭移出額四萬二千餘石にして之を明治四十三年の産繭額一萬三千餘石、其輸移出額百四十餘石なりに比す

れば實に長足の進歩なりと謂ふべし。

(リ) 家畜

(一) 牛 體軀肥大、體質强健、而も性質溫順なるを以て、農耕運搬用を兼ね、又肉用として需要多く、到處の農家之を飼養す。大正九年末に於ける生牛の現在數は百四十八萬餘頭を算す。朝鮮牛は生産饒多、價格低廉なるを以て、内地並西伯利及支那等に輪移出せらるゝもの多し。大正九年に於ける生牛の輪移出高六萬四千餘頭、其の價額五百二十三萬二千餘圓に達し・牛皮・牛骨・牛脂等の輪移出額三百四十二萬七千餘圓に上れり。成牛一頭の價は牡百二三圓、牝八十圓内外なり。乳用牛としては主としてホルスタイン種・エーアシャー種飼養せられ、大正九年の搾乳牛は七百七十餘頭、其の搾乳高三百八十餘萬石なり。

(二) 馬 朝鮮在來種は體軀矮小なれども、比較的力強く、險路峻坂を行くに

慣れ専ら乗馱兩用に供し、耕耘には使用せられず、性質順良にして御し易し、朝鮮馬の現在数は五萬四千餘頭にして、一頭の價格約八九十圓なり。近時内地産の馬を移入する者著しく増加せり。總督府に於ては、夙に江原道蘭谷に勸業模範場牧馬支場を設け、馬種の改良と馬匹の増殖を圖り、又咸鏡北道に於ては、雄基に種馬所を設けて内地産馬の種付を奨勵し、李王職は華山牧場を設けて外國種の蕃殖普及を圖り、又民間に在りても成歡牧場の開設を見るに至れり。

(三) 綿羊 大正八年より咸鏡南北道、平安北道、黃海道、全羅南道の五道に蒙古種羊を配付し、之を民間に於て試験的に飼育し、又勸業模範場洗浦牧羊場に於ては、蒙古種とメリノウ種及シロツプシャ種との雜種蕃殖及純粹蕃殖の試験中なり。

(四) 豚 普く農家に飼養せられ、其の數牛に次ぎ、最近の總數九十七萬餘頭

を算す。在來種は體軀矮小、晚熟にして肥大性を缺き、品質劣等なれども、其の生産額頗る多く、一頭の價十圓内外なり。近年改良種としてパークシヤ種の飼養漸次増加し、大正九年末には十萬餘頭に及べり。

(五) 家禽　多くは鶏にして、鶯・鶯・七面鳥等は甚だ少し。鶏は農家各戸殆ど之を飼養せざるはなし。在來種は稍小形にして、性質頗る敏捷なり。近年改良種として白色レグホン・ブリマスロツク・名古屋コーチン種の飼養漸次増加せり。

(六) 養蜂　朝鮮人の蜜蜂を飼養する者尠からず、斯業の最盛なるは江原道平安北道、咸鏡南道にして、大正九年に於ける蜜蜂の生産額は約八十萬圓に達せり。近時改良種としてイタリア種・カーニオラン種を飼養する者あり。

八 穀物検査

米は朝鮮物産の大宗にして、又輸移出品の首班たるも、從來其の乾燥概ね不十

分にして、調製兎角粗雜なるを免れざりしを以て、政府は夙に優良品種の普及を圖ると共に、之が改善を圖り、大正四年二月以來米穀検査規則を施行して輸移出米を検査し、漸次良好なる成績を挙げ來れり。検査は主として玄米に就き道知事之を行ひ、必要に際せば中白米及白米の検査をも行ふこととし、品質、乾燥の程度、夾雜物、包装及容量に付一定の標準を定め、特等以下三等不合格の五階級に分ち、不合格米は其の輸移出は勿論他の道に搬出することを禁止し、又特に蝦米を混入するものは絶対に之が搬出を禁止、其の容量は之を四斗に限定せり。大豆は米に亞ぐの重要農産品にして、之が改良は最も緊要なるを以て、大正六年九月大豆検査規則を發布し、各道に於て普く輸移出及道外搬出大豆の検査を施行せしむることとせり。大正八年十一月以降一ケ年間の合格歩合は玄米九三%、大豆九八%にして、其の合格數米は検査總數三百八十萬呎中三百五十萬呎、大豆は検査總數百四十三萬呎中百四十萬呎を出せり。又道に依り道令を以て小麥・菜豆又は豌豆

豆の検査をも施行せるものあり。

九 勸農機關

農業は朝鮮の産業中最重要な位置を占むるを以て、總督府は之が改良指導の途を講ずる爲、中央には勸業模範場を置き、各道には主として種苗場及原蠶種製造所を置き、且總督府及地方に農業技術員を配置し、以て施設の進捗を圖りつゝあり。

(イ) 勸業模範場 勸業模範場は本場及支場六、出張所一、蠶業試験所一、女子蠶業講習所一より成る。

(一) 本場 京畿道水原に在り、農業の改良發達に資する調査・試験、農事の模範、實地指導、講習、講話・種苗・蠶種・種禽・種豚の配付等を主たる目的とす。

(二) 西鮮支場 黃海道沙里院に在り。専ら朝鮮に於ける一般畑作物の調査、

試験を行ふ。

(三) 蕪島園藝支場 京城府外蕪島に在り、園藝に關する試験及模範的栽培を爲す。

(四) 德源園藝支場 咸鏡南道德源に在り。北鮮地方に於ける園藝の試験及模範的栽培に努む。

(五) 木浦棉作支場 全羅南道木浦に在り。専ら棉花に關する試験・調査、陸地棉種子の馴化・栽培等を爲しつゝあり。

(六) 洗浦牧羊支場 江原道洗浦に在り。綿羊の蕃殖・配付を主なる目的とし蒙古羊を輸入してメリノ種との雜種試験を行ふ。

(七) 龍岡棉作出張所 平安南道龍岡に在り。主として朝鮮在來棉花の試作・試験を行ふ。

(八) 蘭谷牧馬支場 江原道蘭谷面に在り。蒙古牝馬を基礎として飼養及蕃殖

試験を行ひ、朝鮮に適する馬種を産出し、之が普及を圖りつゝあり。

(九) 蠶業試験所 水原に在りて本場に附設す。原蠶種の製造配付及蠶業に關する試験調査を行ふ。

(十) 女子蠶業講習所 水原に在りて本場に附設す。講習期間は十箇月にして蠶業に關する學理及實地を講習す。其卒業生は總數二百五十一名に及べり。

(ロ) 道種苗場 鏡城種苗場の外、總て各道廳所在地に在りて、其の所在道廳に屬し、農産の改良増殖に關する試験及調査・種苗・種卵・種禽・種豚の配付、又は種畜の種付、農事に關する模範農用器具機械の貸與、農事に關する講習・講話・傳習及實地指導等を爲す。

(ハ) 道原蠶種製造所 各道に一箇所つつを設置す。原蠶種の製造を爲すと共に蠶業に關する調査試験を行ひつゝあり。

(ニ) 道蠶業取締所 朝鮮蠶業令の實施に依り之が執行機關の一として各道に一箇

所づつを設置し、蠶病の豫防及蠶種・桑苗の生産販賣に關する取締を爲す。

(ホ)道種馬所 咸鏡北道の所管にして該道雄基に設けらる。種馬はサラブレット種・ハクニー種の雜種及蒙古種を飼育し、附近の在來馬匹に種付して其の改良を圖りつゝあり。

(ヘ)朝鮮農會 政府補助の下に朝野有志の組織に係り、朝鮮全體を其の區域とし、農業及林業の改良發達を圖るを以て目的とす。本會を京城に置き、開城外十一箇所に支會を設け、會員約三千人を有す。其の事業として毎月一回會報を發刊し、農事の講習・講話・傳習會・品評會の開催、牛畜鶏種の改良、模範果樹園蠶業傳習所の設置、種苗の育成配付又は其の供給の仲介を爲す等、官民の間に介在して直接間接に指導勸奨を爲しつゝあり。

(ト)其の他の農業團體 地主會又は地主組合、棉作組合、蠶業組合、畜産組合、總隊組合、郡農會、農事獎勵會、果樹組合、果樹同業組合等ありて、其の内容目

的一ならずと雖、夫々農事の獎勵に努めつゝあり。

第二節 林業

一 概 説

朝鮮に於ける林野の總面積は約一千六百萬町歩此内國有林野概算九百五十萬町歩を算し、全土の約七割三分を占むるに拘らず、從來林政不備にして、特殊の保護林たる封山の如きものを除く外は、公山と稱し、一般人民の自由樵採に委して顧みず、到處濫伐を肆にし、或は火田を起し、或は急斜地を開墾し、林野の大部分は荒廢を極め、僅に陵園墓附屬の森林及鴨綠・豆滿兩江の流域等に於て稍見るべき林相を保つに過ぎずして、禿山曠野起伏し、滿目荒涼を極め、延いて産業の發達を妨げ、國土の保安を害し、其の災禍擧げて算ふべからず、即ち林野全面積約一千六百萬町歩の内成林地疎生又は散生地を含むは僅に約三分の一に止まり、殘地の内約三分の二は天然稚樹の

生育地にして、三分の一は草生又は禿裸地に屬せり。

明治四十一年一月韓國政府は森林法を發布し、一般山野の保護・整理・増殖を圖り、盛に殖林を奨勵したりしが、四十四年六月朝鮮總督府に於て新に森林令を布き、國土の保安其の他の必要ありと認むるものは之を保安林に編入し、又永年禁養林讓與の途を開き、或は造林貸付の特典を設けたり。而して總督府は國有林野の區分調査を行ひ、之を要存林野と不要存林野とに分ち、不要存林野は成るべく民有に移して造林治山の速成を期し、又別に一般林野の整理調査を行ひ、從來混沌たるを免れざりし林野の權利關係を確定し、彼此相俟ちて林政の基礎を確立せんことを期しつゝあり。

朝鮮の林野副産物は多種にして、其の用途も亦極めて廣し、就中主要なるものは栗、胡桃、松の實、銀杏^{以上樹實類}、ハギ、シナノキ、ナラ、カシハ、アベマキ^{以上樹皮類}等にして相當の生産額あり。其の他漆樹は殆ど全土に涉り其の生育に適し・漆液

の品質も亦内地上等品と伯仲の間に在り、採漆容易なると勞銀比較的低廉なるとの爲、漆業も漸く勃興の機運に向ひつゝあり。又椎茸、五倍子、藥料楓葉等も相當の生産額あり。

二 國有林野區分調査

朝鮮に於ては明治四十四年度より林野區分調査を開始し、營林廠所屬要存豫定林野約二百二十萬町歩は同廠に於て、其の他の要存豫定林野約三百五十一萬町歩及第一種不要存豫定林野約二百萬町歩計五百五十萬町歩の調査は總督府に於て之を施行し、主として權利關係の複雑なる地域、荒廢甚しくして民間造林の急施を要する地域及河川水源地にして保護上重要なる地域より著手し、最近までに柵了したる面積は、總督府調査區域三百八十三萬二千町歩、營林廠區域百八十一萬五千町歩、合計五百六十四萬七千町歩に達せり。

三 林野整理調査

朝鮮に於ては古來林野の所有權又は占有に基く權利關係混沌として判明し難きもの多く、植樹造林の獎勵其の他林政上不便不利甚しきを以て、此等の權利關係を明かにする爲、總督府は大正六年度より一般林野の整理調査を開始し、其の權利關係を確定し、前記林野區分調査と相俟つて國有林野管理上の根本政策を確立すると共に、一般林業の開發を期せんとす。次いで大正七年四月朝鮮林野調査令の公布を見、林野調査及所有權査定制度を定め、更に林野調査委員會を設置して林野所有權の査定に對する不服の申立に終局の裁決を與ふることゝしたり。本調査は總筆數三百五十一萬筆に及ぶべき見込にして、目下各道に互りて施行中に屬し、事業著手以來最近までに一千八百五十八府面^{二百三十}の實地調査、七百二十四府面^{八十萬筆}の査定公示を終り、其の内査定に對する不服申立期限を經過して權利の確定せるもの六百十五府面に達せり。

四 國有林野經營

(一) 總督府直轄經營 國有要存豫定林野約五百三十萬町步中鴨綠豆滿兩江流域に屬する約二百十八萬町歩の林野に對しては、明治四十年來營林廠をしてこれが管理經營の任に當らしめつゝあるも、爾餘の林野三百十二萬町歩の區域に對しては、之が保護取締を爲すの外、何等積極的施設を爲さざりしが、近時木材の需要頗る増加し、公用又は公益事業に必要な用材の供給不足を告ぐる狀況なるを以て、老齡林は之を伐採撤出して一般の需要に應ずると共に、未立木地及伐採地に對しては、漸次造林を行ふの必要切實なるを認め、是等に對する應急施設として、右要存豫定林野中差詰緊急を要する林野約百二萬町歩に對し、大正八年度以降、數次に山林課出張所^{二十六}を特設し、以て之が經營機關として植伐實行の任に當らしめつゝあり。

(二) 營林廠 營林廠は、鴨綠豆滿兩江流域に屬する二百十八萬餘町歩の林野を管理經營する特別官廳にして、本廠を新義州府に置きて伐木・造林・運材・製材

販賣、林産物處分並國有林調査等森林經營に關する一切の業務を掌理し、之が機關として鴨綠江流域に於ては惠山鎮・中江鎮・新芑坡鎮・高山鎮豆滿江流域に於ては茂山に支廠を置き、會寧及龍山(京城府)に出張所を設置し、夫々森林經營の實行に當らしめつゝあり。

本廠の所管林野は咸鏡南北道及平安北道の三道に跨り、其の區域面積は約二百十八萬町歩に達し、其成林地は約九割三分即ち二百二萬町歩にして、主として寒帶樹種を以て蔽はれ、全面積に對して針葉樹約七割、濶葉樹約三割を占む目下廠材として利用しつゝある主なる樹種は針葉樹にして、紅松・杉松及落葉松の三種、濶葉樹にてはテウセンヤマナラシ、シナノキ類、ドロノキ類等とす主要樹種の見込材積は約八億六千萬尺縮なり。大正九年度の作業成績は伐木二十三萬尺縮、運材二十四萬尺縮、著筏二十七萬尺縮、建築用材函材、等の製材十四萬尺縮にして、製材及木材販賣の外出願に應じ立木の拂下を爲しつゝあり。

五 造林貸付の特典

國有林野に於ける造林事業の經營に關しては、現行森林令公布の際、努めて造林を奨勵し、急速に荒廢山野の救済を圖る趣旨を以て、新に造林貸付に關する特典を設け、造林の目的の下に貸付したる國有林野は事業成功の曉之を無償附與することゝせるを以て、此の制度に基き出願する者激増するに至れり。大正九年度に於ける造林貸付狀況は貸付一千三十三件、面積六萬六千九百町歩なりとす。

六 殖林事業

明治四十年以降國費を以て京城附近其の他に模範造林を行ふと同時に、一般に種苗の無償下付を爲し、又地方費及恩賜金經營に屬する苗圃に於ても苗木の下付を行ひ、且各道に於て地方費模範造林を實行し、又一面に於て國有林野の内存置を要せざる部分は民間に造林貸付を爲し、事業成功の後無償にて附與し得ることとし、大に造林の奨勵を行ひつゝあり。是を以て輓近民間に於ける殖林事業は異

常の發達を遂げ、各地に大小の企業家簇出し、内地及朝鮮の會社若は富豪等にして大規模の造林を行ひ又は企畫する者尠からず。

惟ふに朝鮮の林野は一般に荒廢すと雖、其の地質概ね造林に適し、樹木生育状態の如きも殆ど内地と異なる所なきと、造林用樹種多様にして、北部より南部に跨りて七百種の樹木中喬木に屬するもの針葉樹十九種、闊葉樹百三十餘種の外、竹類三種ありて、造林樹種の選定に苦むが如きことなく、人夫賃比較的低廉にして、且殆ど地拵費を要せざる爲、多額の造林費を要せず、加之貸付を受け得べき林野は各地に散在するを以て、其の欲する造林地を各道に求め得べし。

朝鮮の殖林事業は斯の如く有望なるに因り、努めて民間に於ける養苗を奨勵し以て斯業發展の基礎を築きつゝあり。

(イ)官公營苗圃 年々之を増設せし結果、大正九年度末には其の數七十八箇所、面積二百三十九町歩に達し、大正九年春の成苗數千四百二十七萬本を産せり。

(ロ)私營苗圃 生産成苗數は明治四十二年には三百二十一萬餘本なりしが、爾後苗圃勃興の結果、大正十年春には一億二千五百三十七萬本に上り、過去十一年間に於て約三十九倍の盛況を呈せり。尙近年規模大なるもの漸く多きを加へ、殖林組合・林業製等の組合苗圃、殖林企業者造林用の大苗圃、又は販賣を目的とする苗木商の大苗圃等續々設置の氣運に向へり。

(ハ)官公營殖林事業 所謂官公營殖林事業は、國費及地方費の經營にして、前者は明治四十年以降、後者は明治四十四年以降、毎年引續き實行しつゝあり。

(ニ)國費經營事業 造林の模範を示し、風致の増加を圖り、且植栽に關する試驗を行ふを目的とし、京城附近に於ける荒廢山野の造林に主力を注ぐこととし、砂防植栽及普通植栽を行ひつゝあり。明治四十年以降大正十年春に至る植栽面積は三千九百町歩にして、植栽苗數千五百二十萬本に達し、播種高三十

八石に上れり。

(二)地方費經營事業 明治四十四年初めて江原道に於て施行し、大正四年以降、各道に於て實行し、大正十年に至る十一箇年間に植栽面積二千六百町歩餘、植栽苗數一千百三十萬本に達せり。而して其の種樹はアカマツ、クロマツ、クヌギ、ニセアカシヤ、クリ、白楊類を主とせり。

備考 右の外天然雜樹發生地に補植を行ひ、之を保育禁養せる面積は、大正十年に於て二千四百十三町歩餘に達せり。

(ニ)私營殖林事業 民間殖林事業は、近年長足の進歩を爲し、大正十年に於ける植栽面積は五萬六百十三町歩に上り。其の本數一億四千二百萬餘本に達せり。民間林野の保護造林に關しては森林組合あり、其の數最近現在數一千三百有餘を算し、事業地見込總面積約百八十萬町歩に達す。尙最近朝鮮山林會の組織成り、全鮮官民有力者を網羅し、各道山林會亦逐次成立の機運に向へり。

(ホ)記念植樹 明治四十四年以來毎年四日三日(神武天皇祭日)を期し、朝鮮全土を擧げて記念植樹を實行し、回を重ねるに従ひ益好況を呈し、大正十年に於ける第十一回の記念植樹の如きは總本數千六百七十九萬本を算し、累計一億七千四百四十三萬本に達せり、尙其の植栽後の成績は、近年殖林思想の普及に伴ひ成るべく天然苗の併用を避け、團體又は地方富豪、篤農者等に於て豫め苗木を購入し置きて植栽、に供するもの多きに至れる爲、成育頗る良好となれり。

(ヘ)御大典記念殖林事業 大正四年の御即位大典記念の爲殖林事業を實行したるもの尠からざるが、就中道・面又は學校組合等の公共團體の經營に屬するものに付ては、總督府は一定の制限面積内に於て國有材野を讓與せり。

七 林業試驗

朝鮮は大陸的氣候に支配せられ山野荒廢の進度 森林植物の種類及分布、林相の變化等内地と著しく其趣を異にし、從て殖林上に試驗及調査を要する事項尠か

らざるを以て、總督府は從來之が爲特に苗圃を設け、専ら朝鮮産主要樹種の養苗に關する研究を行ひ、併せて森林植物の調査を爲し來りたるも、林業の全般に涉る研究に觸るゝこと能はざりしを以て、大正九年より完備せる林業試験場の設立に着手し、本場を京城府外清涼里に設け、抱川郡光陵其の他五箇所に試験林を置き、六箇年計畫の下に着々完成の歩を進めつゝあり。

第三節 鑛業

一 概 説

朝鮮は諸種の鑛物に富み、鑛業の起源亦頗る遠きに拘らず、我が保護政治肇始當時に在りては、二三外國人の稼行するものゝ外、鑛業の見るべきものなかりしが韓國政府が明治三十九年鑛業法規を發布するに及び、鑛業制度初めて備り、爾來漸く其緒に就き、更に併合後に至り益其の歩を進むたり、大正五年新に朝鮮鑛

業令の實施せらるゝや、制度の完備と共に斯業の保護益厚きを加へ、朝鮮に於ける鑛業發展の基礎は逐年鞏固となるに至れり。

二 鑛業法規

總督府は大正四年朝鮮鑛業令を制定し、尋いで朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を發布し、大正五年四月より之を施行せり、同令は外國人が新に鑛業權を取得するを禁じ、新發見の重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ、鑛業權を物權として不動産に關する規定を準用し、鑛業上必要なる土地の使用及收用に付土地收用令中の規定を準用して一層鑛業權の保護を厚うることゝ爲し、其他諸種の法令を發布して特定の鑛業又は關係製造業を營む者に對し、一定の條件の下に鑛業用品輸入税の免除、一定期間法人所得税の免除、隨意契約に依る官有物拂下等の特例を設くる等、斯業の保護獎勵に努めたり。

三 鑛床及地質調査

總督府に於ては從來不明瞭なりし朝鮮に於ける鑛床の性狀を概査し、以て其の鑛業的價値を窺知すると共に、一面鑛業行政の參考に資し、他面企業家の調査に便する爲、明治四十四年度以降鑛業調査を行ひ、大正六年度を以て各道の概要調査を終了したり。次いで大正七年度に於ては、鑛床調査の組織を變更して地質調査所を設置し、事業準備に着手すると共に、地質鑛床の精査を開始し、大正八年度に於て略々其の設備を完了し、着々各地の調査を施行し、其の地質圖及報告を調製しつゝあり。本調査は地質鑛床の精密なる調査を行ひ、其の利源を闡明し、鑛床の性狀を探究して之が開發の途を誤らざらしめ、且各種鑛物の利用を研究して工鑛業の發達を促し、更に地質構造を明にして各種事業に確乎たる參考資料を供するものとす。

四 鑛業出願

鑛業の出願は逐年増加し、鑛種別出願の狀況は金銀鑛の出願最多數を占め來り

之に亞ぎて出願の多きは鐵、石炭、黒鉛等を推すべし。

五 鑛 區

新規設定の鑛區は、逐年其の數を増加し、最近に至り一年五百乃至千を數ふるに至り、存續鑛區數亦隨つて増加し、明治四十三年末現在七百四十鑛區なりしもの、大正九年には二千五百十五鑛區と爲れり。又鑛種別鑛區數は殆ど毎年金銀鑛首位を占め、其の他の鑛物の順位は年に依り多少の異動あるを免れず。試に大正八年末の狀況を見るに、金銀鑛最も多く、金、銀、銅、鉛、亞鉛鑛、黒鉛、鐵鑛、砂金、錫石炭等之に亞ぐ、亦以て其の一斑をトするを得べし。

六 鑛 産

鑛産額は年に依り増減せるを免れずと雖、大體に於て漸次増加し、明治四十三年に六百萬圓なりしもの、大正四年には一千萬圓、大正六年には一千七百萬圓となり、大正七年には一躍三千萬圓に激増したるも、其の後稍減少し、同八年二千五

百萬圓、同九年二千四百萬圓となれり。鑛産價額の鑛種別は從來金地金常に第一位に在りしが、大正六年以降其の産額漸減せると、一方兼二浦に於ける製鐵所の始業に依り、銑鐵の産出激増せしとに因り、爾後銑鐵は第一位を占むるに至り、以下大體鐵鑛、石炭、粗鋼、汰鑛、金銀鑛、砂金、黒鉛の序位なりしが、大正九年には金地金は更に第四位に降れり。

七 鑛 物

朝鮮に於ける主要鑛物は金、鐵、石炭、黒鉛にして、其の埋藏量豊富なり。而して之に亞ぐは銅、亜鉛、タングステン等とす。

(イ) 金 金は朝鮮鑛産物の首位を占む、其の鑛山の著名なるものは平安北道雲山金山(米國人所屬)及黃海道遂安鑛山(米國人經營)なり。此の兩鑛山は孰れも大規模の濕式製鍊を行ひ、其の産額は朝鮮産金額の主要部分を占む。又稷山鑛山(日米人合同經營)昌城鑛山(佛國人所屬)樂山鑛山、統營金山、栗浦金山等亦相當

の規模を有せり。順安及稷山は主要なる砂金地にして、共に機械操業の準備として試錐調査を終了し、稷山鑛山は大正六年末砂金浚渫機操業を開始し、成績頗る良好なり。其の他林川、結城、高靈、秀岱、新府面、郭山、宣川、朔州、瑞鶴等有望の鑛山尠からず。

(ロ) 鐵鑛 朝鮮は鐵鑛に富み、殊に褐鐵鑛の産出最多し。黃州及黑橋驛附近より西兼二浦に至る間及平安南道价川郡に見出ざるゝは褐鐵にして、載寧、殷栗の鐵山も亦此の類なり。又褐鐵鑛に亞ぎ産出の多きは赤鐵鑛にして、安岳鐵山は即ち是なり。磁鐵鑛も亦各所に見出さるゝも、採鑛未だ盛ならず。鐵鑛山中最産出の多きものを載寧殷栗の兩鑛となす。農商務省の所屬に移り、其の所産は之を八幡製鐵所に供給す。此の外安岳鐵山、价川鐵山及利原鐵山、載寧面銀山、山面鐵山、黃州鐵山等亦相當の産額あり。

(ハ) 石炭 無煙炭は朝鮮に於ける特有なる鑛産物の一に屬す。平壤無煙炭田は朝

鮮總督府平壤鑛業所に屬し、採炭場十坑あり。鑛量頗る豐饒にして、品質優良なり。採出炭の大、部分は徳山に於ける海軍煉炭製造所に供給す。無煙炭賦存地は鑛床調査の結果、平安南道价川・順川・徳川・孟山及江原道三陟の諸郡にも布衍し、品質平壤無煙炭に劣らざるのみならず、尙堅硬なる塊炭の存するを知るに至れり。褐炭は分布甚だ廣し。其の主要なるものは、平安南道安州炭田、慶尙北道長鬐炭田、咸鏡南道咸興炭田及咸鏡北道鏡城炭田・會寧炭田等にして、其他の東海岸及豆滿江沿岸に沿ひ炭田の散在するもの尠からず。

(ニ) 黒鉛 鱗狀、纖維狀、葉理狀、土狀等の種類あり、鱗狀、纖維狀の良質のもの、主成分百分中九〇以上の炭素を含有し、多く咸鏡北道、平安北道に産し葉理狀及土狀の品位の稍劣れるものは南朝鮮に産出す。平安北道龜城、楚山、昌城及朔州附近より産出するものは鱗狀を爲して品質優良なり。

(ホ) 銅 銅鑛は咸鏡南道の甲山及慶尙南道の昌原並平安北道の厚昌に於ける銅

山等なりとす。其の他咸鏡北道梨津地方亦重要鑛床の賦存するものあり。

(へ) 亞鉛 亞鉛鑛床の發見は實に近年の事に屬す。其の主要なるものを平安北道蘇民洞、咸鏡南道檢德に於けるものとし、共に往古銀鉛山として稼行し共生せる多量の亞鉛鑛を遺棄せるものなり。右の外黃海道載寧郡龍山面蒼川里及瑞興郡内徳面勺詩里に於けるもの等有望なるもの少からず。

(ト) 金銀銅鉛亞鉛の混合鑛 此種鑛床も亦昔時銀鉛として稼行せるものにして、殊に南朝鮮地方に多く賦存す。

第四節 水産業

一 概 説

朝鮮は本土及島嶼を合せ海岸線の延長は四千三百九十五里餘に達し、地勢、氣候及湖流等の關係上、水産物頗る豊饒にして、有利の漁場に乏しからずと雖、古來

漁政の基礎極めて薄弱にして進歩の跡見るべきもの多からざりしが、併合以來之が保護取締を周密にし、年々相當の經費を投じて水産業に關する各種の調査及試験を行ひ、又之に關する傳習及講習を爲し、有望なる事業に對しては金品の補助貸與等を行ひ、漁港及避難港の修築を促す爲年々工費の一部を補助し、又水産組合、漁業組合の發達を圖りて製品の改良、漁村の振興を期し、輸移出水産製品の検査を施行して其の品質の改良統一と取引の改善に努めたり。斯の如く百方施設の結果水産業は漸次發達の域に進み、最近の一箇年の水産價額を以て之を併合當時に比するに、漁獲高に於て六倍、製造高に於て八倍の増加を示すに至れり。

二 漁業處分

現行漁業令は明治四十四年の制定に係り、漁業を分ちて免許漁業、許可漁業、届出漁業の三種と爲す。免許漁業は一定の水面に漁具を建設又は敷設し、一定の漁期間之を定置するもの、一定の水面を區劃して養殖を爲すもの、海濱一定の場

所に於て一定の漁期間繰り返し漁網を曳寄せで爲すもの、一定の水面に於て一定の漁期間繰返し漁網を建設又は敷設して爲すもの、一定の水面に魚類を集合せしむる設備を爲し經營するもの、此の外水面を専用して爲すもの、六種とす。免許を受けたるものは漁場及保護區域内に於て他人を排斥して漁業を營むことを得。許可漁業は捕鯨業、トロール漁業、潜水器漁業、鯨族以外の海獸漁業、其の他合計十種類にして、漁業の種類に従ひ、或は朝鮮總督に於て、或は道知事に於て之を許す。固より免許漁業と異り漁業權を發生せず、従つて排他的效力を有せず、其の許可の目的は水産動植物の蕃殖保護及漁業取締に在るのみ。届出漁業は前二種の漁業に屬せざる總ての漁業にして、單に届出を爲し、鑑札の下付を受くれば足れり。

三 水産試験

水棲物の種類並分布の状態及習性等を調査し、有望なる水族に對する漁法、漁

獲物の處理及蕃殖保護物の方法を研究し、遺利の開發と斯業の發達に資する目的を以て、總督府は大正元年度以降水産試驗を行ひ、之を漁撈・製造・養殖の三部に分ち、同時に海洋觀測を爲せり。

(イ) 漁撈試驗 重要水産物に就き、其の分布去來又は生殖の状態又は洄游の季節漁法の適否、漁業經濟等を調査するものにして、從來施行せしものは鰕、石首魚、太刀魚、大鰻、秋刀魚、柔魚、蟹、鱒、鯖、鮪、沖鱒、旗魚、鰻の冬季漁撈試驗なりとす。又海底に於ける重要水棲物に就き、其の分布並棲息の多寡を調査し、以て遺利の開發に努むると共に、貝藻類の蕃殖保護上相當の措置を講ずる爲潜水器を使用し、全沿岸に亙りて淺海探檢を爲せり。

(ロ) 製造試驗 寒天製造、玉瑠貝の煮乾、乾蝦、鰯 魚膠製造、鱒、石首魚、鯖の鹽藏にして、最近數年間に實施せるものは、米國向鹽鱒、支那向鹽石首魚、鹽鱒、鹽鮓、鹽乾鱒、鹽乾明太魚、鹽鱒、鹽鮓、鹽太刀魚とす。試賣の結果は

未だ明かならざるものありと雖、大體に於て多望なるを認めたるを以て、大正七年度中支那各地に於て之が販路の開拓に努めたり、又夏季廉價なる魚類を貯藏し、冬季魚類缺乏の時に當り、之を朝鮮内地及支那に輸送して魚價の調節を圖ると同時に、輸入鹽魚の防遏に資する爲、仁川、群山、元山（元山）の三箇所に魚窖を建設し、鹽魚の貯藏試験を行ひ、好果を齎せり。既往の試験中成績の最も顯著なるものは寒天製造試験にして、從來朝鮮には寒天の原料石花菜の産額多きに拘らず全部原料の儘内地に移出し、寒天に製造したるもの無きを以て、大正二年度慶尙北道大邱及全羅南道長城の二箇所に於て之が製造を試みたるに、内地製品に比し甚しき遜色なきを認め、將來有望の事業と目せらるゝに至れり。

(ハ) 養殖試験 大正元年度より引續き成鏡南道高原郡上山面に於て鮭の人工躰化試験を行ひ、毎年其の生育稚兒三百萬尾を放流し、成績見るべきものを以て、大正八年度よりは五百萬尾を躰化し之を放流することゝせり。大正四年度より慶

尙南道密陽郡山外面に養殖試験場を設置し、池沼河川又は稻田利用の目的を以て鯉の孵化養殖試験を行ひ、養殖稚魚は當業者に之を配付し、尙大正七年度より全羅南道康津灣内道岱面に鹹水試験場を増收し、牡蠣養殖試験を開始せり。

(ニ) 海洋観測 海洋の状態及水族の去來洄游を學術的に調査研究し、漁獲豊凶の原因を探究せんが爲、沿海観測横斷観測の二種に分ちて之を施行せり。沿海観測は各道沿海に在る朝鮮水産組合支部十二箇所及主要燈臺十箇所を選びて之に囑託し、定期又は毎日観測を爲し、横斷観測は試験船鸚丸をして之を爲さしめ、大正七年八月農商務省に開會の全國海洋調査協議會に於て打合せの所に基き、近接内地各縣と連絡して之を施行せり。

(ホ) 水産試験場の設立 上述の施設に満足せず、更に進んで學術的基礎の上に立ち、一層徹底せる試験調査を行ひ、以て斯業の發展を期する爲、大正十年度より新に釜山牧の島に水産試験場を設け、漁撈、製造、養殖の各方面に涉り、

組織的に之が試験調査を行はしむることゝせり。

四 水産物の保護獎勵

(イ) 水産物の保護 總督府に於ては水産物保護の方法として、一定の漁業に對し許可主義を取るは勿論、漁具漁法を制限して濫獲酷漁を嚴禁し、又漁場漁期並採捕物の體長に一定の制限を加へ、捕鯨業の如きは其船數並漁期を、潜水器業の如きは使用の區域並其の臺數を制限し、有毒物爆發物の使用は絶對に之を禁止せり。而して之に關する限地的の者は各道特殊の漁業取締規則を設けて其の周到を期し、以て漁利を永遠に確保せんことを期せり。

(ロ) 漁業に關する組合 漁業に關する組合に二種あり、何れも漁業令に依り組織せるものにして、即ち水産組合及漁業組合是なり。水産組合中の主なるものは朝鮮水産組合にして、本組合は全朝鮮を一區域とし、内鮮漁業者を以て之を組織し、水産業の改良發達、水産動植物の蕃殖保護、其の他水産業に關し共同の

利益を圖るを目的とす。本部を釜山に、支部を各道に置き、尙樞要の漁村に出張所を置し、諸般の業務を施行し、水難救済・醫療・施藥・通信・貯金等漁民共同の利益を圖り、成績大に見るべきものあるのみならず、一面本府及各道と呼應して行政上の補助機關と爲り、公共團體の重要なるものたるを以て、總督府より年々三萬圓の補助を爲せり。此の外水産組合五組合あり、何れも海藻又は海苔組合にして、海藻販賣者又は海苔養殖業者を以て之を組織し、海藻の蕃殖保護、製品の検査、海苔の養殖並製造の改良指導を行ひ、著々實績を擧げつゝあり。漁業組合は一定の地區内に住居する漁業者が漁業權を取得し、又は其貸付を受け、組合員の漁業に關する共同の施設を爲すを目的とし、大正九年度末現在八十六組合を算す。

(ハ) 漁業の指導獎勵 漁業者に對する直接の指導獎勵は、主として地方廳に於て之を行ひ、地方費又は臨時恩賜金を以て漁撈・製造・養殖に關する各種試験及

傳習、漁具漁船の配付並貸付又は其の購入費の補助、漁業資金貸付、製造養殖業の指導補助、水産講話等の施設を爲し、傍ら漁業者の副業又は勤儉貯蓄を奨励し、一面内地人漁業者の移住を奨励する等、銳意斯業の發展を期せり。

(ニ) 漁船避難港修築補助 朝鮮の沿岸には大小の港灣三百有餘箇所あり、漁民は常に漁港として之を使用するも、多くは天然の形勢に放任し、風浪遮屏の設備なきを以て、總督府は年々若干の金額を補助して之が修築を企て、大正九年迄に忠清南道於青島外八箇所を竣へたり。

(ホ) 水産製品検査 朝鮮に於ける水産製品は比年産額を増加するに伴ひ、輸移出額亦増加し、大正九年に在りては産額二千八百八十萬圓に對し輸移出額約九百萬圓に達するに至れり。然れども製造の規模小にして、製品統一を缺き、大口の取引に適せず、現に外國に輸出するものと雖、多くは一旦内地に移出し、更に内地商人の手に依りて輸出せらるゝを以て、從來の弊害を矯正し、農品の統一を

期せんが爲、大正七年五月總督府は水産製品検査規則を發布し、其の取締及検査に付ては内地と同一方針を採り、朝鮮に於て検査に合格したるものは内地に於て再検査を行はざることゝ爲し、税關をして之を行はしめ、常設検査所十二箇所、臨時検査所四箇所を置き、検査員は検査の傍ら地方製造地に出張し、製品の改良指導に従事せり。

五 水産業の改良

(イ) 漁業 朝鮮人間に於ける漁業の改良發達に關しては、總督府は各道を督勵して漁業者の知識技能を開發すると共に、特に改良漁具漁船及漁法の普及に努め共の結果朝鮮人漁業者にして内地式漁具漁法に依をももの近年著しく増加し、就中一本釣延繩等の釣漁業最も發達し、地曳網、流網、鮫鱈網等の網漁業之に次ぎ、其の漁獲成績の如きも亦内地人漁業者に比し甚しき遜色を見ず、又大放網、巾著網、揚操網、臺網等の大規模漁業を經營する者漸次其の數を増加するに至

れり。

漁船の改良は漁具漁法の改良に比し遅々たるの憾あるを免れざるも、朝鮮人の使用する改良漁船の数は明治四十四年に於て八百八十二隻なりしもの、大正九年末に於ては六千二百四十五隻を算し、又朝鮮人漁業者の漁獲高は同年に於て二千萬圓に達し、内地人漁業者を凌駕せるのみならず、之を明治四十三年の朝鮮人漁獲高約四百萬圓を出でざりしに比すれば、實に五倍以上の増加を示せり。

(ロ) 水産物製造業 朝鮮人間に於ける水産の加工は其の方法頗る簡單且拙劣にして、只鮮内の需要に應ずるに過ぎざりしも、之が改良指導の結果、逐年製造方法の改善と利用の發達を見るに至り、一面内地人製造業の發展に伴ひ著しく生産額を増加せり。大正九年に於ける製造高は二千百四十萬圓に達し、之を明治四十四年の製造高二百六十五萬圓に比すれば、實に約九倍の激増を示せり。

(ハ) 養殖業 漁業の奨励と同時に水産物濫獲の取締を爲して其の蕃殖を保護し、

更に進んで人工増殖と需給の調節を圖る目的を以て、養殖業を奨勵したる結果著しく斯業に對する觀念を普及せり。現在民間事業として最も發達せるは全羅南道及慶尙南道管内に於ける海苔養殖とし、之に次ぐは咸鏡南道永興灣、咸鏡北道造山灣、全羅南道高興郡の牡蠣養殖にして、京畿道及忠清南道管内の蠶、全羅南道の灰貝、綱竝慶尙南道及京畿道管内に於ける鰾・鼈の養殖は成績稍見るべきものあり。

六 水産業の發展

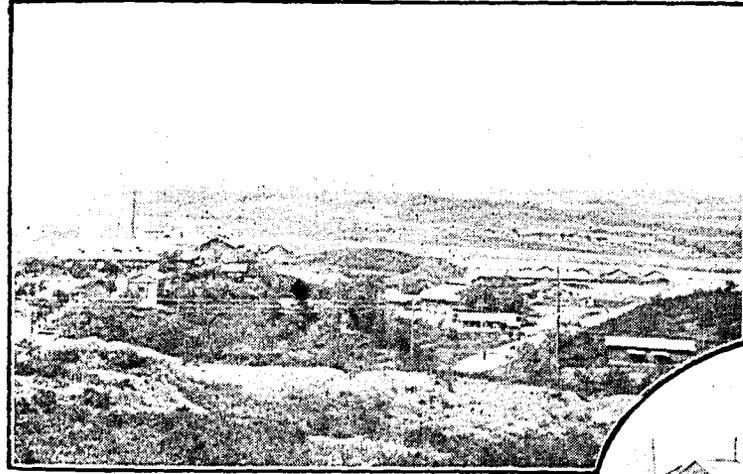
(イ) 日本海方面 豆滿江口より釜山港に至る東海岸は海岸線の延長約一千哩に達し、好箇沿岸漁場を形成せり。潮汐の干滿微少なれども、水深くして各種水族の滯留に適し、而もリマン海流は北より寒帶性水族を輸送し、對馬海流は南より溫帶性水族を齎らし來り、共に水族の分布を豊富ならしめ、漁利殆ど無盡藏と稱せらる、此の沿岸に於ける漁業は併合以來著しく發展し、從來咸鏡南道の

明太魚、江原道の鰻・鮑及慶尙北道の鰈の外見るべきものなかりしが。内地人の移住増加と共に鱈・鯖・鱈漁業も急激の發達を爲し、大正元年度に比すれば五倍乃至十倍に上り、價格亦十倍以上に増加せり。

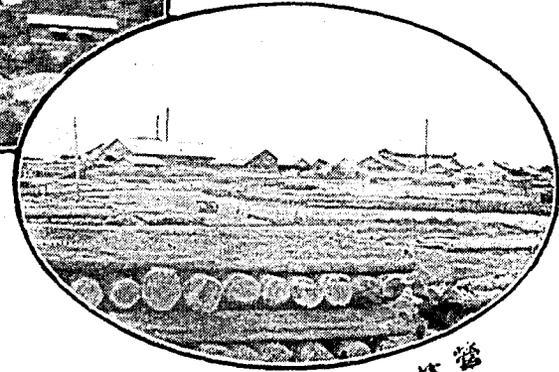
(ロ) 多島海方面 釜山港より木浦附近に至る南海岸は、大小の島嶼密布散點せり。此の沿岸は犬牙錯綜して半島岬灣相交り、廣漠たる海域を占め、水深概ね八十尋内外にして、漁具の使用に便なるのみならず、寒暖兩海流の影響を受け、水族の分布豊富にして、しかも廣大なる平野に接し、市場、大河、港灣に富み、九州中國方面との連絡容易なるが故に、漁獲物の集散至便にして、内鮮人の漁業共に進歩し、釜山・馬山近海に於ける鱈・鯖漁業の如き、鎮海灣附近の鰻漁業、羅老・青山・巨文の各島及所安島近海の鯛・鱈・鱈・鱈漁業の如き、濟州島沖に於ける鱈・鮑・石花菜・鰻漁業の如き、其の他汝自灣に於ける鰻及麗水灣に於ける玉姚貝漁業等の如きは最著名なり。又製造品も頗る豊富にして、統

營・麗水地方の煮乾鱈、巨濟島の乾鱈、濟州島の乾鮑及鮑罐詰、麗水灣の乾蝦貝柱、木浦の海藻類は其の主なるものとす。

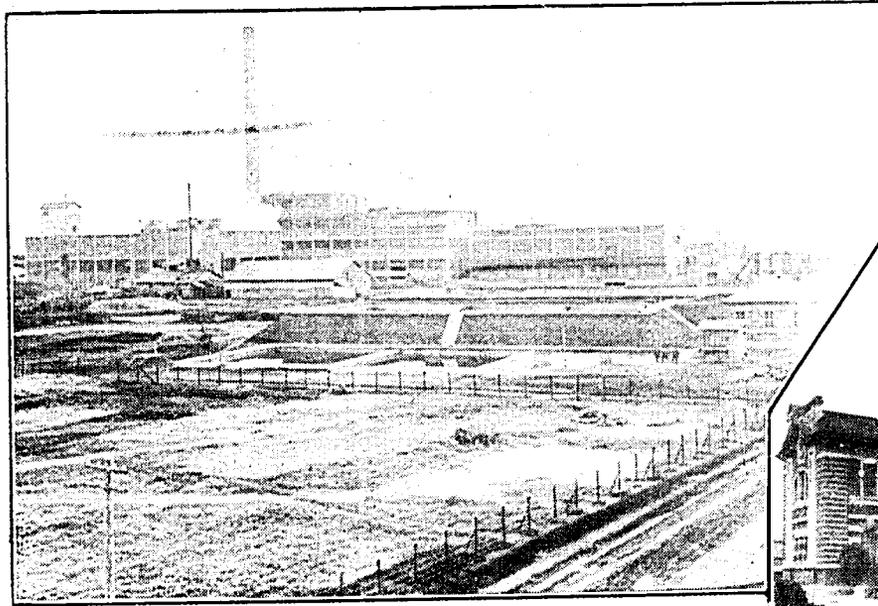
(ハ) 黄海方面 木浦附近より鴨綠江口に至る西沿岸は河口、溇灣、潟洲、礁脈、淺灘及群嶼相食みて海岸線の錯綜名狀すべからず。海底は遠淺を爲し、黄海の中心に至るも水深五十尋を超えず、爲に潮汐の干満大にして三十尺に達する處あり。冬季暖帶性水族の滞留に適せざるも、春季八十八夜前後に至れば石首魚、鯛、鱒・鮠・鱒等産卵の爲二十尋以内の淺所に群來するを以て、年々豐漁あり就中全羅道七山灘、忠清南道の煙島近海、黄海道の延平灘及平安道の魚泳島近海に於ける石首魚漁業は東海岸の明太魚・鯖と相匹敵し、朝鮮海三大漁業のひと稱せらる。尙此の方面に於ては蛤蜊等の貝類多く棲息し、且各種魚介類の繁殖に適當の場所多く、近年資本家の本事業に著眼するもの漸次増加するに至れり。殊に鮫鱈網漁業普及發達の結果西海岸の漁業は近來長足の進歩を爲せり。



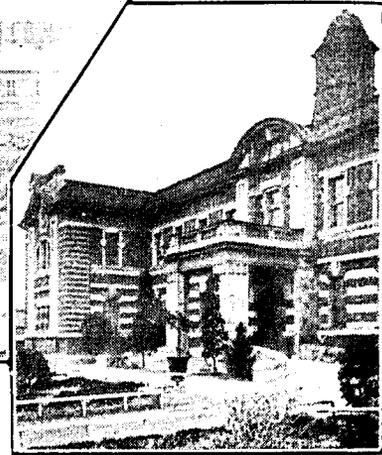
平壤鑛業所 (平安南道)



營林廠製材所 (新羅州)



(道南安平) 場工糖製社會式株糖製本日大



(城京) 館列陳品商府督總鮮朝

(ニ)内地漁民の移住 内地漁民の移住は、關係内地府縣の獎勵と通漁の發展に伴ひ、南鮮地方より漸次北鮮地方に及ぼし、今や邊陲の地と雖團體移住又は單獨移住を爲す者少からず。此等移住民に對しては、漁村の經營上諸般の便宜を與へ、或は補助金を交付する等、努めて定著移住を獎勵し、著々實績を擧げつゝあり。大正九年末に於ける内地人水産業者の戸數四千八百餘、人口一萬八千四百餘にして、内移住漁民の數は戸數三千六十餘、人口一萬二千五百餘なり。

(ホ)内地漁民の通漁 併合後著しく發展し、其の漁場區域は今や朝鮮全沿海に及び、毎年春季より秋季に至る間は其の出漁最盛なり。南及東海岸に於ては縛網・中著網・流網、西海岸に於ては鮫鱈網等大中漁業の發達殊に顯著なり。通漁者は出漁地方に依り各團體を組織し、漁獲物の處理、運搬及物資の供給其他共同の作業に任じ、其の組織的動作頗る整然たるものあり。是等の出漁團體は其の數十一にして、團體員八千四百餘名なり。

(へ) 漁獲及製造高の遷増 水産物の漁獲及製造高は、水産業の發展に伴ひて逐年増加し、明治四十四年に於て水産業者戸數七萬二千戸、人口二十二萬八千人、其の漁獲高六百八十萬圓、製造高二百六十萬圓に過ぎざりしもの、大正九年には戸數十三萬戸、人口五十四萬三千人、漁獲高三千九百萬圓、製造高二千百萬圓に激増し、戸數に於て二倍、人口に於て三倍、漁獲高に於て六倍、製造高に於て八倍に達す。今漁獲高の序位に従ひ、百萬圓以上の産額を有するものを擧ぐれば 鯖五百四萬圓、鰯四百七十一萬圓、明太魚三百八十七萬圓、石首魚二百六十七萬圓、練二百四十六萬圓、鱒百五十七萬圓、鱈百四十九萬圓、鯛百四十四萬圓、鰈百十九萬圓、太刀魚百十七萬圓にして、百萬圓未滿五十萬圓以上の産額を有するものは、鰹、鯨、和布、海苔、鱈、鱒、鱈、海蘿の八種にして、又水産製品中五十萬圓以上の産額を有するものは、素乾明太魚、素乾鱈、鹽乾石首魚煮、乾燥、海蔘、鹽藏鯖、鹽藏石首魚、鹽藏太刀魚、鹽藏鱈、和布、海蘿なりとす。

七 重要水族の分布

朝鮮沿海に於ける重要水族は、種類に因り習性を異にする關係上、其の洄游状態一ならずと雖、大體より之を觀れば、鱈及鱧は慶尙南北道の沿岸を主産地とし全羅南道、江原道、咸鏡南北道之に亞ぎ、明太魚は咸鏡南北道及江原道、石首魚は西海岸一圓之を産す。鱒は全沿岸到處之を産せざるなしと雖、主要なる産地は慶尙南北道及咸鏡南北道なりとす。鯨は慶尙北道迎日灣を主要漁場とし、江原道咸鏡南北道之に亞ぐ。鱈及鯛は全沿岸に之を産すと雖、主産地は南海岸とし、其の外鱈は東海岸、鯛は西海岸に、於ても亦漁獲せらる、太刀魚・鱧は多く西南海岸に産し、海羅は南海岸、鰆及海鼠は慶尙南北道及咸鏡南道、鱧は南海岸及西海岸、鯨は全南・慶南・黄海・江原の各道に於て漁獲せらる。又和布及鮮は東海岸及南海岸に多く、鱒は全沿岸到處産せざるなし。

第五節 工業

一 概 説

朝鮮の工業は往昔一時高度の發達を遂げたることは、之を當時の建築に見、高麗焼に徴するも其の一斑を窺ふに足るべし。然れども爾後國力と共に漸次衰微し、機業、窯業、製紙、醸造、金屬品業等小規模の工業の僅に其の片影を留むるのみ而も技術幼稚、器具亦不完全にして、其の製品殆ど見るに足るものなく、日常生活の必要品も亦大部分は之を輸入に俟つの状態なるを以て、本府に於て夙に之が獎勵に努めたる結果、機械器具の改善、技術の進歩、産額の増加等漸く復活の機運に向ひ、就中近時織物、鑄物、指物類は著しく其の面目を改め、其の他新工業品の製造に對して指を染めんとする者漸く多きを加ふるに至れり。

今工業發展の狀況を觀るに、工産額は明治四十四年に於て約三千萬圓なりしも

の、大正八年には二億六千萬圓に上れり。更に工場工業の發達の趨勢を按ずるに明治四十三年に於て工場數百五十一、資本金七百九十萬圓、從業者八千四百人、生産品價額九百二十二萬圓に過ぎざりしもの、大正八年に於ては工場數千九百、資本金一億二千九百圓、從業者四萬八千人、生産品價額二億二千五百萬圓に達し。洵に長足の進歩を爲せるを知る、然れども輸移入品の大部分は尙工産品なるに徴し、家内工業にして改良を加へ又は工場工業に轉換すべきもの多く、大規模工業の企業尙僅少なる等に鑑みるときは、朝鮮の工業は未だ發展の初程に上りたるに過ぎずして、將來切に官民の努力に俟つもの尠からざる状態に在り。

二 朝鮮人工業

(イ) 機業 機業は朝鮮に於ける最重要なる工業なるを以て、其の改良發達を圖る爲、主産地の道に於ては機業教師を置き、實施指導の任に當らしめつゝあり。

(ニ) 木綿織物 綿布は各地到る處産出せざるなく、就中慶尙南北道、平安南

北道。黄海道及京畿道産出最も多く、朝鮮全土の大正九年に於ける産額は四百十萬反に達す。多くは農家婦女子の副業的産物にして、棉花を手紡し、居織機にて製織する平織白木棉の粗なるものなり。近來紡績綿絲を用ひ、バツタン織機又は足踏織機を以て製織するもの漸次増加し、尙小規模の工場を経営するもの各地に散見するに至れり。

(二) 絹織物 江原、平安南北及慶尙北道に産出し、多くは明紬と稱する平絹の類にして、平安南道成川・徳川平安北道秦川・寧邊・熙川の紬、江原道鐵原の紬、咸鏡南道永興の紬最も名あり。皆織り上げの後、灰汁を以て精練し、且染色し、男女の衣料に供す。一箇年の産額約五十二萬反に及べり。

(三) 麻織物 忠清南道、慶尙南北道、咸鏡南北道、江原道、全羅南道等最も産出多く、重要なる産物の一なり。何れも白無地のものにして、之を製織するには、豫め麻を清水に浸し、日光に晒して自然漂白をなし、纖維を割きて之を

細絲とし、居織機に依りて製織し、夏の衣料、褻服、帆、袋及雜用に用ふ。

總産出額苧布麻布を合せて約二百六十二萬反に達す。

(ロ)窯業 高麗時代に於て隆盛を極めし窯業も、其の後時勢の變遷と共に衰微し殆ど見るべきものなく、唯各地に於て極めて粗造なる日用品の製造を見るのみなりしが、近時漸く斯業復興の曙光を見るに至れり。朝鮮には陶磁器の原料頗る豊富にして、慶尙南道の河東・山淸・固城各郡及黃海道海州郡に高嶺土、又平安南道大同郡、黃海道遂安郡、江原道楊口郡、慶尙北道青松慶山二郡に磁石又咸鏡北道會寧・鏡城・明川・城津の各郡に耐火粘土を産するが如きは、斯界の天恵と爲す處なり。此の外長石、珪石の産地亦乏しからず。

(ハ)製紙業 紙製は朝鮮工業中有望なるもの一なり。慶尙北道慶州、慶尙南道三嘉・陝川、全羅北道全州には製紙業に従事する者多く、全鮮一箇年の産額約二百二十萬圓に及ぶ。製紙原料は總て楮を用ゐ、製造の方法頗る簡易なるも、

高麗紙として其の名高く、大部分は朝鮮に於て消費せらるゝも、窓紙用、衣服中入用、包装用其の他雨傘、團扇、合羽用として支那に輸出せらるゝもの毎年二十萬圓内外なり。尙近來朝鮮に於ける和紙洋紙の需用増加するに従ひ、朝鮮人にして其の製造に従事する者漸次増加するに至れり。

(二) 釀造業 朝鮮人の飲用する酒類は藥酒、濁酒、白酒、燒酎、過夏酒、梨薑酒、甘紅露、松筍酒等種類多しと雖、藥酒、白酒、濁酒、燒酎及過夏酒は其の主要なるものにして、需要者多く、従つて釀造高も各種を通じて百二十萬石に上るべし。

(一) 藥酒 小麥麴、糯米、粳米等を混合して釀造したるものにして、他酒に比し品質良好なり。黃海道以南殊に京城附近に於て汎く飲用せられ、酒中の珍として宴會、祭日等に於て必須のものとなせらる。其の優良のものは果實酒に類する味を有し、帶黃赤色を呈す。耐久性なく貯藏し難きを以て、多くは冬季

用として醸造せらる。

(二)濁酒 小麥粉及粗麴を蒸し、又は煮たる糯米、粳米及水を加へて醸造したるものを揉潰して濾過せる白濁液にして、下層社會の嗜飲物たるが故に、需要頗る多し。腐敗し易きため四季を通じて醸造す。

(三)燒酎 小麥、粗麴、粳米、糯米及黍等を以て醸造したるものにして、各地に於て飲用せらる。酒精度比較的低く、三十度内外を普通とし、北方に至るに従ひ其の度を増し、五十度に至るものあり。最近會社組織により本品の製造を爲すものあるに至れり。

(四)白酒 藥酒と濁酒の混成物にして、水を以て稀薄となしたるものなり。

(五)過夏酒 小麥麴、麥芽、糯、燒酎を加味し醸造せるものにして、恰も内地の味淋に似たり、他酒に比し飲用量多からず。

備考 上述の外紅酒・甘紅露・梨薑酒等の諸酒は孰も燒酎を基とし、之に糖蜜類を加

味したる温成酒に過ぎず。

朝鮮人經營の工場は大正八年末に於て其の數九百六十五、此の資本金七百五十萬圓、生産品價額三千五十萬圓を算す。之を明治四十三年の工場數六十六、資本金六十三萬圓、生産品價額二百萬圓に比すれば、霄壤の差ありと謂ふべし。

三 内地人の工業

内地人經營の工業は未だ大成の域に達せざるも、漸次發達の氣運に向ひつゝあり。精米、鐵工、煉瓦、瓦製造、醸造、電気、製材、製革業等其の主なるものにして、近來内地人の投資を促進し、製粉、製糖、パルプ製紙、紡績、セメント、陶磁器、燐寸、製鐵業等に付大規模の組織を以て經營する者あるに至れり。

(イ) 精米業 朝鮮人の收穫米は粃の儘にて賣買せらるゝもの多く、朝鮮人の食用として白米の賣買せらるゝものなきに非ざるも、粃より直に精白せる一種の白米に過ぎざるが、粃は輸移出に不便多く、中白米は内地人の口に適せざるのみ

ならず、滿洲方面に對しては精米を以て輸出するを利益とするを以て、京城、仁川、木浦、群山、釜山、平壤等の主要地に於ては、内地人にして綏摺業或は同業を兼ねたる精米業を營む者尠からず。

(ロ) 鐵工業 從來鍛冶職の傍ら小道具の製造諸機械の修繕を營むに過ぎずして機械を應用し大規模の工場を經營せる者甚だ少かりしが、農業、鑛山業の勃興に伴ひ、農具、鑛山用機械の需要を喚起し、延いて斯業の發展を促し、加ふるに朝鮮人の勞銀は低廉なるを以て、鐵工の前途極めて有望なり。

(ハ) 窯業 朝鮮人は近時日用の金屬器を漸次陶磁器に代ふるの傾向あり、加ふるに朝鮮は優良なる陶土に富むを以て、内地人茲に著眼し、各處に窯業の勃興を見るに至りたるが、釜山牧の島に於ける日本硬質陶器株式會社支店は其尤なるものにして、海外輸出品の製造を目的とせり。右の外古雅なる高麗燒を復興して内地人の嗜好に充てんとするものあり、又全羅南道、黃海道海岸並其の附

近島嶼は硅沙の存在豊富なるが、此等は内地に移出せられ、硝子製造材料に供せらる。

(ニ) 煉瓦及瓦製造 全土到處原料に富み・麻浦・永登浦等に於て監獄作業として煉瓦土管製造の經營せらるゝものゝ外、内地人及支那人の經營するものあり。

唯燃料に乏しき憾ありと雖、築建業の進歩と共に有望なる一事業たり。

(ホ) セメント業 朝鮮に於けるセメントの需要は逐年増加せるも、之が供給は從來専ら内地及滿洲に仰ぎたりしが、小野田セメント株式會社は平安南道江東郡勝湖里附近が石灰石の粘土を豊富に包藏するに着眼し、大正八年工場設備を竣へ、一箇年の生産セメント三十萬樽に達すべしと云ふ、工場は今や製品の試験時代を過ぎて營業時代に入り、目下鮮内需要に應ずるの外、支那方面に輸出するに至れり。

(ヘ) 釀造業 内地人の移住と共に清酒の需要激増したるを以て、近時内地人の各

地に於て清酒醸造に従事する者頗る多く、殊に京城、仁川、釜山、馬山等主なる醸造地に於ては、大規模の設備に依りて經營する者尠からず、由來朝鮮は原料安價なるに加へ、職工の勞銀低廉にして、且腐敗の虞少きを以て、收益多く且販路廣汎賣捌容易なるを以て、研究改良を加へなば、酒造業は前途有望と認めらる、内地人向酒類の醸造高は清酒の五萬四千石、焼酎の一萬七千石を最とし、其の他濁酒、味淋等總計八萬二千石なり。

(ト) 醬油味噌製造業 近時漸く隆昌を致し、漸次内地移入品を防遏するに至れり殊に味噌の醸造は頗る盛にして、朝鮮内の供給に對しては最早移入を仰ぐの必要なく、醬油も近來京城、仁川、釜山、平壤、大田等に於て内地品に劣らざる精良のもの醸造せらるゝに至りたり。本品は原料豊富にして、而も低廉なるを以て、該業の前途は頗る有望なり。

(チ) 製糖業 朝鮮には從來砂糖の生産なかりしも、勸業模範場其の他に於て試験

の結果、平安南道及黃海道が甜菜栽培の適地なるを認めたるより、歐戰勃發後曩に朝鮮製糖株式會社の成立を見、尋いで大日本製糖株式會社に合併して大正九年製糖工場を平壤に設け、毎年十一月より二月の間製糖に従事し、其の他の時期に於ては臺灣・瓜哇より粗糖を輸入し、精糖を製造し、兩者生産を合し年額三萬一千噸に達すと稱せらる。

(リ) 製材業 近時交通機關の整備に伴ひ、各地建築事業旺盛となり、一面造船業の發達は益用材の需要を喚起し、製材業の勃興を促せり。從來朝鮮に於ける需要の大半は内地材、北海道材の占むる所なりしが、近時材質優良にして價格低廉なる鴨綠江材に壓倒せらるゝに至り、從て斯業の前途益有望となるに至れり。

(ヌ) パルプ業 朝鮮に於てパルプ製造業を經營するものは、朝鮮製紙會社、朝鮮纖維工業所の二者なりとす。朝鮮製紙會社は平安北道義州に在り。鴨綠江上流の木材を原料としてサルファイドパルプを製造し、工場動力一、三〇〇馬力、年産

パルプ一萬五千噸なり。朝鮮纖維工業所は慶尙南道龜浦に在り。洛東江沿岸及黃海道方面の芦草を原料として製造す、工場動力二百五十馬力、年産パルプ三千五百噸なり。朝鮮生産パルプは總て内地に移入せられ、製紙原料に用ゐらる。(ル)製革業 從來朝鮮に於ては大規模の製革業を營む者無かりしが、内地に於て皮革の需要増加せると、朝鮮に於て原料牛皮の豊富なるとは、斯業の興起を促し、明治四十四年九月永登浦に於て朝鮮皮革株式會社の設立を見るに至り、百萬圓の資本を以て軍需皮革、クロム革靴底革を主とし、靴及諸革具、調帶類の製造販賣を營みつゝあり。又忠清南道大田に皮革株式會社あり、設備未だ大規模ならざるも、年々堅實なる發展を遂げ、前途頗る有望なり。

備考 内地人經營の工場は、大正九年末に於て其の數一千二百二十五、此の資本金一億四千萬圓、職工數四萬一人、生産品價額一億五千四百萬圓に及べり。

四 工業原料

朝鮮は大體各種工業原料の賦存乏しからず、特に各種産業改良獎勵の施設其の緒に就きしより、品質漸く改良せられ、産額亦増加しつゝあり。

(イ) 棉花 朝鮮の風土は棉花の栽培に適するを以て、北鮮地方には品種を選びて在來棉の栽培を獎勵し、南鮮地方には陸地棉を獎勵し、既に第一期計畫を遂行し更に第二期計畫の施行に着手し、新舊棉種の代謝と生産増加との二目的は略達成せられつゝあり。大正九年の産額は在來棉二千六百萬斤、陸地棉八千八百斤なり。

(ロ) 大麻 朝鮮は到處大麻の成育に適す。總督府始政以來麻蒸法の改良、製麻法の傳習等に努め、且水田二毛作としての栽培をも勸奨して之が改良増殖に努めたる結果、其の産額は併合當時の約四倍と爲り。大正九年には百三十萬貫を産せり。

(ハ) 楮皮 朝鮮は楮樹の生育に適するに因り、總督府は勸業模範場に於て適種の

試作調査を行ひ、内地母根の移植を補助奨励して之が改良増殖に努め、楮皮の品質著しく向上し、大正八年の收穫は六十七萬九千貫に達せり、製紙原料としては此の外木材パルプの産出あり。

(ニ) 窯業原料土石 朝鮮は高嶺土、硅砂、石灰等優良なる窯業原料を多量に包蔵す。總督府中央試験所は、各道を踏査して各地包蔵原料土石の品質試験と包蔵量測算とを行ひて之を公表し、鮮内窯業の促進と共に原料土石の内地移出を見るに至れり。

(ホ) 葡萄 朝鮮到處葡萄の栽培に適し、殊に收穫期は空氣乾燥の際に屬する爲、産果頗る糖分に富み、葡萄酒釀造原料に適す。而して其の全收穫は、大正八年に於て二十七萬貫、同九年に於て十六萬貫なり。

(ハ) 莞草 朝鮮の特産物にして古來農家の自家用筵の原料として栽培せらる。總督府始政後新式莞草加工業を經營する者興り、生産多少増加し來り。大正八年

の收穫高は約八十九萬貫なり。

(ト)牛皮 朝鮮には畜牛多く、牛皮隨て豊富なれば、總督府は鞍具、剥皮刀、剥皮製革法等の改良を奨励し、大に皮革製品業の發達と牛皮の改良増殖に資し、其の産額大正八年に在りては二十三萬七千枚となれり。

(チ)燐寸軸木 資木は平安南北道、咸鏡南北道殊に鴨綠・豆滿兩江流域には相當蓄積あり、燐寸工業は前途有望と認めらる。

以上の外、製粉原料として品質優良なる小麥の多量に産するあり。又西北鮮方面は甜菜の栽培に適するを確め、其の他油脂工業原料たる棉實・荏・蓖麻・牛脂魚油・鯨油・蜜蠟、加里沃度臭素工業原料たる搗布・苦汁・煙草中骨及幹、單寧工業原料たるコナラ・五倍子・櫟、染料工業原料たる楓葉等、多少産出あり。

五 勞力及勞銀

朝鮮に於ける工場労働者の數は、大正九年に於て五萬五千二百人、之を明治四

十三年に比し、五倍以上に達せり。今朝鮮に於ける工場労働者の供給力を案ずるに、大正七年内地に於ける労働者百五十萬餘人に對し、朝鮮に於ける鮮人労働者は約四萬人なるが故に、之を夫々其の總人口に對比すれば、人口百人に對し前者は二人七分後者は零人二分四厘に過ぎずして、朝鮮に於ける工場労働の數は其の人口に比し尙極めて僅少なるを知るべし。

六 中央試験所

工業改良獎勵の趣旨を以て明治四十五年總督府に於て之を創設し、其の業務を分析、應用化學、染織、窯業、醸造及衛生の六部に分ち、朝鮮の工業及衛生の進歩發達に必要な諸般の調査試験に従事し、兼ねて一般の依頼に係る此等事項の試験、分析、鑑定を施行しつゝあり。此の外地方廳又は當業者の請求に應じ、各地に職員を派遣し、以て産業の指導啓發に努む。

第六章 商業

一 概 説

朝鮮の商業は、往時相當殷盛の域に達したる跡あるも、爾來國運と共に衰退し殊に李朝の晩年に及び、庶政頹廢し、上下を擧げて復殖産興業に意を用うる者なく、産業の萎靡、商況の沈衰殆ど其の極に達せり。明治三十九年統監府は特に朝鮮の産業復興に思を致し、韓國政府を指導して各般の施設を爲さしめ、總督府設置後、更に其の開發促進に力を注げり。爾來十有餘年、今や對内地及對外國貿易は五億圓を上下するの盛況を呈するに至れり。

二 商取引機關

(イ)市場 朝鮮に於ては近時常設店舗を設けて商業に従事する者漸次増加せるが由來朝鮮人の取引の大部分は市場に於て行はるゝを一般の慣例とす。而して此

等の市場は、毎月期を定め、五回若は六回開かれ、附近の住民は勿論遠く八九里の地より到る者あり。朝鮮に於ける市場の數は、大正九年末に於て一千二百十四箇所を算し、一箇年の賣買高一億三百五十二萬圓以上に達す。市場は朝鮮に於ける重要な商業機關にして、其の設置並變更は地方經濟に影響する所尠からざるのみならず、從來幾多弊害の伴へるに鑑み、大正三年九月市場規則を發布し、其の組織及監督に付詳細の規定を設け、市場の種類は當時の現況に基き之を(一)在來普通の市場(二)食料販賣市場(三)水産物・果菜等の糶市場の三種とし、市場の經營は水産物糶市場並本規則發布前より個人又は會社等の經營に係るものを除くの外は、總て公共團體又は之に準すべきものに非ざれば之を許可せざることとし、市場の設置廢止其他市場に關する重要事項は之を地方長官の權限に委し、尋いで大正九年本規則の一部改正を行ひ、現物市場に關する規定を追加したり。

現物取引市場は、當初釜山及群山の二箇所に穀物現物取引市場ありしのみにて在來市場に比し其の沿革と性質とを異にするものあるを以て、從來之を市場規則適用の範圍外に置きたりしも、輓近漸く濫設の弊を生じたるのみならず、取引方法不堅實に流れ、現物市場の本旨に反するものあるに因り、之が整理改善の必要を認め、前記の如く必要の規定を設け、此の種市場の設置に付ては總て總督の許可を受けしめ、現物市場の設置を公認して其の監督を厲行し、十分其の機能を發揮せしめんことを期したり。

有價證券の取引に付ては、從來未だ市場の設置を見ざりしが、輓近會社の設立逐年増加し、有價證券殊に株式に對する資金の投下巨額に達せるも、之が賣買取引に際し、殆ど標準とすべき價格なく、取引及金融上の支障尠からず、延いて企業の振興を阻碍するものあるに因り、總督府は大正九年一月京城に於て之に關する現物取引市場の設置を許可したり。然れども此の種市場は往々弊害の之に伴ふ

虞あるを以て、市場の經營に關する重大の事項は總て總督の承認を受けしむることとし、常に深甚の注意を拂ひて其の本旨を全うせしめんことを期しつゝあり。

(ロ)取引所 朝鮮に於ては取引所は現在株式會社仁川米豆取引所一箇所あるのみにして、明治三十二年本邦居留民が駐在領事の認可を受けて設立せるものに係り米、大豆の外石油、明太魚、紡績糸、金巾、木綿の七品に對する直取引、延取引及定期取引を爲すものなるも、實際は定期取引のみ行はれ、取引商品も自然米の一種に限らるゝに至れり。總督府設置後は、一般に取引所の新設を許可せざる方針なるも、同取引所は特に存續を容認せられ、爾來一般經濟の發達に伴ひ、漸次殷盛を加へ、大正七年下半年には、一箇月平均三百九十萬石の取引高を示し併合當時の二十倍に上れり。其の後一時破綻して久しく立會を休止したるも、資本金を百萬圓に増額して取引を再開し、取引高每期非常の多額に上り、基礎却て鞏固を加へ、最近大豆の賣買をも爲すに至れり。總督府は同取引所に對し

會社令に基きて之を監督し、經營及取引に關する重大事項は總て總督の認可を受けしめ、且隨時必要なる命令を發し、更に地方廳を督勵して實地の監督を嚴にせしめつゝあり。

三 公益團體

(イ) 商業會議所 商業に關する重要な機關たるに拘らず、從來何等據るべき法規なく、其の事業並監督上遺憾少からざりしを以て、大正四年七月朝鮮商業會議所令を公布し、同十月より之を實施せり。抑朝鮮に於ける商業會議所は、内地人の設立せるもの十一、朝鮮人の設立せるもの十四を算し、多くは府制施行地に於て内鮮人各別に之を設立し、其の他朝鮮人の設立せるものにして殆ど商業會議所存立の意義を有せざるもの亦尠からざりしが、新令施行に伴ひ、之を整理し内鮮人共同して商工業の進歩發達を圖らしむる爲、一地區一商業會議所たらしめ、其の組織權限監督に關しては一律に之を規定し、以て會議所自體の地位資

格を明にし、所期の目的を達せしむるに便せり。現時新令に基き、商業會議所を設立せるもの京城、仁川、群山、木浦、釜山、大邱、平壤、鎮南浦、元山の九箇所にして其の會員數は内地人四千三百餘、朝鮮人二千三百餘人を算し、或は商工業改善の方案又は經濟事情等を調査公表し、或は官民の諮問照會に應答し、或は紛議の仲裁を爲す等、漸次其の機能を發揮し、大正七年以來は毎年定期一回又は臨時に聯合會を開催す。

(ロ)重要物産同業組合 本組合が法令に依り認めらるゝに至れるは、大正四年十月以降にして、其の以前に在りては、同種の業を營む者、申合規約に依り組合を組織したるものなきに非ざりしも、概ね社交團體たるに過ぎずして、何等成績の見るべきもの無かりしのみならず、却て諸種の弊害を醸すの虞ありき。仍て組合の設置經營に關する重要事項に付ては地方長官の認可を受けしむる等、必要なる指導監督を加へ來りたるも、未だ法規上の根據を有せざりしを以て、

其の基礎薄弱なるを免れず、加之組合員加入の強制力負債能力を缺如する等、業務遂行上不利尠からずして、到底其の効果を收むる能はざる状況に在りき。元來朝鮮産品は概ね生産組織の規模小にして、製品の整理統一を缺き、到底大注文に應じ難き虞あるを以て、鞏固なる同業者團體を組織して従來の弊害を矯正し、製品の改良統一を圖る等、共同利益の増進に力を致さしむるの切要なるあり。仍つて大正四年七月朝鮮重要物産同業組合令を公布し、其の根基を確實にし、之に適當なる指導監督を加へて十分其の機能を發揮せしめんことを期し、同時に朝鮮の實情に鑑みて同業組合を設置し得べき業の種類を米、大豆、家畜、家禽及其の畜産物、毛皮及毛皮製品、棉花、繭、蠶種、桑苗、果物、紙、織物、醸造品の十五種に限定したり。本令に依り設置したる大正十年三月末現在の重要物産同業組合は、畜産同業組合百五十五、同聯合會二、織物・果物・毛物の同業組合各一、合計百六十を算す。本組合の如き公益的強制團體は、畜産同業組合

の如く多數會員を網羅する者を除きては、組合經濟の維持困難にして、之が設置を阻礙するが如き事情存し、其の普及未だ十分なるを得ず。

四 會 社

朝鮮に於ける會社の設立に對しては、明治四十四年一月施行の會社令に依り許可主義を採り、企業の堅實なる發達を期圖し來りたるが、近時朝鮮人經濟力の發展著しく、知識の程度も一般に向上し、會社に關する理解も亦相當進歩し、且朝鮮に於ける内地人の企業も漸次其の面目を改むるに至りしを以て、此の上會社の設立に關し監督上の制限を加ふるが如きは、最早時代の進運に順應する所以に非ざるを認め、大正九年四月一日を以て該令を廢止せり。但取引所・保險業・無盡業・有價證券の賣買若は其の仲立業を目的とするに付ては、事業の性質一般の自由放任するときは、種々の弊害あらんことを虞れ、之が取締に關する特別法令の發布を見るに至るまで當分従前の會社令を適用することゝせり。

會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ漸次堅實なる進展を遂げ、殊に朝鮮事情の周知は有力なる内地實業家をして朝鮮に於ける事業の企畫に着眼せしめ、歐洲戰亂の影響に因る財界の好況に伴ひ、紡織業、甜菜製糖業、硬質陶器製造業、製鐵業、パルプ製造業等に付大規模の組織と豊富なる資金とを以て其企業を計畫する者相踵ぎ、各種工業を目的とする大會社の設立せらるゝもの漸く多きを加へ、在鮮實業家亦之に刺戟せられ、生絲製造業、燐寸製造業等に付相當規模の經營を企畫する者續出し、朝鮮に於ける會社事業は、頗に其の面目を改むるに至れり。

大正九年末に於ける會社の現況を見るに、朝鮮に本店を有するものは合名會社四十一、合資會社百十一、株式會社三百九十二、合計五百四十四にして、此の資本總額四億一千九百萬圓、拂込資本一億八千二百萬圓を算す。又朝鮮に支店を有する内地又は外國會社は合名五、合資七、株式九十二、合計百四にして、此の資本總額九億六百萬圓、拂込資本金六億一千八百萬圓なりとす。又朝鮮に本店を有す

る會社の營業種別數は農業林業四十九、商業百五十七、工業百三十五、水産業二十三、鑛業七、銀行及金融業四十四、運輸業八十一、瓦斯電氣業二十、其の他二十八にして、朝鮮に支店を有する内地又は外國會社の營業種別數は農業林業二十二、商業二十四、工業十八、水産六、鑛業十四、拓殖業四、銀行業三、運輸業四、瓦斯電氣業四、保險業三、其の他二なりとす。

翻つて會社令廢止後に於ける會社企業の狀況を觀るに、大正九年四月以降同年十二月末迄の間に於て新設せられたる會社は、其の數百四十五、公稱資本金六千五百餘萬圓、拂込資本金一千七百餘萬圓にして、試に之を前年同期に比較するに、會社新設數二十七、公稱資本金一千六百餘萬圓の増加を示すに過ぎずして、會社令廢止の爲會社の濫興を來したるが如き形迹なし。又同期間に於て會社の解散したるは三十社にして、財界變動の影響を受け、之を前年同期に比するに、十四社の増加を見たり。

五 度量衡

朝鮮在來の度量衡は一定の標準なく、非常に亂雜を極め、取引上の弊害尠からざりしが、明治四十二年九月大體内地に於けるものに則りて現行度量衡法を制定し、(一)度量衡の名稱命位は内地度量衡法と同一とし、(二)度量衡器の製作・販賣及修理は之を政府の事業とし、(三)醫療用、測量用及學術用等の特殊の用途に供するものは内地官廳の檢定を経たるもの限り之が移入販賣を特許し、(四)各道及各府に檢定官吏を置いて度量衡の事務に従事せしめ、(五)時々度量衡器の檢定及計量上の取締を行ふの制を採り、爾來地域を定めて順次に之を施行し、明治四十五年六月を以て全土に之が施行を完了せり。

六 産業紹介

(イ)朝鮮總督府商品陳列館 本館は京城に在り、大正元年十一月三日の開館に係り、廣く朝鮮産物を網羅して朝鮮の産業狀況を明にし、以て朝鮮産物利用の途

を圖ると共に、一面多額の輸移入ある内地及外國商品を蒐集陳列し、當業者をして産業の改善、商品の選擇及販路の擴張に資せしめつゝあり。又大正九年十月より大阪市立市民博物館の一部を借受け、朝鮮生産品を系統的に陳列し、且統計圖表及説明等を掲げ、一般の觀覽に供しつゝあり。

陳列品は當業者より陳列並販賣の希望を以て委託せられたるもの、同じく陳列の希望を以て寄贈せられたるもの及總督府に於て參考上必要と認めて購入又は製作加工したるものゝ三種とす。

(ロ) 道物産陳列所 各道に於ける物産陳列所は、併合前より國庫補助の下に設置せられたれども、概ね規模小に、設備不十分にして内容充實せず、雜然管内の生産物を收藏するに過ぎざりしが、大正四年始政第五年記念共進會の京城に開催せらるゝに及び、大に設備改善の機運を促し、大邱、晋州、新義州等の陳列所の如きは御即位大典記念の爲、陳列館を新營して稍其の體裁を整へ、其の他

各道の陳列所亦多くは其の面目を改めたり。

(ハ) 博覽會共進會及品評會 總督府始政第五年記念として大正四年京城景福宮構内に於て朝鮮物産共進會を開催し、各般施設の狀況並産業開發の成果を展示して當業者を鼓舞し、民衆をして新政の惠澤を自覺せしむると共に、努めて内地人を招來して朝鮮の實情を紹介し、朝鮮空前の盛況を呈したるが、尙總督府商品陳列館主催の下に時々醸造品の品評會を開き、又各道に於ても隨時共進會又は品評會を開催し、彼此相俟ちて産業の開發に資せり。

尙内地の中央又は地方に於て博覽會、共進會又は品評會等を開催せらるゝに方りては、總督府は成るべく之に賛同出品し、朝鮮産業並一般事情の紹介に努め來り、現に今次の平和記念博覽會に際しては、従前よりも多額の經費を投じてこれに賛同出品し、大規模の朝鮮館を特設する等、萬遺漏なきを期しつゝあり。

第十三章 貿易

第一節 一般狀況

朝鮮に於ける貿易の最近の趨勢左の如し。

年次	貨物		金銀地金	
	輸移出	輸移入	輸移出	輸移入
大正八年	三三,一九四七 <small>千円</small>	二八三,〇七六 <small>千円</small>	四,四一五 <small>千円</small>	一,六三五 <small>千円</small>
同 九年	一九七,〇二〇	二四九,二八六	二三,八四二	一九,二八八
同 十年九月迄	二三八,六六五	一六〇,七三七	五,五四一	二,四一〇
		計		計
		五〇五,〇二四 <small>千円</small>		六,〇五一 <small>千円</small>
		二九九,四〇三		七,九五二

(イ) 國別貿易 朝鮮貿易の對手國は、廣く世界の各方面に涉り、其の數少からざ

るも、就中内地との關係最密切にして、之を大正九年の貨物貿易額に付きて觀察するに、輸移出貿易の八割五分及輸移入貿易の五割八分は内地朝鮮間の貿易に屬し。外國貿易は輸出一割五分輸入四割二分に過ぎず、而して諸外國中主要なるものは、輸出に在りては支那及露領亞細亞、輸入に在りては支那、北米合衆國、英吉利、英領印度、蘭領印度、露領亞細亞、暹羅、佛領印度等とす。主要通商國に對する最近の貨物貿易額は左の如し。

國別貿易額		輸移出			
年次	内地	支那	露領亞細亞	其他諸國	
大正八年	一九九,八四八 <small>千円</small>	一九,〇〇一 <small>千円</small>	二六,二二 <small>千円</small>	四七五 <small>千円</small>	
同 九年	一六九,三八〇	二四,三三七	一七,三三六	一,〇九五	
同 十年九月迄	一二四,〇四六	一三,三三二	八一七	四五〇	

輸移入

年次	内地		支那		英領	蘭領	佛領	露領	亞細亞	暹羅	英吉	獨逸	北米	其他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正八年	八四,九六三	二,七七七	二八,一三三	三,〇三三	三,八	七九二	四〇六	五,五七七	七,二四	二,〇一	一,四七四			
同 九年	四三,一一七	六,六六	二二,一五五	一六	四四	四四	四,九四〇	一七,一九	七,三三	一,五〇〇				
同 十年九月迄	〇四,三〇三	七,九三	三六,一一四	九	三九	三三	七,一四	一三,七〇	七,〇七	八,〇				

(口) 港別貿易 朝鮮に於ける開港場は仁川、釜山、元山、鎮南浦、群山、木浦、清津、雄基、城津、新義州、龍巖浦の十一港なるが、開港場以外馬山及鎮海にも内地朝鮮間貿易船の出入を許し、又京城、大邱、平壤には税關出張所を置き開港場より保税運送に依る貨物の輸移出入を取扱ひ、其の他陸接國境地方に於て指定せる四十六箇所の交通地點に税關出張所を設置せり。各地に於ける最近の貨物貿易額左の如し。

港	輸移出入		
	輸	移	入
仁川	大正八年 二六,三七五 千円	同 九年 二四,六四四 千円	同 九月迄 二七,一六七 千円
釜山	八九,三九三	七五,〇二四	四〇,三〇八
元山	六,六八九	四,四四六	三,三六四
鎮南浦	二五,六〇三	二四,三七七	一五,八八〇
京城	四,八七九	六,四七四	一,九七二
群山	二六,五七七	一九,八〇九	一〇,七四四
木浦	一六,四四七	一一,〇三六	七,八六七
大邱	三,〇六四	二,八〇五	二,六一〇
馬山及鎭海	四,三三六	四,四三八	二,六八八
城津	三,三八〇	二,三七九	一,二二六
	大正八年 六四,六二二 千円	同 九年 五一,二五四 千円	同 九月迄 三五,三六九 千円
	六五,四四四	五四,六七三	三四,一二五
	二二,七八三	一〇,七九三	五,三四六
	二一,〇〇六	一七,五二三	六,六二五
	五一,八三三	四五,〇四九	二六,一三三
	八,五五四	五,二八七	三,五三二
	四,七五六	四,四五九	二,四六〇
	一〇,四〇三	七,八六六	五,一〇四
	二,三八九	二,七五九	二,〇七七
	一,九六七	一,九九三	一,八七五

港別貿易額

清津	雄基	新義州及浦南	鎮南	平壤	陸接國境	總計
三、五四	—	八、七二	—	六、八〇	二、二六一	三三、九四七
二、九五	—	一三、七五	—	二、〇三九	一、九七二	一九七、〇三〇
三、〇一一	二〇四	一四、五八五	—	五七四	六、四七六	一八八、六六五
六、六七九	—	一六、八二四	—	二、五三三	二、二九〇	三六三、〇七六
六、〇八一	—	二七、六七〇	—	一、三三九	二、四四三	二四九、二六六
五、三五七	一九一	六、七三三	—	六、〇七三	一九、七四二	一六〇、七七七

備考 本表大正十年分に於て滿洲輸出入の陸路貿易に屬する貨物（其大部分は新義州貿易に屬す）は、制度改正の結果總て陸接國境の部に計上せり。

(ハ) 輸移出重要品 輸移出品は農産物及鑛産物を主とし、米、大豆、金、鐵、銅塊、牛皮、棉花、魚類、紅蔘、蘭、生絲、金鑛、鐵鑛、石炭、生牛、肥料、海蘿等は何れも重要な輸移出品なりとす。此等貨物最近の輸移出額は左の如し。

輸移 重要品價額

品目	大正八年	同 九年	同 十年九月迄
米	一一〇、〇三〇 <small>千兩</small>	七七、四五九 <small>千兩</small>	五二、九〇五 <small>千兩</small>
大豆	二〇、七二〇	一七、二九八	一三、九〇六
菜豆	一、七七三	三四九	三一三
鮮・乾鹽魚	一一、六四八	一二、四六九	八、一八二
鯨肉	六九五	四三〇	一三六
人蔘	一、七六二	一、三五〇	二、三四八
棉花	八、一六四	六、〇〇二	三、四七一
繭	三、八三三	二、三七三	二、二二一
生絲	二、〇七七	二、四一六	一、八〇二
金	四、四一五	二、三八一七	五、五四一
金鑽及汰鑽	一、五二〇	一、五二七	一、九一〇
鐵鑽	二、四三三	三、四七七	一、二六六

重石	三、八二	五	一
石炭	六四〇	一、二二一	八五三
黒鉛	五五〇	九七一	二九五
舍金銀粗銅	三、二七五	二、三三七	一五九
銅(塊及錠)	一、八七〇	一、三三九	一四八
鐵及軟銅	一、一一五	一、四〇三	四、九九九
牛皮	三、二五四	三、三〇七	一、九三九
皮革製品	二九三	八九	一四九
煙草	三、八九九	三、六二〇	九〇八
生牛	三、四七九	四、九五九	二、六五九
海藻類	一、八五六	七五七	一、四五三
肥料	三、一二五	三、一七九	五、九〇七

備考 大正九年前の各品目中には、陸接國境出張所扱に係る輸出貨物の計數を包含せず。

(二) 輸移入重要品 朝鮮の輸移入品の大部分は工業製造品に屬し、就中綿織物は輸移入貿易品の大宗たり。其他小麥粉、砂糖、酒、石油、藥材、綿絲布、麻織物、絹織物、紙、鐵、鐵道材料、機械、石炭、木材及板等は、何れも重要なものにして、嶺南企業の發達に伴ひ、各種原料品の輸移入漸次増進の趨勢に在り。今最近に於ける主要品の輸移入額を示せば左の如し。

輸移入重要品價額		品目	大正八年	同 九年	同 十年九月迄
米			一、三三二 <small>千円</small>	二、一八二 <small>千円</small>	三一六 <small>千円</small>
粟			一五、四四〇	一八、二九二	五一七
小麥			三、五八九	四、一二七	一、四四二
食鹽			三、二六八	一、三六二	九六三
砂糖			四、〇八二	四、二六七	三、五四四

橋梁材料	軌條	鐵及鋼	紙類	絹織物	毛織物	麻織物	綿織物	綿織絲	縲綿及打綿	石油	藥材製藥學類	漿化藥學類	酒類
一	三、六二一	八、〇六九	四、四五二	一、〇一七	一、一四八	七、〇七九	六九、四三六	五、一五一	三、九〇六	八、一五〇	三、一一一	三、四九一	三、四九一
三〇二	二、〇九七	四、五三八	四、五八八	九七六	一、九一〇	八、一二六	三〇、七五一	三、二四七	一、三四二	七、九五七	三、四七一	四、三三四	四、三三四
七一九	一、〇六一	三、七八五	三、七九六	三八九	一、一七四	五、四二三	二七、二七五	二、五七二	一、一六一	二、二五五	二、二〇五	三、一一一	三、一一一

品目	大正八年	同 九年	同 十年九月迄
車輛及船舶	九、四〇七 <small>千円</small>	六、九九七 <small>千円</small>	三、八一六 <small>千円</small>
諸機械類	一一、八八三	七、一〇〇	三、三八二
石炭	一四、三九四	一九、四六七	六、四〇六
木材及板	三、二七六	三、九五五	五、一九五
セメント	一、六〇六	一、六九九	一、六〇七
吹繩及筵	一、九一一	一、三二一	五五八

備考 大正九年前の各品目中には、陸接國境出張所扱に係る輸入貨物の計數を包含せず。

(ホ) 通過貿易 朝鮮に於ける通過貿易は、内地滿洲間出入貨物の釜山、新義州間鐵道を経由するものと、内地間島 琿春間出入貨物の清津港を経由するものと二者を其の主なるものとす。而して大正九年に於ける通過貿易額は總計八千五百十九萬一千圓にして、之を前記經路別に掲記せば、前者に在りては滿洲向

六千二百三十七萬六千圓、内地向一千七百四十五萬七千圓、後者に在りては關島及琿春向三百四十五萬一千圓、内地向百八十二萬五千圓なり。右の外、日本海横斷航路の利用し、滿洲產貨物の京城新義州間鐵道及京城元山間鐵道に依り内地に仕向けたるもの二萬圓を算し、其の他芝罘方面より京城仁川間鐵道及京城元山間鐵道を利用し、浦鹽へ仕向けたるもの六萬圓を計上せり。

(へ)貿易に使用せらるゝ船舶 朝鮮開港場最近に於ける入港船舶を示せば、左の如し。

年次		隻			噸		
		汽船	帆船	計	汽船	帆船	計
大正八年	四、二二二 <small>隻</small>	一四、五四四 <small>隻</small>	一八、六六五 <small>隻</small>	二、六六九 <small>千噸</small>	二、六一一 <small>千噸</small>	二、九三〇 <small>千噸</small>	
同 九年	四、二二四	一二、四三七	一六、五六一	二、九二二	一八一	三、一〇三	
同 十年九月迄	三、四九八	九、二八四	一二、七八二	二、五五八	一五七	二、七二五	

備考 貿易に使用せらるゝ此等船舶の大部分は日本船にして、且内地朝鮮間の貿易船に屬し、外國船は極めて僅少にして、其の大部分は支那戎克とす。

第二節 稅 關

朝鮮に於ける現在の開港場は釜山外十港なるが、開港場貿易貨物の通關事務を執行する爲、仁川、釜山、元山、鎮南浦の四箇所には稅關を、群山、木浦、馬山、鎮海、城津、清津、雄基、新義州、龍巖浦の九箇所には稅關支署を、京城、大邱、平壤の三箇所には稅關出張所を設置せり。其の他陸接國境貿易の爲指定せる各交通地點には稅關出張所を設置し、其の數平安北道に二十三箇所、咸鏡南道に四箇所、咸鏡北道に十九箇所あり。又鮮滿國境列車直通に關する日支協約の成立に伴ひ、明治四十四年十一月以後、南滿洲鐵道安東停車場には稅關官吏を派出して鐵道聯絡貨物に對する通關事務の取扱を爲すこととせり。尙關稅取締の爲全沿岸を通じ

て十五箇所の税關監視署を設置し、仁川釜山の兩税關には各百噸級、鎮南浦税關には八十噸級の監視汽船を配置し、龍巖浦税關支署及要地に在る税關監視署五箇所には、各五噸乃至七噸の發動機巡邏艇を配置す。

大正九年度の收税狀況左の如し。

		收 税 額			
港	輸移入税	噸 税	出 港 税	税關雜收入	
仁川	二,七四八,九五五 ^円	九六〇 ^円	一,二八五〇 ^円	五三,九五二 ^円	
釜山	二,三四六,七五五	一七,一六六	一〇,九六一	一〇九,七五〇	
元山	三,六七七,〇〇九	三,八二二	六五三	一七,〇一一	
鎮南浦	三,三六,六八六	一八,八〇五	八一七	三七,七三四	
京城	三,〇〇三,四二〇	—	三三,九六〇	二四,六五三	
群山	二,五七,四五七	九七五	五四	六,三四六	

港	輪移入税	噸	稅	出港稅	稅關雜收入
大 邱	四三、五〇三	—	—	四二四	四、二〇五
木 浦	一七五、三三四	一、〇一九	—	四〇三	六、六一二
馬 山	一一〇、五七九	三九九	—	一〇〇	二、九九二
鎮 海	一七、五七五	一、二四二	—	一三	六五六
清 津	三二四、六八〇	三、二四〇	—	一六三	一七、二五一
城 津	九九、四七四	一、二二五	—	三九	四、七九六
平 壤	五四八、一六五	—	—	六一四	九、八七五
新 義 州	三六四、一七九	二、三三四	—	二、六九九	八、六〇〇
龍 巖 浦	一七、三九二	一、五二七	—	八	二七六
陸接國境	一三三、四三一	—	—	三五	二、五〇〇
計	一、一、二、六、五、二、九、四	六、一、三、四、四	—	七、三、七、九、三	三、〇、七、二、一、九

備考 本表には印紙納付の分を含む。

第十四章 宗教

第一節 朝鮮に於ける宗教の概況

朝鮮に於ける宗教の分布を見るに、各地を通じて基督教最も優勢の地位を占め、佛教これに亞ぎ、神道は布教者の數に於ても比較的少なし、即ち朝鮮固有の佛教は、其の傳來甚だ舊く、三國鼎立の時代に於て、先づ高句麗の首都に佛寺の創立せられたるを發端とし、尋いで百濟及新羅に漸次流傳し、高麗の末期に至るまで寛大なる保護の下に隆昌を極めたりしも、李朝に至り、寺刹の新創を停め、或は度僧を制限し、特に二百有餘年來良民の僧尼と爲るを禁する等、政治上の抑壓甚しかりしを以て、僧侶は一般人民より輕侮せられ、久しく屏息せしが、明治四十四年寺刹令施行後は、從來の制限を解除し、寺刹の體用を完うし、併せて布教を爲すことを許可せられたるも、因襲の久しき未だ社會上の地位を認むるに至ら

す。現在寺刹數千二百六十二、僧尼數七千五百七十六を算す。

内地佛教各宗派中、最も早く朝鮮の布教に著手せしは眞宗大谷派にして、同派の僧侶が朝鮮に渡航し、釜山に上陸せしは實に文政年間なりとす。爾來元山、仁川、其の他開港場の増加に伴ひ、淨土宗、曹洞宗、眞宗本願寺派等、逐次布教を爲し、併合後は布教者派遣の數も増加し、信徒の結集、寺院・説教所等の設備も逐年増加するに至り、寺院六十七、布教所二百三十六、信徒十四萬八千二百二十二人を算するに至りしも、鮮人信徒は僅に一萬千五十四人に過ぎず。

神道中各地に教師を派遣せるは天理教・金光教・神理教・大社教の四派なれども、就中大社教の如きは殆ど布教止息の姿なり。

基督教は、朝鮮傳來後年を経ること久しからずと雖、公然信教の自由を許されたるは二十六年前のことなるが、爾來朝鮮人は進んで外國人居留地に至り、宣教師に就いて教を求むる者漸次増加し、到處教會堂・講義所・集會所を設け、傍ら

教派別	布教所	布教者	信徒	
			內地人	朝鮮人 外國人
聖公會	六三	六五	四〇八	三八二
救世軍	一〇〇	一六	二八五	四、八五二
天主公教	二四一	七三	七六〇	八八、四三七
南監理教會	二四一	一八八	—	一二、五六〇
美監理教會	五四〇	五二五	—	三六、六〇一
露國正教派	六	五	—	五五八
第七日安息日 耶蘇再臨教	四七	四一	—	一、〇一八
東洋宣教會	一八	七五	—	一、五〇〇
計	三、二七五	二、三六〇	四、二二五	三、一八、九二四
				四三五

布教狀況(二)

教宗派別	布教者		信徒	
	内地人	朝鮮人	内地人	外國人
天理教	四五	八四	一七、二三五	六、四一
神理教	二二	一五	一〇、五〇六	五三
金光教	二八	三一	一八、四〇〇	六、一五
大社教	三	六	三、六三六	一〇
實行教	1	1	一三〇	1
眞宗本願寺派	X _{四七} X _{一五}	九一	五四、〇二二	二、二六九
同大谷派	X _{四四} X _{二二}	五三	二九、九〇七	一、五四三
同山元派	三	四	一、六九九	1
同佛光寺派	三	四	一、三一一	1
淨土宗	X _{三四} X _{三三}	四九	一七、九四一	五、九〇一
眞言宗各派聯合	X _{二六} X _七	三三	一一、二四八	1
同醍醐派惠印部	X _{二二}	二	六三三	1

第十四章 宗教

二八三

教宗派別	布 X 寺 院 所	布 教 者	信 徒		
			內地人	朝鮮人	外國人
新義 山 眞 言 宗	X _{三三}	九	三,一四七	一四三	—
同 豐 山 派	五	四	二,一五四	—	—
曹 洞 宗	X _{二八}	五四	六,三三三	五四八	—
臨濟宗妙心寺派	六	六	二,三三〇	五五	—
同東福寺派	一	一	二四〇	—	—
日蓮宗	X _{二六}	二二	三,〇一九	九七	—
法華宗	X _一	一	八三〇	—	—
本門法華宗	X _{一三}	四	一,六七〇	四九〇	—
黃檗宗	一	一	三〇〇	九	—
朝鮮佛教	X _{五二} X _{二六} X _{四三} X _{二五}	七,六三五	—	一四九,七一四	—
計	X _{一三三} X _{三六八} X _{三九}	八一〇八	一八六,八七〇	一六七,五八七	二

第二節 宗教團體の社會事業

宗教團體の社會事業は、主として外國宣教師の手に經營せられ、學校、病院等各種社會的施設の見るべきもの尠からず。之に反して内地人宗教家の社會的施設は龍山に佛教各派が行路病者收容所を設け、一箇年七千圓餘の經費を投じて二十名内外の患者を收容し、又開城に淨土宗の經營に係る商業學校あり、外一二孤兒院を有するに過ぎず。此の趨勢に鑑み、本府は内鮮宗教團體に對して其の奮起を促したるが、最近淨土宗に於て簡易夜學校及人事相談所等を設置し、又大谷派本願寺等に於ても、青年會館を建設して各種の社會事業を經營せんとする計畫を進めつゝあり、一方には内地に於ける佛教各宗派聯合の下に佛教朝鮮協會を設け、朝鮮社會教化事業を企圖せんとする等、此の方面に一進境を開くの氣運を示せり。

第十五章 警察

第一節 警務機關の配置

大正八年八月朝鮮總督府官制改正の結果、總督府に警務局を置き、又地方官々制の改正を見るに至り、警察及衛生の事務を道知事の權限に屬せしめ、各府郡・島に一警察署を配置し、憲兵の普通警察事務取扱を廢し、純然たる警察組織と爲せり。尙警務機關の大正十年九月現在狀況左の如し。

警務機關			
道名	區分	警察署	
		派出所	駐在所
京畿道	二天	七	巡査
			内地人
			一、三三八
			一、三四九
			一、二六一

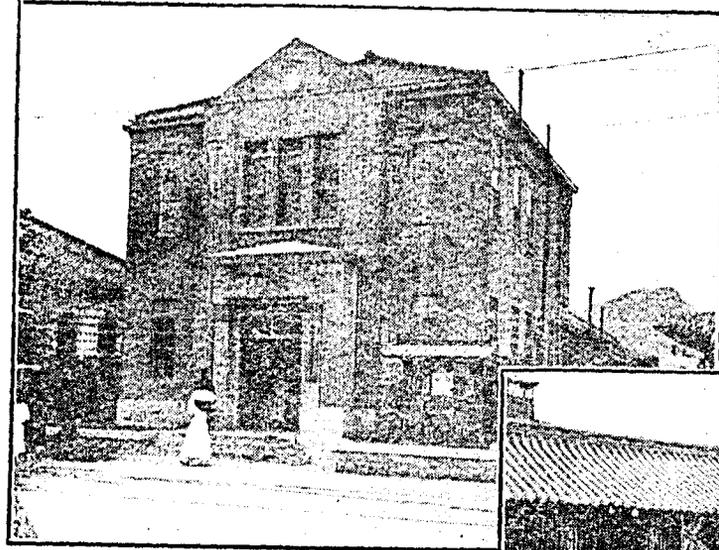
計	咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道	黃海道	慶尙南道	慶尙北道	全羅南道	全羅北道	忠清南道	忠清北道
二五二	一九	二〇	二二	二四	一六	一八	二三	二三	二二	一四	一四	一〇
一五四	五	六	一	四	一八	四	一七	八	五	八	一	一
二三六六	一一二	一六一	一六四	一八六	一五八	二〇八	二二七	二五三	二三九	一七七	一五七	九六
一〇,四二八	七一一	七二四	六七八	一,二五九	六八六	七四〇	九二四	九二六	九二一	六〇八	五五九	三六二
八,一六〇	五二四	五六八	六二八	六九二	五三八	六四三	六五八	七六八	六九七	五〇一	四六五	三三九

此外水上警備のため、沿岸廿一箇所に、汽船五隻、發動機船廿二隻を配備せり。

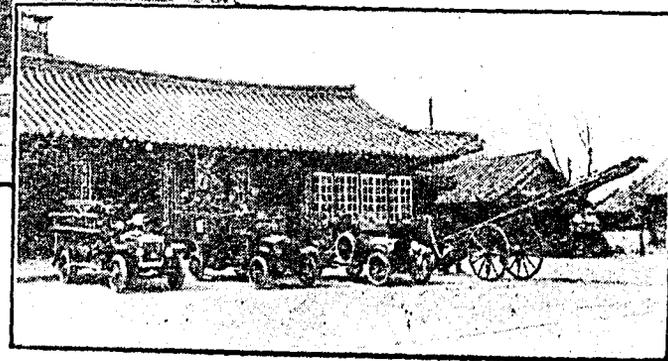
第二節 警察官養成の施設

警察官養成の機關として本府に警察官講習所あり、警察官若は警察官たるべき者に對し、警察に關する學術及實務を教授す。

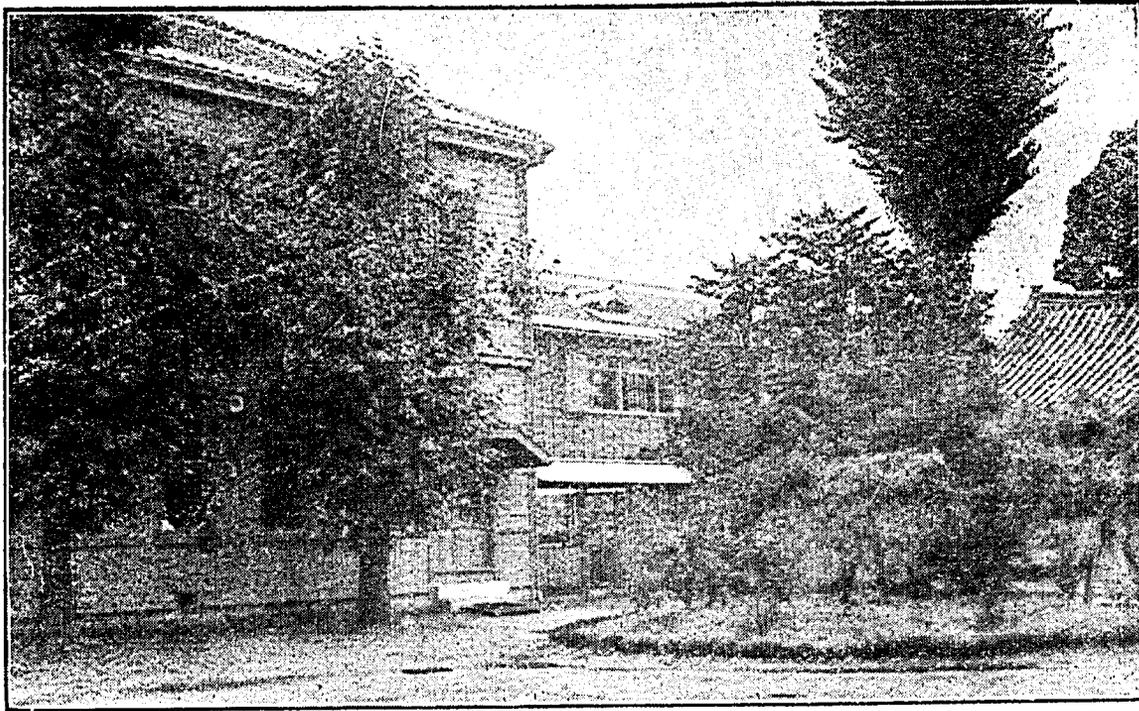
所長・教授・助教等各數名の專任者を配置し、講習科及教習科を置き、講習科を更に本科及別科に分つ。講習科本科に在りては、現に監督者たり又は將來監督者たらんとする者に對して徳操を練磨し、必須の學科實科を習得せしむるを以て其の目的と爲し、修業期間は一箇年なり。講習科別科は、現に特種勤務に従事し又は將來特種勤務に従事せんとする者に對して其の徳操を練磨し、必須の學科實科を習得せしむるを以て其の目的と爲し、修業期間は其の都度定むることとせり。



(城京) 署察警門大西城京



(所詰助消門大消城京) 況實備準動出車動自防消



(坂本) 朝鮮總督府警察官講習所

教習科は朝鮮各道に配置すべき初任巡査に對して警察官に必要な訓育・教養を施すを以て其の目的と爲し、修業期間は四箇月なり。

本講習所講堂及寄宿舎其の他諸設備殆ど完成し、教習科生のみにも優に五百名を收容し得べく、又一方各道巡査教習所と聯繫を保ちて其の教授科目の内容等に互りて洗鍊を加へ、時運の趨勢に適應すべき警察官の育成を期し、以て本機關に缺陷なからしめんとしつゝあり。

第十六章 衛生

第一節 醫療機關

大正九年十二月末に於ける醫療機關の狀況左の如し。

道別	醫(病)院		醫		醫生	限地 醫業	齒科 醫	藥劑 師	產婆	看護 婦
	官立	公立	公	私						
京畿道	二	三	一五八	九五	六一五	四	二四	四五	一八八	二六一
忠清北道	一	一	一八	八	一八五	五	一	二	一四	七
忠清南道	一	一	三三	一五	二三三	二	五	五	四一	一三
全羅北道	一	一	四〇	一七	二七七	三	三	六	三八	九
全羅南道	三	五	五六	一四	二八六	一	四	三	五四	一八
慶尙北道	二	四	六六	一三	五二八	一〇	七	四	四七	三三
慶尙南道	一	一〇	一四〇	一七	六六八	一六	一九	二	七五	八四
黃海道	一	四	六二	四六	二六四	六	三	三	五二	八
平安南道	一	五	五五	七二	四三八	七	七	六	五三	三七
平安北道	二	七	三二	五三	四五二	二	三	一	四〇	一五
江原道	二	三	二六	二	二六四	四	一	一	一三	二二
咸鏡南道	一	五	四〇	四二	八五九	四	三	四	二六	一九

成鏡北道	二	二	三一	一四	一	三三二	四	六	四	二八	一〇
	二〇	八七	七五六	四一四	三八五、三八九	七八	八六	九六	六六九	五二六	
計											

尙同期に於ける傳染病院及隔離病舎狀況は左の如し。

種別	官	立	公	立	私	立	計
傳染病院		一		四		一	四
隔離病舎		二五		一七五		二八	二二八

第二節 施設

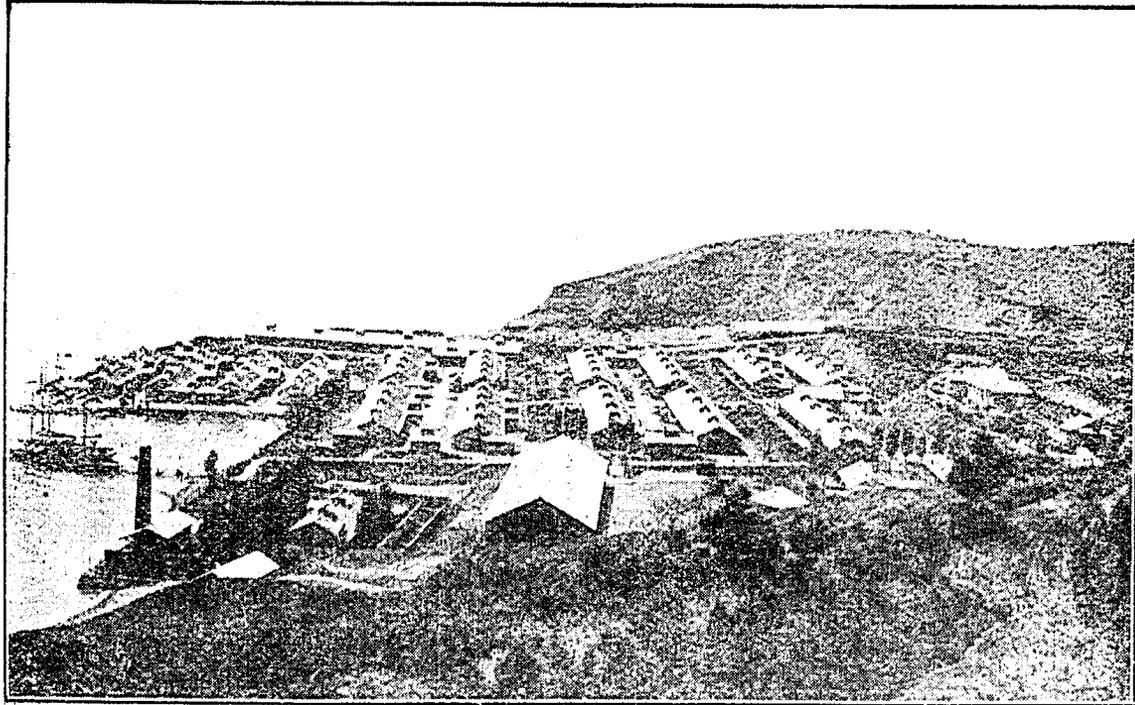
一 藥品取締

(一) 藥品 藥品に關しては明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令を公布し、尙之が施行規則を設け、藥劑師、製藥者、藥種商、賣藥業者等の各業務範圍を限

定し、毒藥劇藥の販賣及授與に嚴重なる制限を加へつゝあり。殊に阿片煙の輸入製造・販賣に關しては、從來朝鮮刑事令の規定に依りて取締を爲せるのみならず、歐洲戰亂以來、印度・埃及等よりの阿片輸入杜絶せる結果、阿片製造の爲、平安北道及咸鏡北道等に於て罌粟の密栽培を爲すもの續出し、上記の制裁のみにては、取締の困難尠からざるを以て、大正八年六月朝鮮阿片取締令を公布し、阿片製造に要する罌粟の栽培を制限し、同時に醫藥用阿片及製藥用阿片は政府の專賣として賣下又は交付するの規定を設け、其の販賣及授與に付て嚴重なる取締を加ふるに至れり。尙モルヒネ及コカインの輸出入に付いても、大正九年十二月モルヒネ及コカイン並其の鹽類の取締に關する府令を發布して爾後の輸出入を制限し、且該藥品の製造及販賣に付いても、嚴重に取締りつつあり。其の他賣藥検査の法を定め、又大正二年七月藥品巡視規則を發布して藥品巡視を施行し、漸次藥品及賣藥の精良を圖り、併せて一般藥業者に對する



（現尚存傳立府城京） 院 化 順



移出牛檢疫所 (慶尙道)

取締を厲行しつゝあり。

(二) 藥劑師 内地に於ける有資格者及前記制令の規定に依り、朝鮮總督の免許を受けたる者は、其の届出に依りて開業を許せり。尙大正五年四月藥劑師試験規則を發布したり。

二 飲食物其の他物品の取締

飲食物其の他物品に關する取締は、本府始政後、大に其の必要を認め、牛乳營業取締規則、衛生上有害飲食物及有害物品取締規則、清涼飲料水及氷雪營業取締規則、メチールアルコホル(木精)取締規則等を發布し、其取締を厲行し、尙各道に衛生試験室を設置し、技術員を配屬し、不良飲食物取締上遺憾なきを期せり。

三 痘苗製造

痘苗は朝鮮總督府獸疫血清製造所に於て之を製造す。朝鮮總督府醫院、慈惠醫院及警察官署に於て施行する種痘用のものは無料とし、藥劑師・藥種商の請求に

依り賣下ぐるものは二割減とす。尙間島に於ける公種痘に對しては、特に無償配付を爲しつゝあり。

四 屠場及屠肉

大正八年十一月發布の屠場規則に依り、從來韓國政府の屠獸規則及各理事廳の規定に依るもの竝各道に於て適宜制定せる施行規則を施行しつゝありしものを統一せり。最近に於ける需要狀況左の如し。

屠場及屠畜數			
年次	屠場數	屠畜頭數	
		牛	馬
大正八年	一、四二四	二四三、五二五	一、四六〇
同 九年	一、三五六	二五四、一三〇	三三八
			六五三、四二五
			二〇一、一六八

備考 本表掲載の屠場は公設及私設の總數にして、各年末現在とす。大正九年に於ける豚の屠畜數減少は屠場規則改正の結果なり。

五 牛乳搾取所及牛乳取締

牛乳搾取所及牛乳は、明治四十四年發布せる當該規則に依り、之が取締を爲しつゝあり。

六 汚物掃除

汚物掃除の事は、從來府・面に於てこれに當り、一方春秋二季の清潔法の如きは、警察官署に於て地方民を指導厲行する慣習を馴致せる結果、都隣共に進んで當るの風を興し、便所、井戸、下水等の改修も亦此の機會に於て之を行ひ、各地の衛生状態は逐日面目を改めつゝあり。

七 飲料水

(一)水道 朝鮮は一般に飲料水不良にして、之が改良は一大急務たり。故に本府

始政以來、毎年國費及地方費補助の下に、地方をして水道の敷設及模範的公共井戸の掘鑿を行はしめつゝあり。現今水道の設備あるは京城、仁川、光州、清津、咸興、新義州、晋州、釜山、平壤、木浦、鎮南浦、群山、羅南、會寧、元山、義州、鎮海、大邱、海州の十九箇所にして、此の外公州、清州、全州は目下工事中に屬し、釜山及鎮南浦兩水道は擴張工事を施しつゝあり。

(二)公共井戸 其の改良に付いては、明治四十三年以降國庫補助に依りて掘鑿又は改修せしむるの方針を執り、同年度以降普及を圖れり。本事業は大正八年度より一定の財源を與へて之を地方費に移し、國庫補助を廢せるも、著々之が改善を加へ、各地水質検査と相俟つて、漸次飲料水の供給を潤澤ならしむるに至れり。

公共井戸改良施設の最近狀況

年 度	掘 鑿	改 修
大 正 四 年 度	一一九	一四
同 五 年 度	一八二	一四
同 六 年 度	一〇三	五
同 七 年 度	四八二	五五二
同 八 年 度	三七五	六五九
同 九 年 度	?	?

八 傳 染 病

- (一) 痘瘡 種痘を施行し、各警察官に於て種痘が痘瘡豫防上唯一の良法たるを説き、其の普及に努めたる結果、痘瘡患者は漸次減少するの状況に在り。
- (二) 赤痢 赤痢病に付ては、年々検病的戸口調査を厲行し、之が発見を怠らず。尙清潔法を厲行し、上水・下水の改良を圖り、一面豫防液の注射を行ひ、以て

其の防遏に努む。

(ハ)陽窩扶斯 本病に付ては、希望者に對し無料にて豫防接種を施行すると共に、開業醫及私立病院等に於ても亦之を施行し得ることとせり。

備考 耐餘の傳染病に對しても、年々清潔法 施行、飲食物の取締及醫師其他市民の患者届出を履行し、一面檢病的戸口調査を履行して患者の早期發見並豫防注射及細菌検査の施行等に努めつゝあり。

九 地 方 病

地方病に關しては、本府始政以來これが調査研究を爲し、各地とも中間宿主たる河貝子の採取、河水使用の制限、其の他の方法を以て之が豫防に努めつゝあり。

備考 各地に散在する癩患者の員數も亦少からざるを以て、慈惠醫院を全羅南道高興郡小鹿島に設けて一定の人員を收容治療す。又釜山、大邱及光州に於ける外國人經營の療養所

は、いづれも若干の癩患者を收容せり。

一〇 獸 疫

獸疫中最怖るべきは牛疫にして、隣接地支那領土内に常在する故、動もすれば其の侵襲を被るに因り、峻嚴なる防遏を爲し、又血清注射を厲行せし結果、近年漸く其の害を免るゝに至れり。此の外流行性驚口瘡も年々増加の傾向を呈し。亦接壤の支那領土内に常存し、其の病毒の侵襲を受け、其の損害少しとせず、依て之が防遏に全力を盡しつゝあり。

一一 移出牛檢疫

大正四年七月移出牛檢疫規則を發布し、釜山馬山兩港より移出する生牛に限り二十日間の檢疫を行ふこととせしが、翌年十月更に同規則を改正し、元山及城津に於て健康診斷を行ひ、從來生牛の移入を許さざりし敦賀港へも移出し得ることとせり。又從來釜山に於ける繫留檢疫日數は十八日以上なりしが、農商務省と交

涉の結果、之を短縮して其の日數を十二日と爲したり。

第十七章 司法

第一節 裁判制度

朝鮮に於ける民事及刑事の裁判並非訟事件に關する事務は、朝鮮總督府裁判所之を掌る。而して該裁判所は、分ちて高等法院（覆審法院の裁判に關する上告及抗告に付裁判を行ひ、且裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を執行す）覆審法院（地方法院の裁判に對する控訴及抗告に付裁判を行ふ）地方法院（民事及刑事に付第一審裁判を行ひ、且非訟事件に關する事務を取扱ふ）の三と爲す。而して地方法院の事務の一部又は全部を取扱はしむる爲、地方法院支廳を又登記及公證の事務を取扱はしむる爲、地方法院出張所を設置す。

從來朝鮮に於ては、大正十年制令第十二號に依り、判事に對する身分を保障すると同時に在職年齢を制限す。即ち高等法院長は六十三年、其の他の判事の職に在る者は六十年に達したるときは退職とすることとせり。然れども高等法院の總會の決議に依り、五年間仍在職せしむることを得るものとす。

裁判所一覽

		高等法院	覆審法院	地方法法院	地方法法院支廳	地方法法院出張所
京城	京城			×閔城 鹽州×水原×仁川 ×春川 麟原 原州	廣州、議政府、潼川、抱川、加 平、楊平、利川、金良場、安城、 平澤、永登浦、金浦、江華、汶 山、長湍、麟蹄、楊口、淮陽、汶 旌善、平昌、寧越、橫城、洪川、 華川、金化、平康、伊川	
公州	×大田×江景 洪城 瑞山 天安×清州×忠州				報恩、沃川、永同、鎮川、槐山、 陰城、堤川、丹陽、鳥致院、扶 符、舒川、大川、青陽、禮山、 唐津、溫陽	

京 城			高 等 法 院
平 壤			覆 審 法 院
大 邱	海 州	平 壤	地 方 法 院
×慶州 盈德 蔚珍 金泉 尙州×安東 義城	×瑞興 載寧 松禾	安州 德川×鎮南浦×新 義州 定州 寧邊 江界 楚山	×北青×元山 永興 江陵 ×*清津 城津 會寧 慶興
軍戎、青松、英陽、浦項、永川、 慶山、清道、高靈、星州、倭館、 善山、開慶、醴泉、榮州、乃城、 嶺島、三陟	延安、金川、南川、新溪、馬山、 長淵、殷栗、安岳、信川、沙里、 院、遂安、谷山	黃州、順川、孟山、陽德、成川、 江東、中和、江西、永柔、价川、 寧遠、義州、龜城、泰川、雲山、 熙川、博川、宣川、鐵山、龍岩、 浦州、昌城、碧潼、渭原、 慈城、厚昌	通川、高城、襄陽、定平、高原、 文川、安邊、洪原、利原、端川、 新興、長津、豐山、三水、甲山、 鍾城、明川、吉州、富寧、茂山、 鍾城、稔城、慶源
			地 方 法 院 支 廳
			地 方 法 院 出 張 所

大 邱	
光 州	釜 山
× 蔚山 × 全州 × 群山	× 蔚山 * 馬山 密陽 × 統營 × 晋州 居昌
× 順天 * 木浦 × 長興 濟州 × 全州 錦山 南原 × 井邑	宜寧 咸安 昌寧 梁山 東萊 金海 固城 泗川 南海 河東 山清 咸陽 陝川
珍島 羅州 咸平 靈光 長城 莞島 咸平 靈光 長城 莞島	鎮安 茂朱 長水 任實 淳昌 高敞 扶安 金堤 禮里 潭陽 谷城 求禮 光陽 麗水 高興 寶城 和順 康津 海南 靈岩 羅州 咸平 靈光 長城 莞島

本表中 * 印を附したるは合議部の制ある地方法院支廳にして × 印は豫審を取扱ふ地方法院支廳なり。

第二節 適用法規

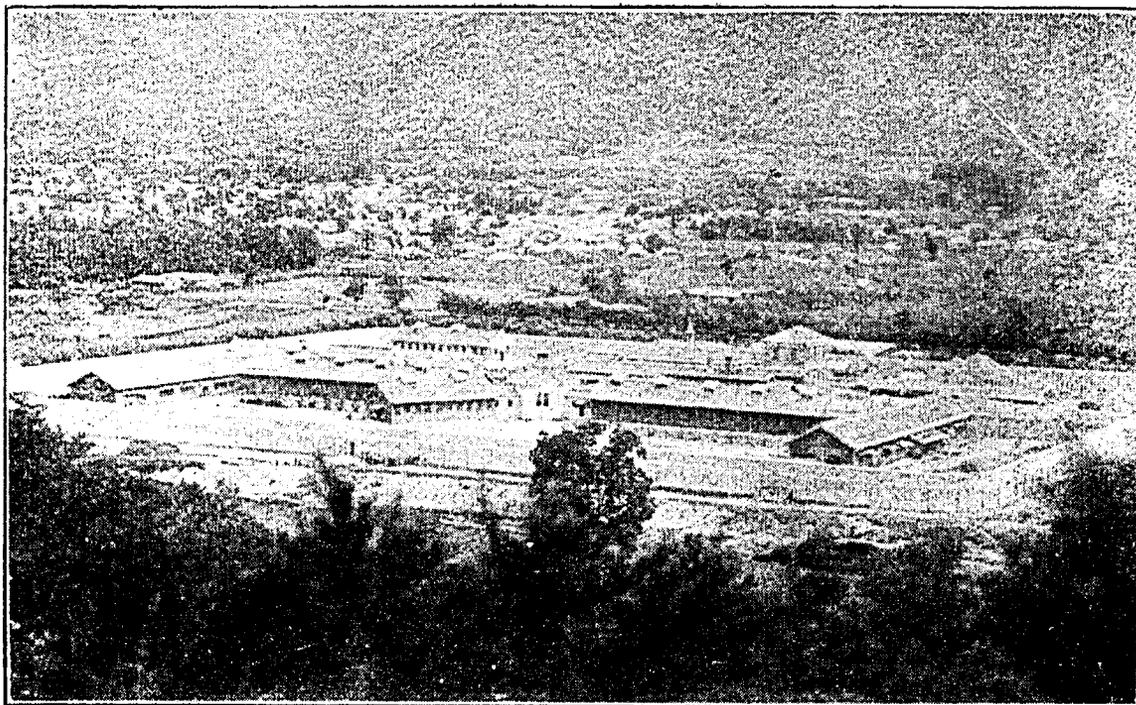
適用法規は、明治四十五年四月一日より施行の朝鮮民事令、朝鮮刑事令に於て民法刑法其の他主要なる内地法規に依るべき旨を定めたり。

民事に付ては、民法中能力・親族・相續に關する規定は從來之を朝鮮人に適用せずして慣習に依ることとし、又不動産に關する物權の種類及效力に付ては民法に定めたる物權を除くの外仍慣習に依ることとし、大正七年以來改正委員會を設けて之が調査審議を遂げたるも、大正十年十一月、最も改正の急を要する朝鮮人の能力並親權・後見・保佐人及無能力者の爲に設くべき親族會に關する事項に付法令を改正し、爾今民法の制度を以て其の制度と爲すに至りたり。

刑事については、明治四十五年四月刑事令施行の際、當分殺人罪・強盜罪に限り朝鮮人に對し刑法大全(韓國政府制定)の效力を有せしむることとし、大正六年十二月之を改正して此の規定を削除し、大正九年三月三十一日朝鮮答刑令を廢止し、以て從來內鮮人間に存せし刑罰の區別を撤去し、なほ大正十年四月朝鮮刑事令第一條に「十三 刑事訴訟費用法」を加へたるを適用法規改正の主たるものと爲す。

高等法院 (東京)





海 州 監 獄

第三節 事務取扱概要

一 不動産登記

不動産の登記に關しては、明治四十五年三月公布の朝鮮不動産登記令を以て、原則として不動産登記法に依ることを定めたり。

二 民籍事務

朝鮮に於ける民籍に關しては明治四十二年民籍法を發布し、人民の申告を督勵し、且警察官をして戸口の實查を爲さしめたるに依り、翌四十三年五月に至り初めて民籍の形式漸く成りたるが、大正四年四月民籍法を改正し、此の事務を府尹面長の管掌に移せり。而して近時人民の權利思想發達するに従ひ、漸次民籍の重要にして苟且に付すべからざるを自覺し、自ら進んで申告を爲すの傾向を生じたり。尙内鮮人間の婚姻は、共通法第二條に依り、民法及朝鮮の慣習に依據して行

はるべきものなれども、從來内地朝鮮相互間民籍の送付に關する手續規定を缺如せる爲、共通法第三條の施行を留保せられたる結果、完全有效に行ふことを得ざりしが、大正十年六月府令第九十九號を以て之が手續を規定し、共通法第三條及戶籍法第四十二條の二の規定の施行と同時に内鮮人の婚姻に關する民籍手續は同年七月一日より愈々完全に行はるゝことゝなれり。

備考 民籍法は朝鮮人に限り適用せらるゝものにして、朝鮮在住の内地人は戶籍法に由り其の本籍地に身分に關する届出を爲すものとす。

三 公證事務

大正二年五月一日より朝鮮公證令を施行し、公證人の職務は専ら地方法院及同支廳に於て取扱ひ來りたるを、翌年五月地方法院出張所の設置と同時に出張所に於て亦之を取扱ふことゝなりたるが、大正四年三月府令を以て公證令施行規則及公證手数料規則に改正を加へ、同四月一日京城地方法院所屬の専務公證人一人を

任命し、裁判所外に於て其の事務を取扱はしめ、同院（支廳及出張所を除く）に限り該事務の取扱を廢したり。

四 執達吏事務

執達吏に屬する職務は、之を裁判所書記の職務に屬せしめ、且裁判所及檢事局の長は警察官吏其他適當と認むる者をして該職務を行はしめ得るの定にして、當初は主として警察官吏をして兼掌せしめたるが、後非官吏執達吏職務取扱者を指命し、漸次地方法院及主要なる地方法院支廳所在地に事務所を設置せしめたり。

第四節 監 獄

明治四十二年十一月統監府監獄は、韓國監獄及内地人囚徒を收容せる理事廳監獄の事務一切を承繼し、翌年十月朝鮮總督府監獄と改稱せり。其後大正九年三月監獄擴張の計畫を立て、永登浦外四分監を本監と爲し、新に七箇所の分監を開設

せり。現今の監獄本監所在地は左の如し。

(一) 京城 (二) 西大門 (三) 永登浦 (四) 公州 (五) 大田 (六) 咸興 (七) 清津 (八) 平壤 (九)

新義州 (一〇) 海州 (一一) 大邱 (一二) 釜山 (一三) 光州 (一四) 木浦 (一五) 全州

尙分監所在地は左の如し。

(一) 開城 (二) 仁川 (三) 春川 (四) 清州 (五) 元山 (六) 江陵 (七) 鎭南浦 (八) 金山浦 (九)

瑞興 (一〇) 金泉 (一一) 安東 (一二) 馬山 (一三) 晋州 (一四) 濟州 (一五) 群山

備考 開城金泉兩分監は、十八歳未満の囚徒を收容する特設監と爲す見込なり。

第五節 免囚保護事業

大正二年五月免囚保護事業補助金下付手續を制定し、同年度より毎年金五千圓を交付し來りしも、大正九年度に至り之を金一萬圓に増額せり。尙大正九年度に於ける出獄人保護狀況は左の如し。

保護團體	所在地	收容人員	非收容人員	一時的保員	資產
京城救護會	京城	一〇二人	二七人	四六人	二、九二五円
仁川救護院	仁川	五	一	六	一、六八一
春川保護會	春川	二	一	一五	一、四四三
公州慣業院	公州	三〇	八	一六五	三、六三八
忠北有隣會	清州	一	一	七五	二、〇三八
咸興保護會	咸興	一	一	三二	三、四四一
元山同	元山	一	一	五七	二、〇三二
清津同	清津	一	二	一八	二、九〇六
平壤同	平壤	一八	八	二二六	六、六五四
鎮南浦獎善院	鎮南浦	三三	一四	四	一、六四七
平北保護會	新義州	六	六	六四	六、一三三
海州同	海州	三	五	六四	三、八七五

第十七章 司法

三〇九

計	保護團體								收容人員		非收容人員		一時的保護人員		資產			
	大邱常成會	釜山輔成會	馬山保護會	晉州扶掖館	光州有隣會	木浦成美會	全州有終會	群山保護會	大田白彊會	大邱	釜山	馬山	晉州	光州	木浦	全州	群山	大田
二八三	二五	八	六	一五	八	七	六	一	二八	二	三	二	一	一	二	一	一	四
一七一	二八	三	二	一	一	一	二	一	二八	三	二	一	一	一	二	一	一	四
一九八一	三七〇	六六	九	三七	一〇六	一九六	三六	六	三七〇	六六	九	三七	一〇六	一九六	三六	六	四	四
八一、二四五	四、八五八	四、六〇四	二、九七〇	二、二一六	四、六六三	三、八四〇	四、五三八	三、三三三	一、九一三	四、八五八	四、六〇四	二、九七〇	二、二一六	四、六六三	三、八四〇	四、五三八	三、三三三	一、九一三

大正十一年三月六日 印刷

大正十一年三月十日 發行

發行者 朝鮮總督府

印刷所 京城府西小門町三十九番地
朝鮮印刷株式會社